



～ 町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり ～
 第8次様似町総合計画 2011～2020



アボイの鼓動がきらめくまち 様似町

第8次様似町総合計画

第 1 部 序 論

第 1 章 第 8 次様似町総合計画策定の意義	1
第 2 章 計画策定の背景	1
1 様似町の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 地 勢	1
(3) 気 象	2
(4) 歴 史 的 背 景	2
(5) 土地利用状況	3
(6) 人口動態の推移	3
(7) 産 業 の 状 況	4
(8) 産業別就業者数の推移	4
2 住民意識の推移	5
(1) 住民アンケートについて	5
(2) 子どもアンケートについて	6
第 3 章 計画の基礎	7
1 計画の性格と呼称	7
2 計画の構成	7
3 他計画との関連	7

第 2 部 基 本 構 想

第 1 章 様似町がめざすべき姿	8
第 2 章 様似町の発展方向	11
第 3 章 施策の体系	12
第 4 章 施策の基本方向	12
1 推進体制の確立のために	13
2 住みよい環境をつくるために	13
3 安全な生活をおくるために	13
4 健康で幸せな生活をおくるために	14
5 心豊かな人間性を養うために	14

6	豊かな暮らしを生み出すために・・・・・・・・・・・・・・・・	14
7	発展の基盤づくりのために・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第5章	計画期間中の人口推移予測・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第3部 基本計画		
第1章	推進体制の確立のために・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1-1	財政健全化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1-2	力強い行政体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1-3	ジオパークによるまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	24
1-4	移住・定住対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1-5	住民参画のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	29
第2章	住みよい環境をつくるために・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2-1	まちなみの整備・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2-2	自然の保護・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2-3	子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	39
2-4	上下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2-5	衛生対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第3章	安全な生活をおくるために・・・・・・・・・・・・・・・・	46
3-1	防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	46
3-2	交通安全と防犯対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	48
3-3	消防・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	50
3-4	国土保全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第4章	健康で幸せな生活をおくるために・・・・・・・・・・・・・・・・	57
4-1	健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・	57
4-2	地域医療体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	65
4-3	地域福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	66
4-4	国民健康保険制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	76
第5章	心豊かな人間性を養うために・・・・・・・・・・・・・・・・	77
5-1	幼児教育・保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	77
5-2	義務教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	79

5－3	社会教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	81
5－4	文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	84
5－5	社会体育・スポーツの推進・・・・・・・・	86
第6章	豊かな暮らしを生みだすために・・・・・・・・	88
6－1	農業振興対策の推進・・・・・・・・	88
6－2	林業振興対策の推進・・・・・・・・	92
6－3	水産業振興対策の推進・・・・・・・・	94
6－4	商業振興対策の推進・・・・・・・・	96
6－5	工業振興対策の推進・・・・・・・・	97
6－6	観光振興対策の推進・・・・・・・・	98
第7章	発展の基盤づくりのために・・・・・・・・	100
7－1	道路・交通網の整備・・・・・・・・	100
7－2	地域情報化の推進・・・・・・・・	102
7－3	土地利用の推進・・・・・・・・	104
7－4	公共施設の有効活用 of 推進・・・・・・・・	105

第1部 序 論

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

第1章 様似町総合計画策定の意義

平成13年度を初年度としてスタートした第7次様似町総合計画は、平成22年度をもって計画期間を終了しました。この間、厳しい財政事情により事業費が制約されるなか、産業振興と町民の安全・安心を念頭に置き可能な限りの施策を推進してきました。これにより少しずつではあるものの着実に産業・生活基盤を整備することができましたが、歯止めのきかない少子化や過疎化、揺れ動く社会・経済情勢に影響され、残念ながらまちの活気を取り戻すまでには至りませんでした。

さまざまな情報が蔓延し、生き方や考え方が多様化する一方、政治・経済とも不安定材料が多く、先が読めない昨今、まちづくりを推進するには非常に難しい舵取りが必要となります。しかし、どんな時代にあっても町民が求める『安心』と『暮らしやすさ』を実現するため、将来的なまちづくりの目標を見据えつつ、今後10年間の指針となる第8次様似町総合計画を策定します。

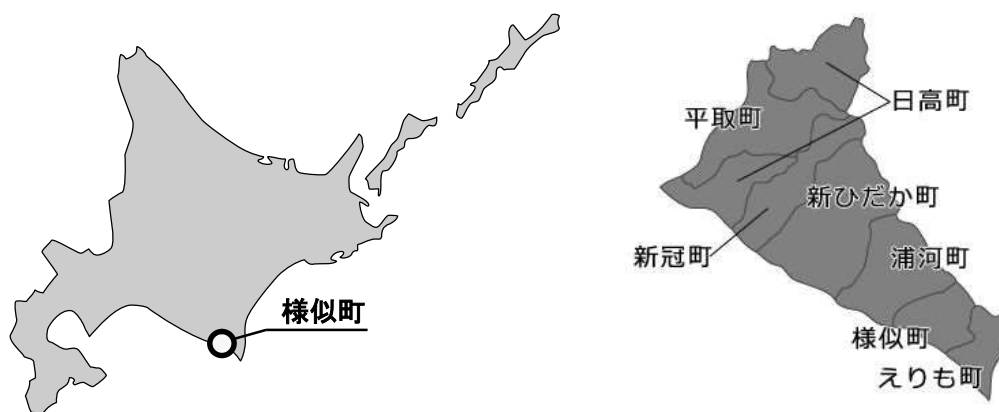
第2章 様似町総合計画策定の背景

1 様似町の概況

(1) 位置及び面積

様似町は北海道の南東及び日高管内の南東に位置し、北緯42°03'から42°15'までの間と東経142°51'から143°12'までの間にあって、西は鵜苫川を境として浦河町に、東はえりも町に、北東は日高山脈をもって十勝管内広尾町に隣接し、南西は太平洋に臨んでいます。

面積は364.30km²、東西に20.2km、南北20.6kmで、太平洋に浮かぶ親子岩をはじめ、変化に富んだ美しい海岸線は24.2kmあります。



(2) 地 勢

地勢は、様似川、海辺川の流域地帯を除くと、ほとんどが丘陵地帯、中起伏山地からなっており、河川の流域沿いと太平洋岸沿いに集落が形成されています。

山岳は町の中央部に秀峰アポイ岳(810m)、ピンネシリ(958m)の連山があり、日高山脈の支

脈となっています。このアポイ岳※は、高山植物群落が特別天然記念物に指定されるなど植物学上貴重な存在となっているだけでなく、峰続きの吉田岳、ピンネシリと幌満川対岸の幌満岳などとともにより地質学的にも貴重な「幌満かんらん岩体」から成っています。このため、アポイ岳を核心地域とする様似町は、「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」※として、平成27年11月にユネスコ世界ジオパーク※に認定されています。

河川については、2級河川に指定されている幌満川（24.8km）、様似川（22.3km）、海辺川（8.5km）のほか7の準用河川と50の普通河川があります。幌満川には、民間の利水ダムと水力発電所が整備され、産業開発に重要な役割を果たしています。様似川は日高山脈を源として南下し太平洋にそそぎ、河川水は水道水として利用され、また、流域の中流は農耕地、下流は中心市街地となっています。

(3) 気 象

北海道の南東に位置し、かつ太平洋に面しているため海洋性気候となっており、秋から冬にかけて多少、風・波は強くなりますが比較的温暖な気候となっています。

年平均気温は8度前後で、夏期の最高気温が30度になることはほとんどなく、冬期の気温もマイナス10度を下ることは稀であり、大変過ごしやすい気候となっています。

(4) 歴史的背景

様似にかなり古くからアイヌ民族が住んでいたことは、チャシ跡などの遺跡からうかがうことができます。集落が形成されたのは今から約370年前の寛永12年（1635年）、現在の海辺川上流にあった東金山金鉱山で採金が行なわれていた頃で、キリシタナイ（現在の西町）周辺が中心であったといわれています。寛文9年（1669年）のシャクシャインの戦い後にこの鉱山が閉鎖され、以後は松前藩の支配下として海産物を主に交易を始めたことにより漁場として繁栄してきました。定着農業がはじまったのは、明治18年（1885年）になってからでした。

寛政11年（1799年）、幕府支配のシャマニ会所が設けられました。初代詰合は中村小市郎が務め、駐留していた大河内善兵衛監督のもと、現場責任者としてシャマニ山道を完成させたことは、本町の歴史にとって重要な役割を果たしています。

さらに、享和2年（1802年）蝦夷奉行の管下となり、文化3年（1806年）には、幕府がオコタヌシ（現在の栄町）に蝦夷三官寺※のひとつ等澍院を建立しました。

明治13年（1880年）に戸長役場が開設され、2級町村制施行により8カ村を大字とした様似

※アポイ岳 本町の市街地の南東に位置し、標高は810mと低い山であるが、かんらん岩質の特殊な土壌や特異な気象条件により多くの高山植物が生育している。アポイ岳高山植物群落は、昭和27年に国指定特別天然記念物に指定されている。

※アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク 地下深くのマントルが地表に現れてできたかんらん岩の山・アポイ岳をはじめとする様似町の大地と自然、歴史・文化を学び楽しむための大地の公園。

※ユネスコ世界ジオパーク 科学的に貴重な地質遺産や美しい景観などを教育や観光に活用することで、遺産の保全とその地域の持続的発展を促すことを目的に、一体的に管理された地理的領域。平成27年11月現在、33ヶ国120地域が認定されている。

※蝦夷三官寺 江戸時代後期に、蝦夷地に入り亡くなった武士などを弔うために幕府が建てた官営寺で、他に伊達市の「善光寺」と厚岸町の「国泰寺」をいう。

村が誕生したのは明治39年（1906年）になります。

大正14年（1925年）には浦河～様似間に送電線が完成し、278戸に電灯がともされました。

また、昭和7年（1932年）には様似船入澗第1期工事が着工、昭和12年（1937年）に国鉄日高本線が様似駅まで開通、さらに昭和16年（1941年）には東邦電化㈱（現在の新日本電工㈱）日高工場が建設されるなど産業開発が進むとともに、生活水準も向上し現在の様似町の基盤が作られました。

このように尊い先人の英知と努力によって築かれた様似が、躍進の町「様似町」として力強くスタートしたのは町制施行をした昭和27年（1952年）のことです。

（5）土地利用状況

土地利用の現状は森林が91.6%と最も多く、以下農用地3.0%、宅地0.4%、その他5.0%となっています。

宅地は、中心市街地近郊の原野などからの宅地化が少しずつ進んでいます。

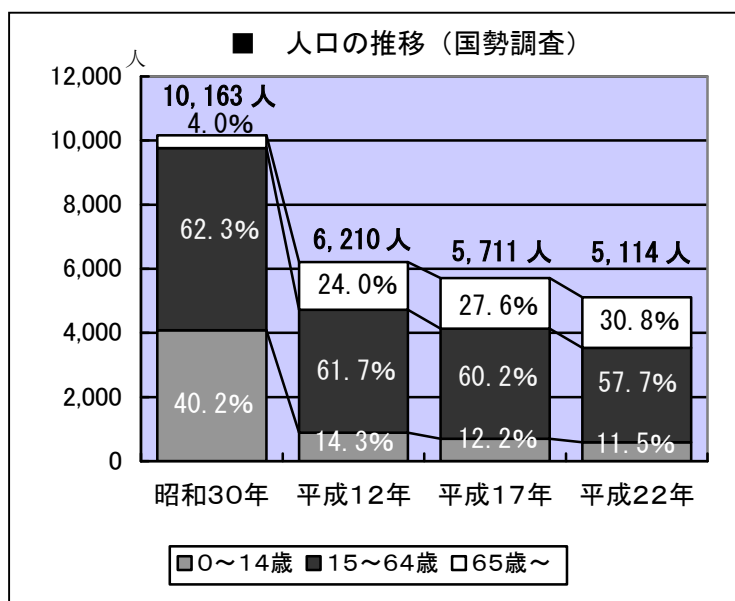
農用地は、様似川及び海辺川流域沿いの平坦地や一部の丘陵地にあり、軽種馬、水稻、施設野菜、酪農、肉用牛を中心とした農業経営が行なわれています。

森林は、面積の61.6%が道有林、29.2%が私有林、9.2%が町有林となっており、森林資源の保護・育成及び森林機能の保全などが進められています。

（6）人口動態の推移

本町における平成22年度国勢調査総人口は、5,114人（男2,417人、女2,697人）、世帯数は2,206世帯で、平成17年の同調査と比較すると総人口で597人（10.5%）減少しており、本町の人口が最も多かった昭和30年国勢調査時の10,163人をピークに年々減少しています。特に減少率は昭和60年以降、6～10.5%という高い状況が続いています。

この人口減少について、近隣町であるえりも町や広尾町、第一次産業が盛んな別海町や中札内村と本町を国勢調査ベースで比較してみたところ、平成22年総人口では本町が昭和30年人口から49.7%減少しているのに対し、えりも町は41.6%の減少、広尾町は30%台の減少、中札内村と別海町は20%台の減少となっています。本町の大きな人口減少の要因として以前から考えられてきた学卒者の都市部等への流出については、他町村においても率の高低はあるものの同様の推移となっており、むしろ15歳～39歳のUターン者が少ないことが大きな要因となっています。これ



は、大学などで専門知識を修得した方や都市部などで数年間働いた方が“ふるさと”へ帰る際に受け皿となる職場が少ないためと想定されます。現に強固な第一次産業に支えられる別海町や中札内村、事業者数が多い広尾町はＵターン者の率が非常に高く、人口の減少率も低くなっています。なお、本町の少子化の要因としては未婚・晩婚・晩産化などによる出生数の減少だと考えられます。

本町の高齢化率は、平成２２年国勢調査で３０．８％となっており、平成１２年調査時よりも６．８ポイント上昇し、北海道の２４．７％、全国の２３．０％を大きく上回っています。

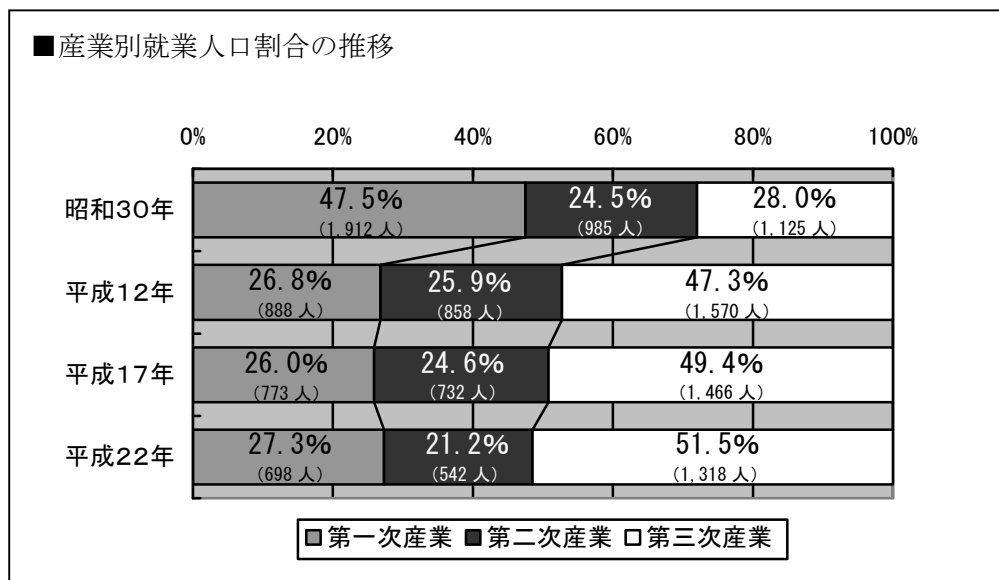
(7) 産業の状況

本町の産業は第一次産業や各種産業など多面的構造で成り立っています。

水産業においては、漁協などとともに日高昆布やマツブ、マツカワなどのブランド化に取り組んでいるものの、水産資源減少に伴い水揚量が低迷しており漁家経営を圧迫しています。農業については、軽種馬生産農家は戸数の減少や販売価格の低迷により、厳しい経営が強いられています。酪農・肉用牛農家は、安定的な経営を行っています。そして、イチゴ農家は戸数・生産額ともに増加傾向にあります。商業については、第一次産業の低迷と大型店のある近隣町への購買力流出により、商業販売額は減少する一方となっています。工業及び製造業は、工業事業所をはじめ食品製造事業所など１５以上の事業所があり、町内産業で最も大きな売上高を占めています。売上高は、平成２～３年をピークに減少が続いてきましたが、食品製造業の堅調な生産や工業事業所の業績回復もあり、平成１５年以降は持ち直してきています。

(8) 産業別就業者数の推移

本町の就業者総数は、平成２２年の国勢調査では２，５５６人であり、総人口の５０．０％を占め、その内訳は第一次産業６９８人（２７．３％）、第二次産業５４２人（２１．２％）、第三次産業１，３１８人（５１．５％）となっており、平成７年以降、第一次産業と第二次産業が１～２％ずつ減少し、第三次産業がその分増加していています。



2 住民意識の推移

(1) 住民アンケートについて

本町では、平成20年度に10年ごとの総合計画策定に合わせ住民アンケート調査を行っており、また人口減少問題の克服、成長力の確保に向けた「様似町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定のためと合わせ、総合計画の見直しになる平成27年度に住民アンケートを実施しました。その中の『様似町の住みよさをどう感じるか』という設問に対して、約76%の方が「住みよい」「まあまあ住みよい」と回答し、「住みにくい」「あまり住みよくない」「無回答」という回答が24%だったことを考えると、多くの方が『住みよいまち』と感じていると考えられます。

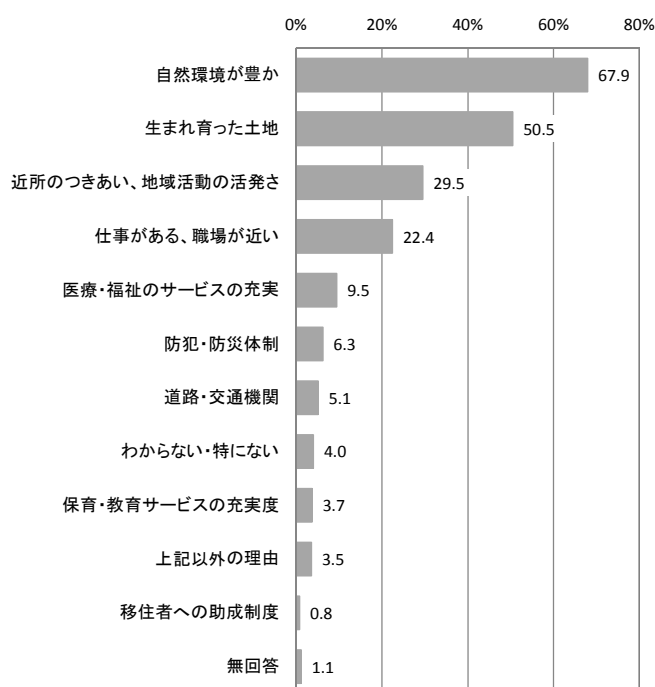
そのうち「住みよい」「まあまあ住みやすい」と回答した方に『住みやすいと感じる点は何ですか』の設問の回答のなかでも「自然環境の豊かさ」が67.9%で最も多く、次に「生まれ育った土地」が50.5%で、次いで「近所のつきあい、地域活動の活発さ」29.5%になっており、豊かな自然環境を活かし交流の輪を広げ、住民が助け合いながら暮らしていけるまちづくりの取り組みの成果がでていることが考えられます。

また、『様似町に住み続けたいか』などいくつかの設問を昭和63年の第6次様似町総合振興計画策定時のアンケートから継続的に載せていますが、『10年間で様似町がどう変わったか』という設問に対しては、「良くなった」という回答が増加傾向にある項目は少なく、特に“医療・福祉環境”や“働く環境”、“暮らし向き”については毎回「悪くなった」という回答が増加し、8年前の調査では半数以上となってしまっています。

これらのアンケート結果から、本町住民は『まあまあ住みよいまち』と感じつつも、医療・福祉面や労働環境についての不安や、買い物環境などについて不満を感じているかたが多い状況となっています。

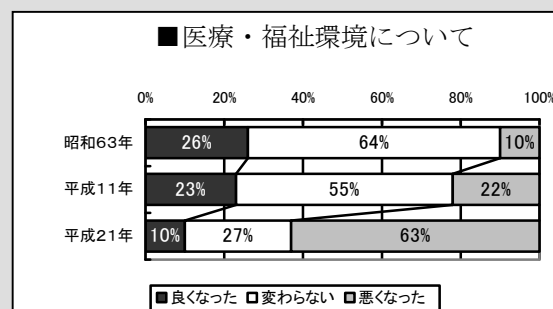
■住みやすいと感じる点は、何ですか。

(※H27年度実施 住民アンケートより)

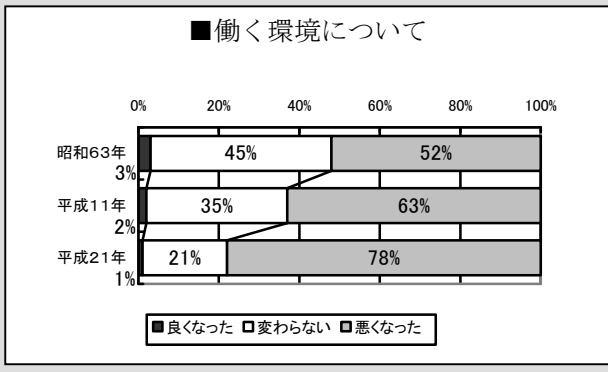


◎住民アンケート結果の推移（抜粋）

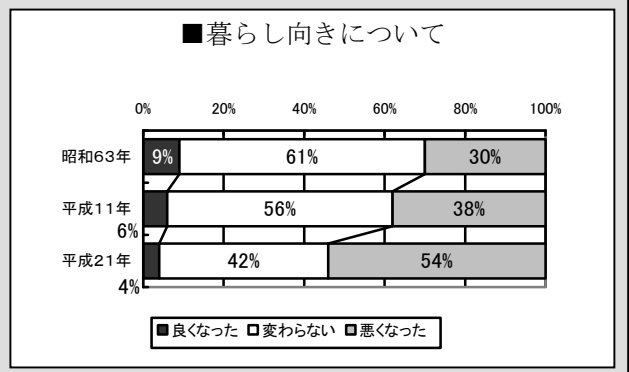
(※H20年度実施 住民アンケートより)



◎住民アンケート結果の推移（抜粋）
（※H20 年度実施 住民アンケートより）



◎住民アンケート結果の推移（抜粋）
（※H20 年度実施 住民アンケートより）



（2）子どもアンケートについて

本計画策定にあたり、『子どもアンケート』として本町の次代を担う小学4～6年生を対象としてアンケートを実施しました。

子どもたちが“様似町の良いところ”と回答したのは、アポイ岳や親子岩などの自然環境に関する回答が54.1%と最も多く、“様似町の悪いところ”については『お店が少ない』など買い物環境に関する回答が25.2%と最も多くなりました。『様似町がどんなまちになればよいか』という設問に対しては、「自然がいっぱいあるまち」など自然環境に関する回答が最も多く、子どもたちが様似町の自然に対して誇りと関心を持っていることが伺えます。

また、アンケート全般を通して「ゴミが落ちている」「ゴミが落ちていないまちになってほしい」という回答が多くなっており、様似町の自然環境を誇りに思っているだけに、道端などに落ちているゴミが目につく子ども達が多いのではないかと考えられます。

写真

第3章 計画の基礎

1 計画の性格と呼称

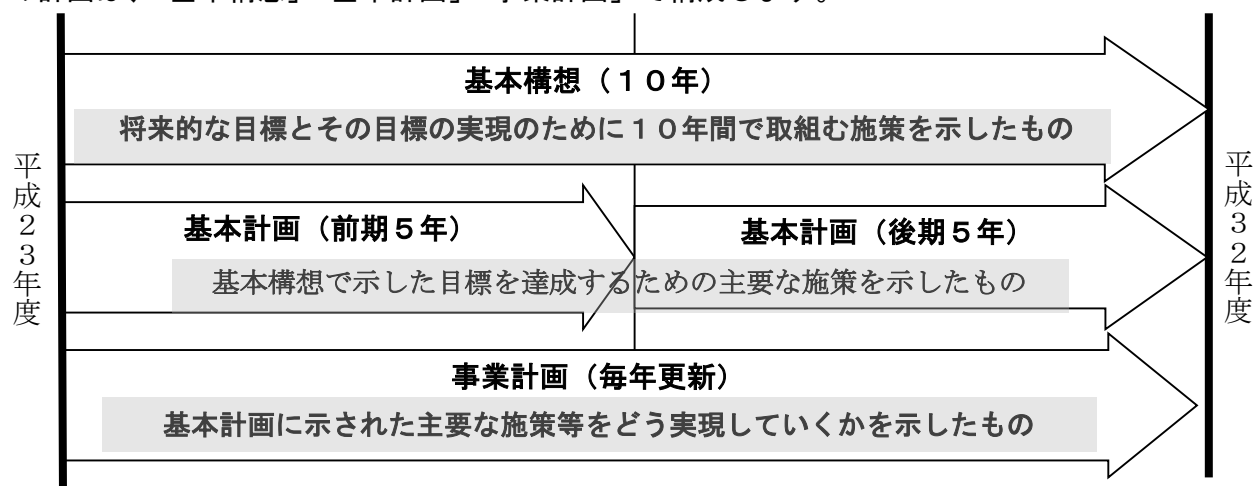
総合計画は、長期的な見地に立ち、まちづくりを計画的・効率的に推進するための指針であり、今後10年間に本町が実施する事業の根本となるものです。

この計画を「第8次様似町総合計画」と称し、そのテーマは「町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり」とし、適切に推進していきます。

また、計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

2 計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「事業計画」で構成します。



3 他計画との関連

本計画の円滑な実現を図るためには、国や北海道などの関連計画と整合性を保つことが必要であることから、次に掲げる諸計画を十分に考慮しつつ本町の特性と発展の可能性を追求し、自主性と主体性をもった計画とします。

- ◎新・北海道総合計画 「ほっかいどう 未来創造プラン」
- ◎21世紀の国土グランドデザイン（第5次全国総合開発計画）
- ◎国土形成計画

第2部 基本構想

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

第1章 様似町がめざすべき姿

様似町は、年々人口が減少し、日高管内で最も小さなまちとなりました。

全国的にも人口の減少傾向が続いていますが、本総合計画策定の際に集約した住民アンケートなどを基に、様似町が“めざすべき姿”を次のように定義します。

なお、このめざすべき姿は、長期的な視点で各種施策を推進することにより“実現可能な理想”として考え得るものであり、分野によっては、本総合計画終了時点で実現できるものもあると思いますが、数次の総合計画を経て実現していく、まちの理想像となっています。

【 総 論 】

各産業の活気がまちの活性化を促し、豊かな自然環境を活かして交流の輪を広げる、小さくても住民同士が助け合いながら暮らしていけるまち。

○様似町がめざすべき姿①【まちの様子】

- ・人口～豊かな海や農地・森林などを活かした第一次産業、堅調に業績を保つ製造業などが人口の流出にブレーキをかけ、4,000人台を維持することをめざします。
- ・自治会～人口の減少により、自治会活動の停滞が懸念されますが、自治会の集約などにより自治会活動の維持をめざします。
- ・まちなみ～人口減少により空き家や空き地が増加していくと想定されます。空き家については、“空き家情報”を提供し町外から移り住む人を増加させるとともに、廃屋や空き地については、整理・活用を図り、活気のあるまちなみづくりをめざします。

○様似町がめざすべき姿②【自然環境】

- ・アポイ岳～町や民間団体、関係機関が連携して高山植物の保護活動などを実施し、高山植物の可憐な花たちが咲き乱れるアポイ岳の姿を次代に引き継いでいくことをめざします。
- ・アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク※～町内には豊かな自然と貴重な動植物が数多く存在しており、これらの資源を活かした活動を推進し、行政をはじめ各種団体などが活発化できる施策推進をめざします。
- ・景観～住民が、身の周りの環境を保全する意識を持ち、まち全体での美しい景観や環境づくりをめざします。

○様似町がめざすべき姿③【行政の姿】

- ・行財政改革～住民サービスを低下させないよう他市町村との広域事業連携を推進するとともに、公共事業や公共施設の維持について、重点化・集約化をめざします。
- ・まちづくり～住民と行政が一緒にまちづくりを考え「行政がやるべきことは行政で、みんな

※アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク 地下深くのマン틀が地表に現れてできたかんらん岩の山・アポイ岳をはじめとする様似町の大地と自然、歴史・文化を学び楽しむための大地の公園。

でやれることはみんなで」とした協働のまちづくりを進め、住みよい環境づくりをめざします。

○様似町がめざすべき姿④【保健福祉】

- ・医療～高度医療は、都市圏や近隣町に行かなくては受診できない状況でありますので、地域のかかりつけ医の確保を図り、多くのかたが不便さを感じる事のない医療体制をめざします。
- ・福祉～高齢化率※は40%を超えていると想定されますが、自治会活動を通じて隣近所が気軽に声を掛け合え、また、福祉施設やサービスも整備し、「老老介護」※とはなるものの穏やかに暮らせるまちをめざします。

○様似町がめざすべき姿⑤【産業】

- ・農林水産業～後継者不足などから就業者は減少傾向になると想定されますが、第一次産業の魅力を見直し、Uターン・Iターンの後継者に対する環境づくりをめざします。また、各種産業団体と町、そして事業者が協力して生産基盤を整備し、各産業の1事業者当たりの生産額が増加傾向となることをめざします。
- ・商工業～近隣町などへの消費活動の流出、原材料費の高騰などにより厳しい状況となることも想定されますが、『地産地消』※の推進や特産品開発、アポイ岳ユネスコ世界ジオパークの推進による交流人口の増加などにより、町内産業が活性化し経営が安定化するような施策推進をめざします。

○様似町がめざすべき姿⑥【教育】

- ・少子化対策～少子化傾向は続いていくことが想定されますが、町内産業の後継者増加を図ることにより出生数の回復をめざします。
- ・教育～幼児センターから中学校までが連携し、学力の向上や豊かな人間性を育てる教育を推進するとともに、アポイ岳ユネスコ世界ジオパークによる教育事業の充実により、子どもから大人まで身近なまちの自然などを学ぶことができ、住民の郷土愛を培えるような施策推進をめざします。
- ・子育て～子育て支援の輪を、町が中心となり民間団体へ広げるとともに、近所が声を掛け合い“地域での子育て”ができる環境を整え、安心して子育てすることができるまちをめざします。

※高齢化率 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

※老老介護 家庭の事情などにより高齢者が高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。家族が共倒れる危険性や介護疲れによるさまざまな事件もあることから、日本のような高齢化社会を形成している国家では大きな社会問題となっている。

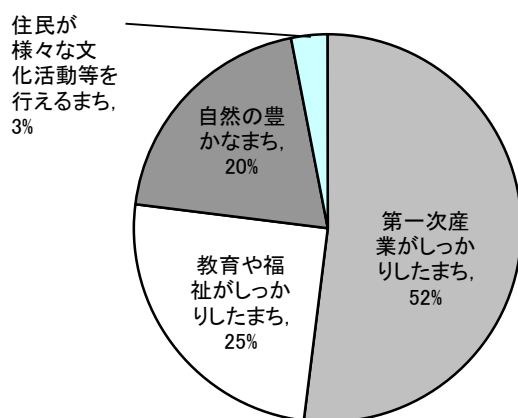
※地産地消 その土地で生産された農林水産物などは、その土地で率先して消費しようという考え方。

○様似町がめざすべき姿⑦【交通・通信環境】

- ・交通～町内の民間路線バス・鉄道が営業継続を図れるよう支援等を行い、将来にわたって“住民の足”の確保をめざします。
- ・通信～携帯電話とブロードバンド※は、町内のほぼ全域をカバーできるよう通信環境整備をめざします。

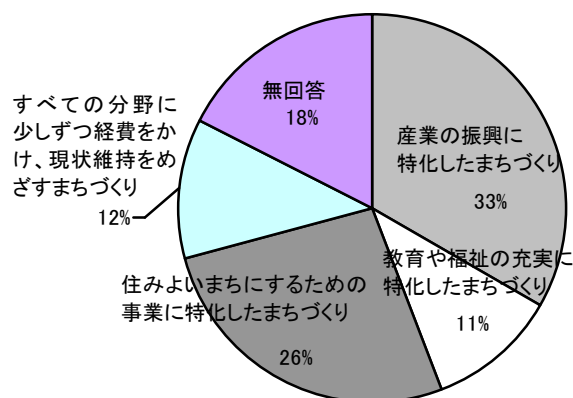
◎この先様似町が、どのようなまちになることを望みますか。

(平成 20 年度実施 住民アンケートより)



◎この先様似町が、進むべき道は、どのような形が良いと思いますか。

(平成 27 年度実施 住民アンケートより)



写真

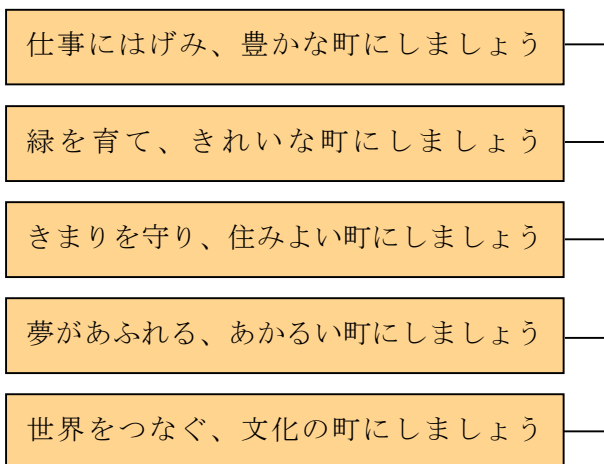
※ブロードバンド 「広帯域」にわたる、光ファイバーや無線通信技術による高速インターネット接続のこと。

第2章 様似町の発展方向

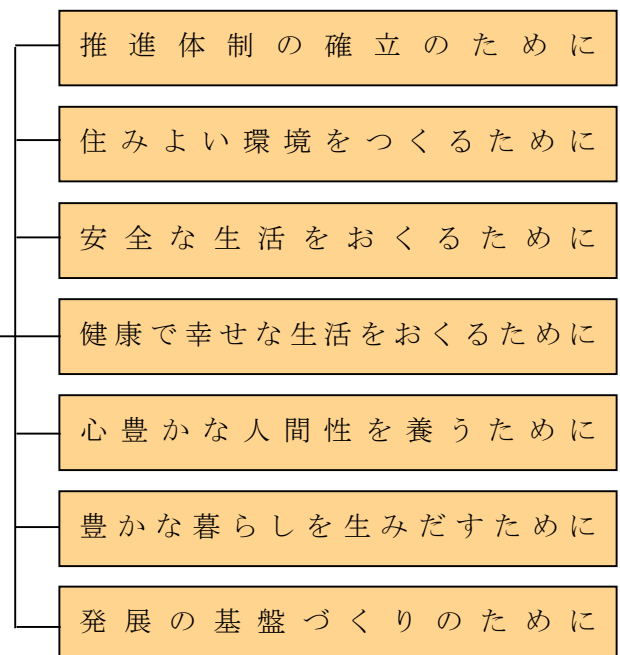
本町は、第7次総合計画を策定以来、「21世紀の鼓動 町民と歩む 新しいまちづくり」をテーマとして、町政各般にわたる施策の推進に努めてきました。

新しい総合計画では、住民からの意見などに基づいたまちの将来像を想定し、町民憲章の具現化のために推進してきた第7次様似町総合計画の各施策を受け継ぐとともに、近年における社会・経済情勢の変動や住民意識の多様化、価値観の変化などを認識しながら、本町のもつ自然的価値や地域的特性などの諸条件を十分に活かし、住民生活の安定と福祉の向上を基本理念として、「町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり」を創生のテーマに掲げ、次の7つを柱とした施策を積極的に推進します。

■ 町 民 憲 章 ■



■ 施策の基本方向 ■



第3章 施策の体系

まちの理想を実現するための施策の基本方向を受け、次のような施策体系で各種の施策を推進します。

テーマ	施策の基本方向	基本計画
町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり	推進体制の確立のために	● 財政健全化の推進 ● 力強い行政体制の確立 ● ジオパークによるまちづくりの推進 ● 移住・定住対策の推進 ● 住民参画のまちづくり
	住みよい環境をつくるために	● まちなみの整備 ● 自然の保護 ● 子育て支援の充実 ● 上下水道の整備 ● 衛生対策の推進
	安全な生活をおくるために	● 防災体制の整備 ● 交通安全と防犯対策の推進 ● 消防・救急体制の整備 ● 国土保全対策の推進
	健康で幸せな生活をおくるために	● 健康づくりの推進 ● 地域医療体制の充実 ● 地域福祉の充実 ● 国民健康保険制度の充実
	心豊かな人間性を養うために	● 幼児教育・保育の充実 ● 義務教育の充実 ● 社会教育の推進 ● 文化活動の推進 ● 社会体育・スポーツの推進
	豊かな暮らしを生みだすために	● 農業振興対策の推進 ● 林業振興対策の推進 ● 水産業振興対策の推進 ● 商業振興対策の推進 ● 工業振興対策の推進 ● 観光振興対策の推進
	発展の基盤づくりのために	● 道路・交通網の整備 ● 地域情報化の推進 ● 土地利用の推進 ● 公共施設の有効活用の推進

第4章 施策の基本方向

本町が、まちの将来像を実現させていくためには財政の健全化に取り組みつつ、必要な施策を強力で推進していくことが必要となります。そのためには、優先度や緊急度、効果などを的確に把握したうえで施策の重点化を図っていくことが必要となります。

第8次総合計画では、この考え方を踏まえ以下のような方向性をもって、各施策を推進していきます。

1 推進体制の確立のために

まちづくりを推進していくためには、行政と議会、住民が共通認識をもち、それぞれの役割を担っていくことが重要となります。そのため、行政改革を継続するとともに、様々な機会を通じ住民との情報共有を推進することにより、「わかりやすく開かれた行政」としての体制や、まちづくりに参画しやすい環境を整えます。

また、まちの基盤を整備するために重要な財政基盤を安定させるため、財政健全化の取り組みも継続していきます。

本町は、アポイ岳ユネスコ世界ジオパークとして認定されています。ジオパークは、地質・自然・文化遺産の保護と活用を図ることで、その地域の社会経済・文化的発展を促そうとする取り組みであり、特に地域間交流、地域経済、教育分野における住民との深い関わりの上にたった連携が欠かせません。ユネスコ世界ジオパーク※の枠組みを活用したまちづくりを推進します。

そして、深刻化する人口減少問題の克服のため、産業振興及び雇用対策、住宅環境対策、子育て・福祉対策をキーワードに、庁舎内に各施策を横断的に推進する組織を設置し、町民や関係機関との連携を図りながら取り組みを推進します。

2 住みよい環境をつくるために

ユネスコ世界ジオパークとして認められている本町の豊かな自然と美しい自然景観には、住民アンケート結果でも約半数の方が「住みよい」という回答をしています。この恵まれた環境を次代に受け継いでいくため、地質・自然遺産をはじめとした自然環境の保全活動を推進していくとともに、住みよいまちとなるよう景観・市街地環境の整備や適正な廃棄物処理、人口減少により生じている空き家の解消及び有効活用、子育て支援、衛生対策を推進します。

また、老朽化している各公共施設については、計画的に建替え・更新します。

3 安全な生活をおくるために

本町は、太平洋と日高山脈に囲まれさまざまな恩恵を受けてきました。しかし、その地形から津波や崖崩れなど自然災害の危険が高い地域ともなっていますので、海岸や治山、治水などの保

※ユネスコ世界ジオパーク 科学的に貴重な地質遺産や美しい景観などを教育や観光に活用することで、遺産の保全とその地域の持続的発展を促すことを目的に、一体的に管理された地理的領域。平成27年11月現在、ユネスコによって33ヶ国120地域が認定されている。

全施設の整備を促進するとともに、老朽化している防災無線や消防関係車両等の更新、避難体制などの整備をすることにより防災力や消防力の向上を図ります。また、交通事故や犯罪のないまちとするため、関係機関とともに各種活動を推進します。

4 健康で幸せな生活をおくるために

本町に住んでいる全ての方が日々健康に過ごしていくことができるよう、各種健康診査や健康相談を気軽に受診できるような体制を充実させていくとともに、子育て環境を整備するため、子どもの医療負担の軽減を図ります。また、町内医療機関や地域センター病院※である浦河赤十字病院を側面から支援し、本町を取り巻く医療体制の維持を図ります。

地域福祉に関しては、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、関係機関とともにサービスの充実や体制の整備を推進します。

5 心豊かな人間性を養うために

豊かな心は、教育活動ばかりではなく、自然や人とのふれあい、日常生活などを通して育まれていきます。本町に住んでいる全ての方が心豊かな生活を送っていくことができるよう、ユネスコ世界ジオパークに認められた本町の素晴らしい自然や歴史について、学校教育や社会教育に積極的に取り入れるとともに、誰でも文化活動や体育活動に親しむことができるよう、事業等の充実を図ります。また、全国的に家庭や地域の教育力低下が懸念されていますので、関係機関をはじめ各種団体やボランティアなどと連携し、生涯を通して誰でも学ぶことができる環境を整えます。

6 豊かな暮らしを生み出すために

本町は第一次産業の景気動向が、町内他産業に大きく影響を及ぼします。そのため、各産業団体と連携して農林水産資源の保護・活用やブランド化などを図るとともに、生産システムの効率化等による生産性や付加価値の向上を促進し、経営の安定化を図っていきます。商工業については、商工会と連携した金融支援対策等を推進し、経営基盤の強化を促進します。また、アポイ岳などの豊かで特色のある自然環境に加え、歴史や産業など自らの暮らしも含めた「様似」全体を活用した「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」による観光振興を図り、持続可能な地域経済をめざします。

7 発展の基盤づくりのために

本町発展の基礎となる各種道路や橋りょうは計画的な維持管理を進めるとともに、生活・観光路線としての公共交通を確保するための施策を推進します。

また、情報通信分野については、都市部から離れている本町にとって産業の発展や生活の安定に欠かせない基盤ですので、関係機関とともに整備を推進します。

※地域センター病院 2次医療圏において、地域の医療需要に対応できる診療機能を備えた地域の中核医療機関のこと。

第5章 計画期間中の人口推移予測

まちの理想を実現するために本計画を推進しますが、期間中の人口関連の各数値については以下のように推移すると予測しています。

■ 人口の将来指数

区 分	単 位	基 準 年 (平成21年) A	8次終了年人口 (平成33年) B	構 成 比		B-A	B/A (%)
				当初年(%)	目標年(%)		
世 帯 数	戸	2,321	2,069	—	—	△ 252	89.1
総 人 口	人	5,354	4,400	100.0	100.0	△ 954	82.2
年 少 人 口 (0 ～ 1 4 歳)	人	603	485	11.3	11.0	△ 118	80.4
生 産 年 齢 人 口 (1 5 ～ 6 4 歳)	人	3,132	2,149	58.5	48.9	△ 983	68.6
うち 1 5 ～ 2 9 歳	人	668	452	12.5	10.3	△ 216	67.7
老 年 人 口 (6 5 歳 以 上)	人	1,619	1,766	30.2	40.1	147	109.1
世 帯 規 模	人	2.3	2.1	—	—	—	—

※当初年は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳数値を使用しました。

人口推計の結果、上記のとおり計画目標年次（平成33年）における総人口は、第8次総合計画策定作業を開始した平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口である5,354人から約1,000人減少して、4,310人程度になるものと見込まれます。

様似町の総人口は、出生率の低下や主要産業である農林水産業の不振、就労の場の不足などによる新規学卒者の都市部への流出を主な要因として急速に減少してきています。総合計画策定にあたり人口推計は重要不可欠なものです。社会の変化は常に一定速度で進むわけではなく、国内の景気動向や町内産業の状況などにより大きく左右されるため、正確な人口推計値の算出は難しくなっています。現在の状況を考慮すると、本町を含めた過疎地域における人口の減少傾向は、残念ながら今しばらく続いていくものと想定されますが、第8次総合計画と様似町まち・ひと・しごと総合戦略を着実に推進することによる人口減少率の低下を考慮し、本町の計画目標年次の総人口は、推計値として算出した4,310人ではなく、「4,400人」を基準人口として、各般の施策を推進していきます。

第3部 基本計画

第1章 推進体制の確立のために

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

1-1 財政健全化の推進

1-1-1 財政の健全化

現状と課題

本町は平成4年以降、公共施設の維持経費負担の増加と地方交付税の減少が重なり、財政危機に陥りました。この対策として、人件費の削減や税外収入・事務事業の見直しなどを行うとともに、平成17年度から22年度までの6年間で財政の立て直しをめざす『行財政運営の考え方』を基に、さまざまな行財政改革に取り組んできました。

その成果が少しずつ現れ始めた平成20年度からは、国が地方公共団体と連携し数回に渡る経済危機対策を実行し、本町へも平成26年度までに約8.5億円もの臨時交付金が配分されたため、道路や公共施設などの既存ストックの改修をはじめ、学校等の施設整備を行うことができ、地域経済の活性化と後年度の財政負担を軽減することができました。

さらに、財政の健全性を示す指標である『経常収支比率』※や『実質公債費比率』※は、平成26年度でそれぞれ77.3%と7.5%と、特に『実質公債費比率』は早期健全化基準の18%を大きく下回り、過去の危機的状況からは脱却したと言えますが、各種団体への施設整備費補助や公共施設の改築や大規模改修が必要な施設も多いため、今後とも行政サービスを維持しつつ、効果を見据えた事業実施や経費の削減、財源の確保を図り、じゅうぶんに注意した財政運営をすすめていく必要があります。

めざす姿

- 本町の将来を見据え、効率的な財政運営と財政基盤の強化を進め、引き続き財政の健全化をめざします。
- 財政計画の見直しと計画精度の向上を図るほか、さらなる経費節減と受益者負担の見直しなどによる歳入増加を図ります。
- 集会所の集約を検討するなど、施策や事業等の重要度や緊急度等を考慮した事業の推進体制を確立します。

第8次総合計画終了時までの目標

経常収支比率		実質公債費比率
20年度	89.4%	21.5%
26年度	77.3%	7.5%
32年度	75.0%	7.5%
	減少	維持

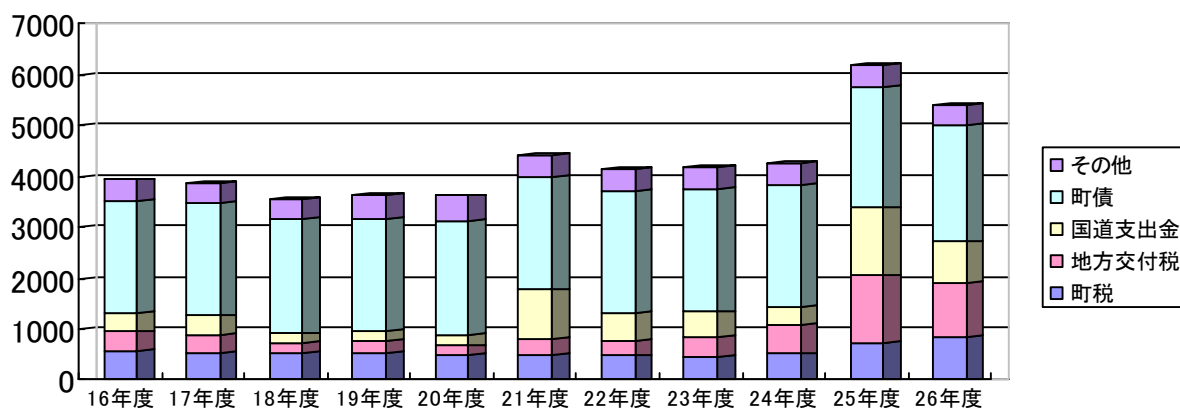
- 突発的な財政出動に対応するため、財政調整基金を一定額確保します。

※経常収支比率 毎年度経常的に収入となる財源のうち、人件費や公債費などのように、毎年同じように支出される経費の割合。

※実質公債費比率 毎年度経常的に収入となる財源のうち、公債費や公営企業債などの“借金”返済に使われたものの占める割合（3カ年の平均値）。

表1-1 普通会計決算の推移(歳入)

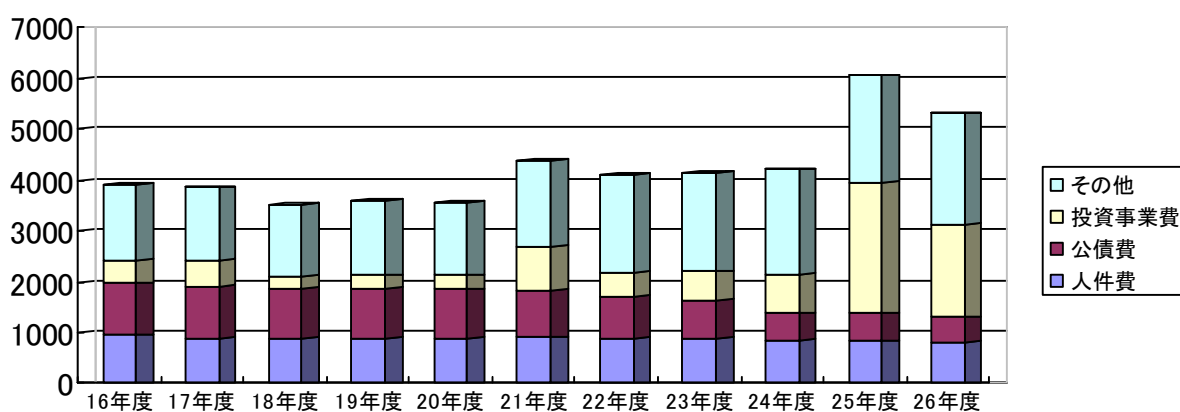
単位：百万円



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
合 計	3,931	3,886	3,564	3,635	3,621	4,428	4,147	4,183	4,267	6,178	5,416
そ の 他	572	525	525	531	495	483	480	463	512	728	849
町 債	380	370	201	226	173	341	293	393	570	1,319	1,074
国道支出金	371	371	184	222	220	943	540	486	363	1,339	794
地方交付税	2,185	2,204	2,248	2,181	2,242	2,226	2,399	2,407	2,391	2,375	2,286
町 税	423	416	406	475	491	435	435	434	431	417	413

表1-2 普通会計決算の推移(歳出)

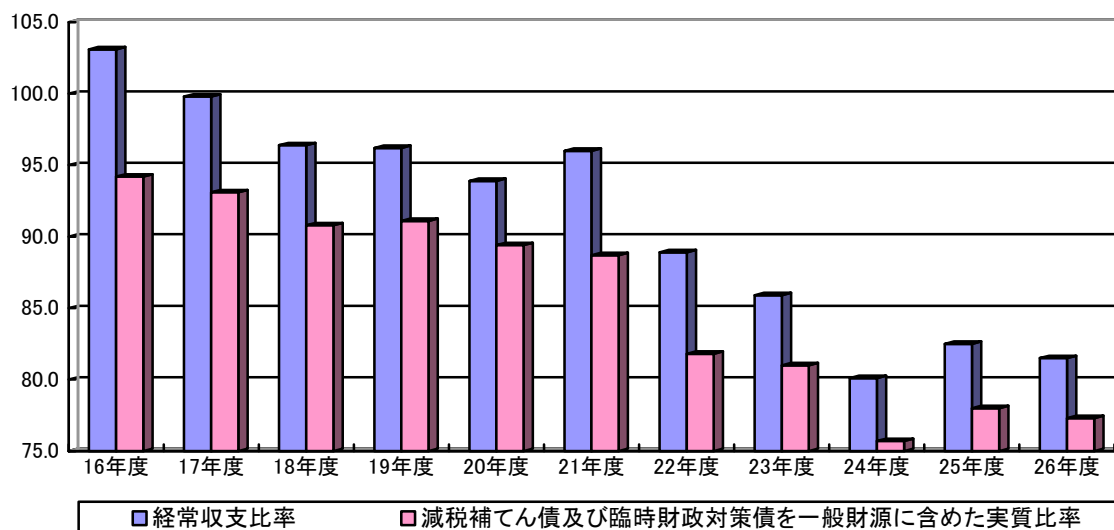
単位：百万円



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
合 計	3,902	3,854	3,524	3,600	3,568	4,384	4,108	4,158	4,206	6,054	5,311
そ の 他	1,488	1,444	1,432	1,479	1,443	1,675	1,911	1,959	2,069	2,095	2,185
投資事業費	441	486	208	245	279	890	476	555	752	2,574	1,825
公 債 費	1,030	1,044	1,008	987	951	905	844	764	548	558	491
人 件 費	943	880	876	889	895	914	877	880	837	827	810

表2 経常収支比率の推移

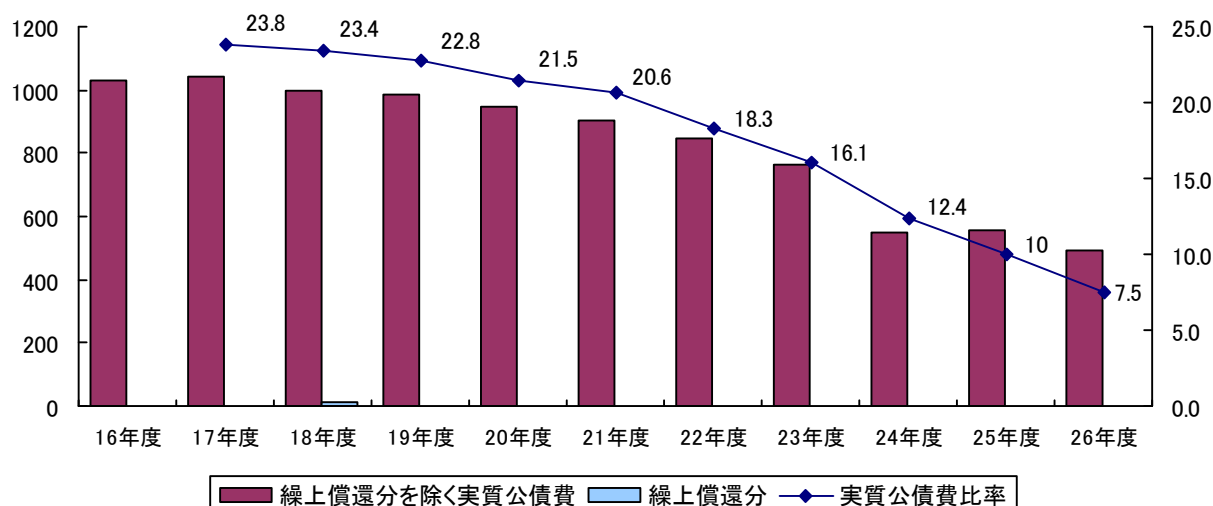
単位：％



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常収支比率	103.1	99.8	96.4	96.2	93.9	96.0	88.9	85.9	80.1	82.5	81.5
減税補てん債及び臨時財政対策債を一般財源に含めた実質比率	94.2	93.1	90.8	91.1	89.4	88.7	81.8	81.0	75.7	78.0	77.3

表3 公債費と関係比率の推移

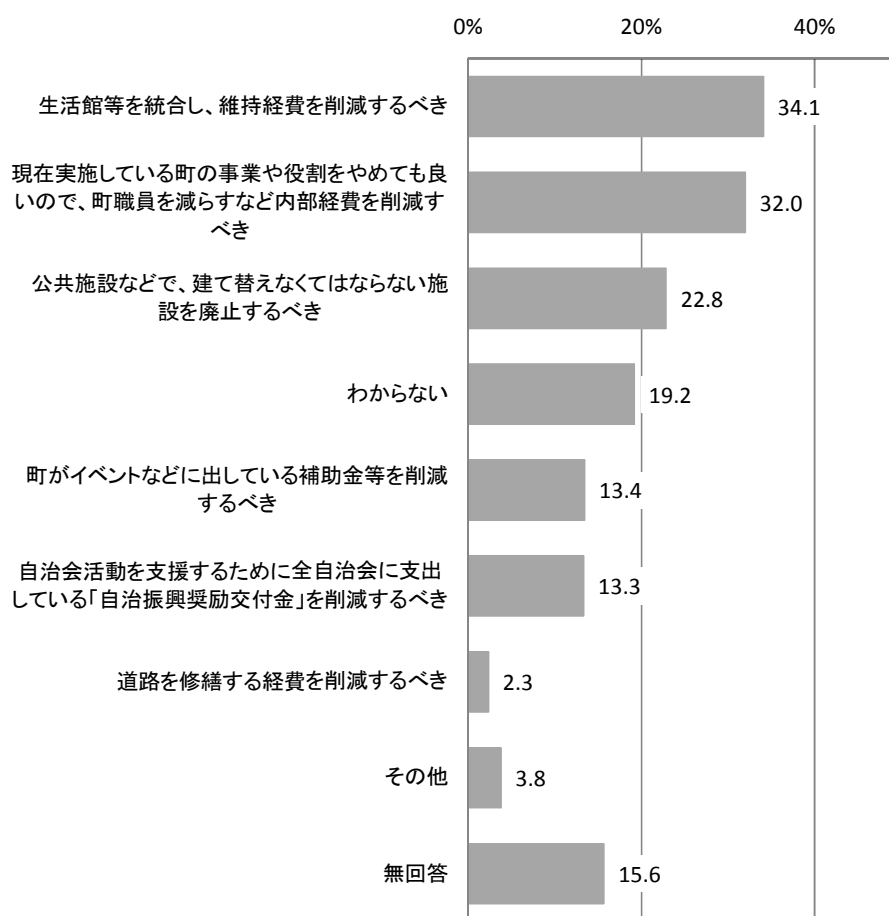
単位：％



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
合 計	1,029	1,044	1,008	987	951	905	844	764	548	558	491
繰上償還分を除く実質公債費	1,029	1,044	998	985	949	905	844	764	548	558	491
繰上償還分	0	0	10	2	2	0	0	0	0	0	0
実質公債費比率	—	23.8%	23.4%	22.8%	21.5%	20.6%	18.3%	16.1%	12.4%	10.0%	7.5%

- 様似町の収入のうち大きな割合を占める地方交付税が減ってきている現在、町が実施している事業なども減らさなくてはならなくなっています。その場合、あなたは、次のどの事業を減らすべきだと思いますか。

(※H27 年度実施 住民アンケートより)



※複数回答のため 100%にはならない。

1-2 力強い行政体制の確立

1-2-1 地方自治のあり方の検討

現状と課題

地域主権の確立は、明治以来の中央集権体制から脱却し、国と地方自治体が対等な立場で対話できる新たなパートナーシップ※の関係へと転換する改革であり、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会を築いていかなければなりません。

国と地方の役割分担が明確になり、義務付け・枠付けなどの見直しが行われると、住民に身近な行政は、住民に身近な地方自治体が担っていくことになり、事務権限を積極的に受け入れることにより、住民自らが参画し地域の特性を活かしたまちづくりを推進することが可能となります。

そのためには、国の施策や社会情勢の変化に対応できる行政運営に努めるとともに、住民が主体的にまちづくりに参画するため、行政と住民、民間団体、企業との協働のあり方を追求し、地域力を高める仕組みづくりが必要です。

また、今後予想される更なる事務権限移譲に対応し、限られた人員や財源を効率的に活用するためには、広域的な視野に立った行政システムを築くことが不可欠であり、複数市町村による横の広域連携や道による縦の補完を検討することも重要な課題です。

めざす姿

- 地域主権の進展に備え、自らの判断と責任により、自立した行財政運営を確保するとともに、内部牽制による執行体制の強化と法令順守を徹底させ、行政の公正と透明性の向上を図ります。
- 地域の特性や資源を活用することにより住民の自治意識を醸成し、行政と地域住民、民間団体等による協働体制を築き上げ、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会を確立します。
- 地域住民の時代に則した自由な発想をまちづくりに活かすため、パブリックコメント制度※を確立するとともに、住民が行政に参画しやすい体制づくりを推進します。
- 小規模自治体として自立していくため、事務権限の移譲を積極的に受け入れながら、近隣町との広域連携を図るとともに、行政運営の共同化を図ります。

※パートナーシップ 行政・NPO・企業など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合う「協働」のこと。

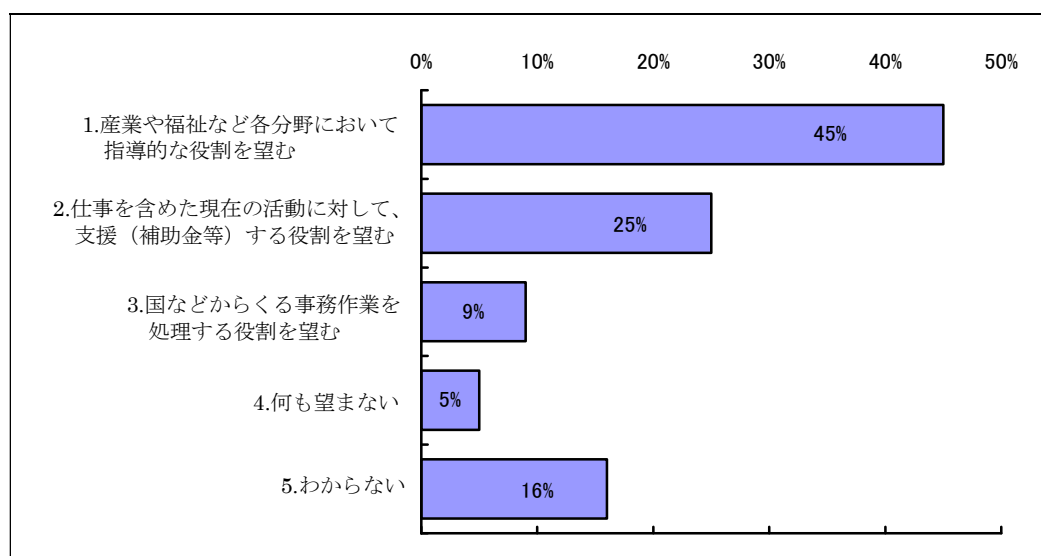
※パブリックコメント制度 行政機関などの意思決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

第8次総合計画終了時までの目標

- 町の財政状況や施策の進捗状況などが住民に分かりやすく公開され、住民自治による自立した行政運営が図られるようにします。
- パブリックコメント制度を確立し、住民やNPO※、民間企業との協働によるまちづくりや新たな行政サービスを展開します。
- 住民に身近な事務権限が移譲され、多種多様なニーズに迅速かつ的確に対応できるようにします。
- 広域的視点から行政運営の効率化が図られ、近隣町との事務の共同処理や行政機関などの共同設置が進められるようにします。

■ 行政に望む役割について、どのようにお考えですか。

(※H20 年度実施 住民アンケートより)



※NPO 利益の再分配を行わない組織・団体一般（非営利団体）のこと。

1-2 力強い行政体制の確立

1-2-2 業務の効率化と職員の適正管理

現状と課題

本町は、国の三位一体改革などにより財政状況が悪化した際にも、極力行政サービスを低下させることなく自立した町政運営を図っていくよう、退職者不補充による人員削減を含めた行財政改革を推進し、その結果、財政状況も徐々に改善してきました。しかし、自主財源が乏しい本町の状況を考慮すると、国の財政状況次第で大きな影響を受ける可能性もあり、依然として厳しい財政運営が避けられない状況です。

そのため、行財政改革を継続しつつ公共サービス改革※や、公会計改革※を推進するとともに、職員一人ひとりが自分の仕事に意欲を持ち、個々の能力を十分発揮できる環境づくりを行っていく必要があります。

また、『地域主権』『住民ニーズの多様化』という時代の流れに対応するため、多岐にわたる制度改正などに柔軟に対応できる組織体制や、職員の専門知識や政策形成能力を高めていくとともに、道や近隣町との広域連携も検討していく必要があります。

めざす姿

- 行財政改革を継続するとともに、公共サービス改革や公会計改革を推進し、業務の効率化を図ります。
- 職員の適性や能力を考慮した計画的な人員管理体制を確立します。
- 『地域主権』『住民ニーズの多様化』に対応できるよう、横断的な組織体制※を確立するとともに、職員に多種多様な研修の場を提供し、職務遂行能力の向上を図ります。
- 住民に身近な事務権限移譲を積極的に受け入れながら、近隣町との事務事業の広域化を図ります。

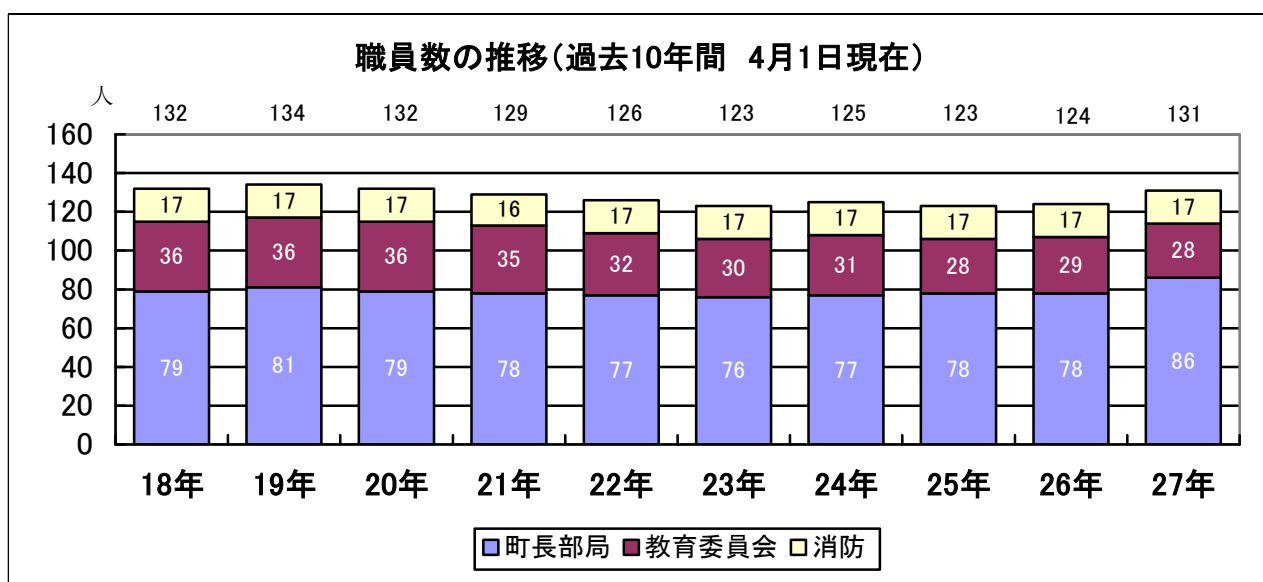
※公共サービス改革 公共サービスの担い手を民間にも開放し、官と民間が競争を行うことで、公共サービスの質の向上と経費削減を図っていくという取り組みのこと。

※公会計改革 現金主義・単式簿記を特徴とする従来の地方自治体の会計制度では自治体の総合的な財政状況が把握しづらく、住民にとって分かりにくいという課題があることから、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのこと。

※横断的な組織体制 通常の縦割りの権限ラインと交差する形で、異なる分野、枠などを超えた横割りの情報伝達の経路形態も合わせた柔軟な組織体制のこと。

第8次総合計画終了時までの目標

- 公共サービスの質の維持・向上や経費節減のため、民間委託などを推進します。
- 地方公会計改革とそれに係る業務システムの導入を推進します。
- 自己能力向上のための研修機会を充実させ、若年層の適性を発見し、中堅・管理者層の専門的知識を養成します。
- 広域事務の共同処理と行政機関等の共同設置を推進します。
- 人事評価制度※の導入を図ります。



※人事評価制度 1年間、若しくは半年・四半期などの一定期間の職員の労働に対する評価をし、給与の昇給額や賞与の額に反映（職員間に差をつける）させ、または、昇進・昇給に反映させること。

1-3 ジオパークによるまちづくりの推進

1-3-1 ジオパークによるまちづくりの推進

現状と課題

本町は、「アポイ岳ジオパーク」として平成20年に日本ジオパーク※、平成27年には「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」※としてユネスコ世界ジオパーク※に認定されました。

ジオパークは、科学的に貴重で美しい地質遺産などを保全し、それを教育や観光に活用することで、持続的な地域社会を構築するユネスコ（国際連合教育科学文化機関）のプログラムで、2015年11月現在、33ヶ国120地域が認定されています。

これまでのユネスコ世界ジオパーク認定を目指した本町の取り組みによって、全国的に類似の知名度が高まるとともに、町内においてもアポイ岳の自然や類似の独特な景観、由緒ある歴史、海とともに生きてきた文化など、地域の有形無形の資源を再認識する土壌が育まれ、滞在型観光への新たな可能性も高まっています。しかし、総合施策であるジオパークは、地質・自然・文化遺産の保全、教育・観光の振興、景観・インフラの整備、自然災害への対応、広報の充実など多岐にわたる施策を、住民参画を図りつつ横断的に推進していく必要がありますが、これらの有機的な結びつきはまだじゅうぶんとは言えません。

めざす姿

- 関係する施策の有機的な結びつきによって、町民の誇りや愛郷心の向上、滞在型観光の推進など事業推進による効果の最大化を図ります。
- ジオパークの運営や管理を通じて、町民のまちづくりに対する参加・協働意識の醸成を図ります。
- 地質・自然・文化遺産の活用を促進することや産業振興を図るための、研究者への支援と連携を図ります。

※ユネスコ世界ジオパーク 科学的に貴重な地質遺産や美しい景観などを教育や観光に活用することで、遺産の保全とその地域の持続的発展を促すことを目的に、一体的な管理された地理的領域。平成27年11月現在、33ヶ国120地域が認定されている。

※日本ジオパーク ユネスコ世界ジオパークの国内版で、ユネスコには認定されていない。2015年11月現在、31地域があり、アポイ岳を含めた8つのユネスコ世界ジオパークとともに、日本ジオパークネットワーク（JGN）を組織して活動を進めている。

第8次総合計画終了時までの目標

- ユネスコ世界ジオパークネットワークでの相互交流及び4年に一度の再認定審査※を通じてアポイ岳ユネスコ世界ジオパークの質の向上を図ります。
- ジオパークの運営主体である推進協議会の、より主体的な活動を推進します。
- 庁舎内に各施策を横断的に推進する組織を設置し、ジオパークをはじめとするまちづくり施策を戦略的に推進します。
- 研究者とのネットワークづくりを推進するとともに、アポイ岳調査研究支援センターの環境整備を図ります。

写 真

写 真

※再認定審査 ユネスコ世界ジオパークは活動の質を担保するため、4年に一度認定基準を満たしているかどうかを判断する審査を行っており、審査の結果によって認定が取り消される場合もある。これは日本ジオパークも同様。

1-4 移住・定住対策の推進

1-4-1 移住・定住対策の推進

現状と課題

国は急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことを緊急の課題としています。

本町においても、少子化による自然減少と転入減・転出増による社会減少がともに大きく、急速な人口減少が深刻化しています。

人口の減少は、町民生活の活力の低下を招くばかりではなく、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼし、地域の存立基盤に関わる深刻な問題になっています。このため、現に生活している町民はもちろん、町外の人々をも惹きつけることができ、魅力ある豊かな暮らしを創出できるような施策を展開することにより、人口の流失・減少を抑制し、移住・定住促進を図ることが重要になってきます。

移住・定住に重要なのは「住」と「職」であり、「住まいの確保」を前提として「働く場の確保」があります。いずれも行政の力だけでは解決できない課題であることから、各関係機関や地元企業・地域の住民の協力による移住・定住対策を確立する必要があります。

また、「いなか暮らし」のための条件整備など、本町に転入者や若者を呼び込むための魅力やセールスポイントも不十分なこともあり、そのための対策を取り進める必要があります。

さらに、現在、本町に住んでいる住民に対しても「ずっと様子町に住みたい」と思えるような魅力あるまちづくりを進め、人口流出・減少を抑制し、定住化を促進する必要があります。

そのために、移住・定住の総合相談窓口のさらなる強化や地域住民のホスピタリティ※を向上させ、受入体制を整え、「住む（移住）」を促進し、「住み続ける（定住）」ための施策が重要となります。

めざす姿

- 移住定住に必要な住居を確保するため、住宅環境の受入体制の整備を推進します。
- 移住者に対し定住にむけた移住後の相談・情報提供等サポート体制を強化し、きめ細かな対応で不安の解消を図ります。
- 移住を促進するため、本町の魅力や実際の生活を知ってもらうことを目的に、短期・長期滞在に対応した生活体験事業を推進します。
- 地域おこし協力隊制度※の積極的な活用と定住化の促進、合わせて第1次産業の新規参入者への各種助成制度を活用し、地域づくりを担う人材の確保・育成を図ります。
- 未婚の男女のために、関係団体と連携し婚活事業を推進します。

※ホスピタリティ 心のこもったおもてなし。

※地域おこし協力隊 人口減少や高齢化などの進捗が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組。

第8次総合計画終了時までの目標

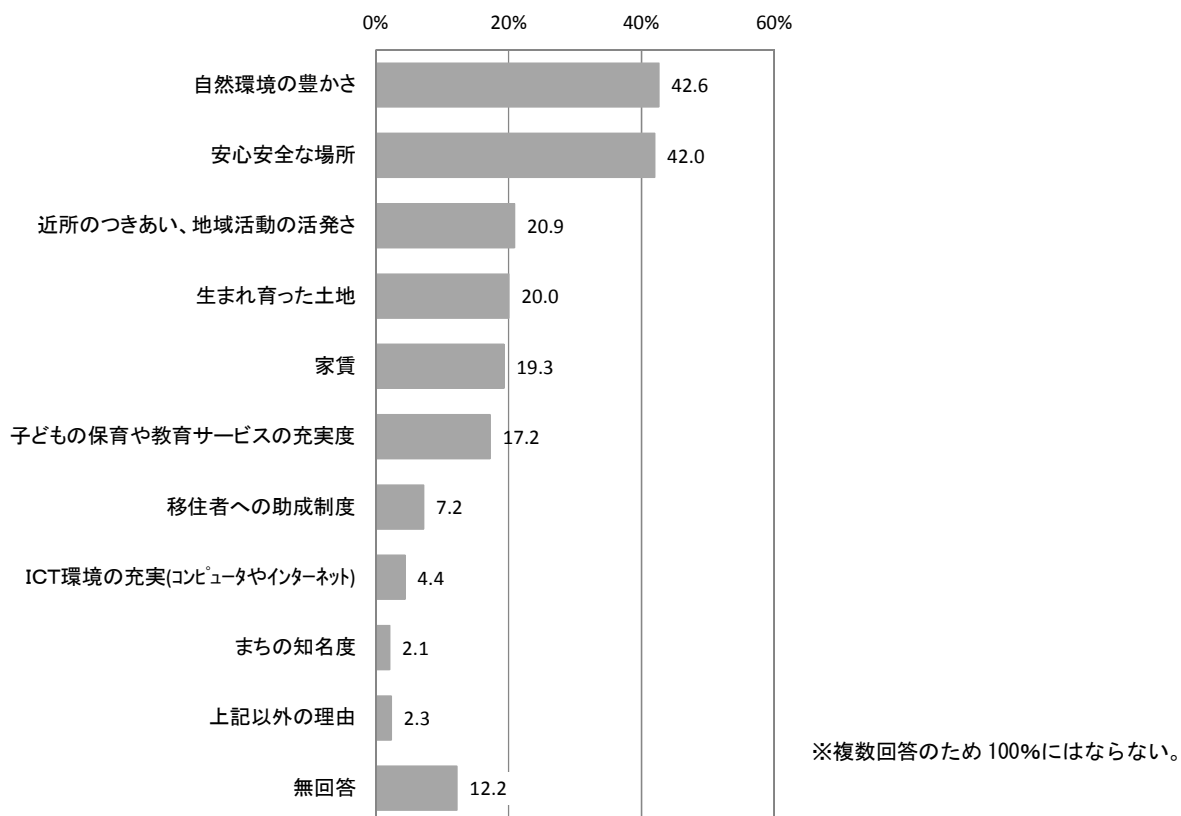
- 本町に住んでよかったと思える町をめざし、「住宅環境対策」、「子育て・福祉・健康づくり対策の充実」、「産業振興及び雇用対策」、「情報媒体・情報発信の充実」をキーワードに、庁舎内に各施策を横断的に推進する組織を設置し、町民や関係機関との連携を図りながら取り組みを推進します。
- 本町では、移住希望者に対しワンストップ窓口として「北海道様似町東京事務所」※を開設し、住宅情報・求人情報等移住に関する情報を一元化し、迅速かつ効果的な相談体制を推進します。
- 移住者に対する移住後のアフターフォロー（相談・情報提供）を行い、きめ細かな対応で不安解消を図ります。

移住定住者受入数

年 度	受入数
26 年度	3 人
32 年度	40 人
	

■ あなたが、住む場所を検討する際に、重視する点は何ですか。

（※H27 年度実施 住民アンケートより）

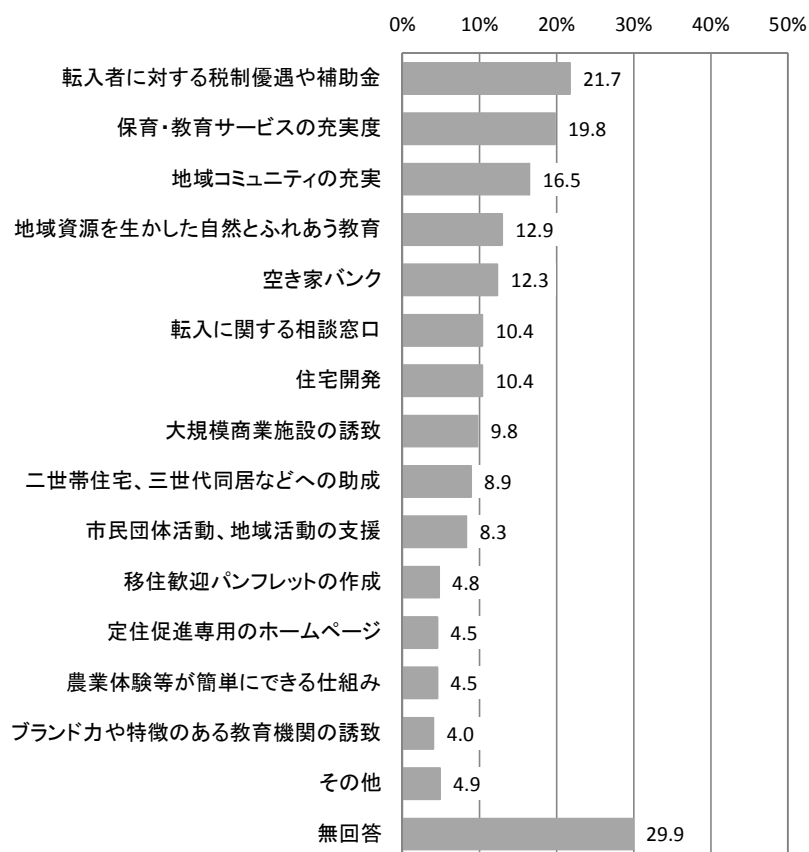


※北海道様似町東京事務所

第1次産業への就業などの移住定住の総合窓口として、首都圏にサテライト・オフィスを開設。また、アポイ岳ジオパークや特産品などの情報を発信する。

■ あなたが、住む場所を決める際に、きっかけになり得る行政サービスは何ですか。

(※H27 年度実施 住民アンケートより)



※複数回答のため 100%にはならない。

1-5 住民参画のまちづくり

1-5-1 自治会活動の推進

現状と課題

明るく住みよい地域社会づくり活動の中心となっている自治会（町内会）は、町内に27団体が組織されています。自治会の主な活動として、住民相互の親睦活動や地域内での諸問題の解決、交通安全運動、防犯、防災、青少年の健全育成、清掃美化、住民福祉などに取り組んでいます。

しかし、自治会（町内会）活動の担い手の固定化や高齢化などによる問題も生じており、また、地域によっては過疎化による世帯数の大幅な減少や高齢者の増加など、自治会活動そのものが困難になっているところもあります。

めざす姿

○自治会（町内会）の自主的な活動を促進し、育成に努めるとともに、地域住民との各種機会を通じた対話や、毎年開催する自治会長会議など、自治会を通じた住民主体のまちづくりを推進します。

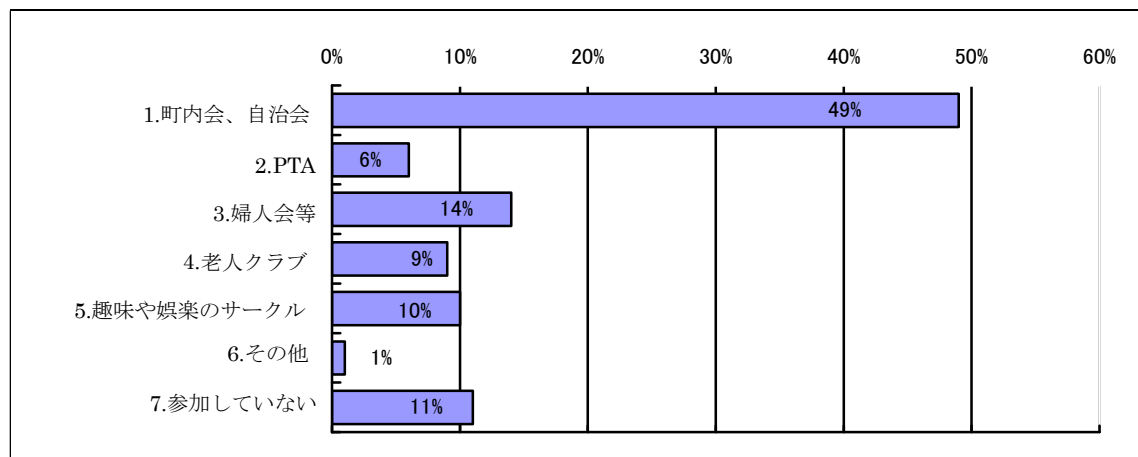
○住民の自治会意識の高揚と行政事務の円滑な推進のため、自治振興奨励金を交付します。

第8次総合計画終了時までの目標

○まちづくりへの相互協力体制を確立し、全ての世帯が自治会活動に参加するよう努めます。

■ 現在、地域での活動などに参加していますか。

（※平成20年度実施 住民アンケートより）



1-5 住民参画のまちづくり

1-5-2 男女共同参画の推進

現状と課題

様似町では、平成12年に「様似町男女共同参画条例」を制定し、さまざまな啓発活動を行ってきましたが、思うように意識の浸透が図られていない状況にあります。

男女共同参画社会※の形成に関する政策の基本的な方向性は、家庭や職場、地域社会がそれぞれの立場で、人権尊重、男女平等などの男女共同参画のまちづくりへの理解と環境づくりであり、引き続き粘り強い啓発活動が必要です。

めざす姿

○性別によって差別的扱いを受けることなく、人権が尊重され、家庭や地域、職場、学校など、あらゆる分野で男女がともに参画し、互いに支え合い、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画のまちづくりを推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 男女共同参画社会について、全ての町民が理解するよう粘り強い啓発活動を実施します。
- まちづくりのリーダー的地位（各種委員等公職者）に、女性が占める割合が少なくとも30%以上になるよう各分野の取り組みを推進します。

各種委員等公職者に女性が占める割合	
21年度	23.5%
26年度	25.5%
32年度	30.0%以上
	増加

※男女共同参画社会 男性と女性が社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野の活動に参画する機会を確保されることにより、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく享受することができるとともに、等しく責任を担う社会。

1-5 住民参画のまちづくり

1-5-3 情報交流の推進

現状と課題

住民への情報発信としては、毎月1回「広報さまに」を発行し町内全世帯へ配布するとともに、ホームページ※でさまざまな行政情報を掲載しています。また、必要に応じて新聞折込チラシや自治会配布チラシを発行しています。さらには、各種機会などを通じた情報交換にも力を入れています。

しかし、情報発信はしているものの、わかりづらい内容であったり、難しい表現となっている場合もあるためか、発信した情報に対する反応が少なく、『情報交流』までに発展しない場合も多くなっています。

住民がまちづくりに積極的に参加するために、町の情報や課題をわかりやすく知らせ、課題を共有し、それに対して意見交換などができる体制を確立する必要があります。

また、対外的な情報発信としては、アポイ岳ユネスコ世界ジオパークなどの町のさまざまな魅力や特性を広くアピールして、本町に対する認知度やイメージの向上を図っていくことも求められています。

めざす姿

○町内外の人が、自分の欲しい情報を簡単に得ることができるとともに、行政と住民が情報交換できる体制を確立します。

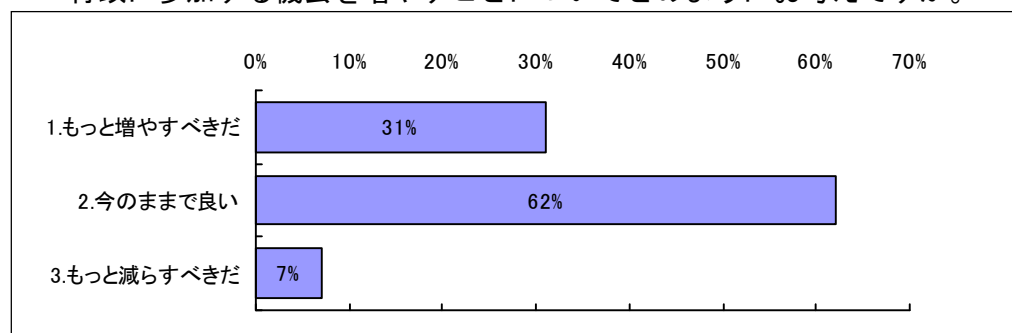
○町の魅力や特性を積極的に発信し、認知度やイメージの向上を図ります。

第8次総合計画終了時までの目標

○毎月1回「広報さまに」を発行するとともに、ホームページでの情報発信を充実させます。

○まちづくりに幅広い住民の声を活かせるよう、各種機会などを通じ、情報交換に努めます。

■ 今後の様似町で、〇〇トーク「町長と語るつどい」や指導員などの各種委員活動など、住民が行政に参加する機会を増やすことについてどのようにお考えですか。



(※平成20年度実施
住民アンケート
より)

※ホームページ 企業や個人などによってインターネットで情報が公開されている電子文書の中でも目次や見出しのあるトップページをさす言葉のこと。

第3部 基本計画

第2章 住みよい環境をつくるために

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

2-1 まちなみの整備

2-1-1 住環境の整備

現状と課題

人口の減少や高齢化社会の到来など、社会構造の転換期を迎えているなかで、居住環境へのニーズが多様化しています。

本町の住宅建設は、低迷が続く経済状況の中、個人住宅及び民間アパートなどの建設が進まない状況となっています。公営住宅は、全体的に老朽化し狭隘な住宅が多く存在しており、計画的な整備が求められています。

今後は、社会情勢の変化や少子高齢化の進展などを視野に入れた住宅需要の把握に努め、良質で快適な住環境の確保と供給が必要となっています。

めざす姿

- 住宅新築リフォーム等支援補助金制度により、個人住宅の新築及び増改築などの促進を図り住環境の向上と快適な暮らしができるように支援します。
- 公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」※に基づきながら、需要にあわせた計画的な整備及び供給を図り、既存公営住宅に関しても適正に維持管理します。
- 住宅に関する相談に積極的に応じ、住民の良質な住まいづくりを支援します。

第8次総合計画終了時までの目標

○次のとおり整備を推進します。

年 度	整 備 内 容	
23～32	公営住宅建設事業	西町第2団地、平宇団地
	公営住宅定期修繕事業	大通第1団地ほか既存公営住宅
	公営住宅水洗化事業	アポイ団地【H24 事業実施済】
26～32	住宅新築リフォーム等支援事業	個人住宅の新築及び増改築等の促進

※公営住宅等長寿命化計画 公営住宅などの改善を計画的に推進するために策定する長寿命化計画。おおむね10年を期間に、長寿命化に関する基本方針や対象とする公営住宅、実施する維持管理・改善事業とその効果を記載することとなる。平成26年度以降は計画に基づく改善・建て替え以外は国の助成対象とならない。

2-1 まちなみの整備

2-1-2 公園の整備

現状と課題

山と海の両方に恵まれた本町は「アポイ山麓ファミリーパーク」と「親子岩ふれ愛ビーチ」を代表的な観光施設として位置づけ、多くの観光客を迎え入れています。アポイ山麓ファミリーパークは、アポイ岳ジオパークビジターセンターとともにアポイ岳の玄関口としての機能を備え、キャンプ場としても多くの来訪者に利用されており、隣接するアポイ山荘やパークゴルフ場、樹木園など、家族連れで楽しめる施設となっています。

観音山公園やエンルム岬公園は、東のアポイ岳と西の親子岩が同時に楽しめる場所としてフットパスコースとなっているほか、アポイ岳ユネスコ世界ジオパークのジオサイトとしても多くの観光客が訪れています。また、カタクリ※やオオバナノエンレイソウ※群落の鑑賞地としても愛好者を集めており、植物を保護し展望台や歩道、看板など景観に配慮した公園整備が必要となっています。

その他にも、ふれあい広場やソビラ公園、かもめ公園などは住民の憩いの場として利用されており、引き続き定期的な整備が必要です。

めざす姿

- 誰もが日常から離れ散策を楽しんだり、交流の場としての機能を付加し、住民にとっての憩いの場、町外者にとっては様似の景観を楽しむ場として手軽に訪れることができる公園づくりを推進します。
- ユネスコ世界ジオパーク認定により、これまで以上に観光客が来訪することが予想されることから、遊歩道や散策路、看板、展望台など町立公園の施設改善と適正な維持管理を進めます。
- アポイ岳ジオパークビジターセンターを含めアポイ山麓ファミリーパークを効率的に管理するとともに計画的な整備を推進します。

※カタクリ ユリ科カタクリ属に属する多年草。比較的光の差す落葉広葉樹林の林床に群生し、早春に下を向いた薄紫から桃色の花を咲かせる。葉には帯紫色の模様がある。

※オオバナノエンレイソウ ユリ科エンレイソウ属の多年草。5～6月に茎頂に直径5～7cmの白い大きな花卉を付け、草丈は30～70cm程度に成長する。

第8次総合計画終了時までの目標

○現利用者数を30%増加させます。

21年度	30,513人
26年度	33,596人
32年度	40,000人
	増加

公園施設名等	21年度実績	26年度実績
アポイ登山	7,286人	7,074人
ビジターセンター	3,786人	14,605人
アポイキャンプ	2,352人	1,698人
海水浴	15,150人	8,770人
ふれ愛ビーチキャンプ	1,939人	1,449人
合 計	30,513人	33,596人

※エンルム岬公園、観音山公園の利用者は確実に増えている。(春のエフェメラルツアー、ジオツアー、フットパスツアー、ジオ塾など)

写 真

「親子岩ふれ愛ビーチ」の様子

2-1 まちなみの整備

2-1-3 景観保全対策の推進

現状と課題

本町にはアポイ岳や親子岩、幌満峡など他に誇れる美しい自然景観が数多く存在しています。

本町では、国の「景観法」や北海道の「北海道景観条例」に先立ち、平成6年に「ふるさと様似の景観づくり条例」を制定し景観保護などに取り組んできました。その結果、町内を花で飾るために活動する団体や清掃活動を行う団体が見受けられる一方、道端のゴミや国道等の雑草なども目立っており、必ずしも住民の景観意識がじゅうぶんに高まっているとは言えない状況にあります。

めざす姿

- 景観は、その土地の自然や歴史、風土によって長い年月をかけて形成されていくものですので、様々な施策を通じて啓発することにより、住民が「景観の素晴らしさ」を意識しながら過ごしていけるようなまちづくりを推進します。
- ユネスコ世界ジオパーク認定により、これまで以上に観光客の来訪が予想されることから、国道や道道、町道周辺、建物や各種看板などの景観保全を関係機関と連携して進めます。
- 写真や絵画などの文化的要素を取り入れ、本町の景観をPRできるような施策を推進します。
- 不法投棄等をなくすことにより、素晴らしい自然景観を活かせる「ゴミゼロのまち」をめざします。

第8次総合計画終了時までの目標

- 本町の景観を町内外にPRできるイベントを、定期的に開催します。
- 外から訪れる人々がきれいな町と実感できるよう、町民との協働により市街地周辺での雑草駆除、ごみ管理、建物・看板等の適正な維持管理を図ります。

2-1 まちなみの整備

2-1-4 空き家対策の推進

現状と課題

近年、空き家の増加が、都市部・地方を問わず深刻な問題となっており、本町においても、例外ではありません。地域の過疎化、経済状況の悪化による人口流出、人口減少を伴う少子高齢化が加速する中で、今後、空き家が急速に増加することが予想されます。老朽化した空き家が放置されることにより、本町の美しい景観が損なわれるとともに、倒壊の危険や犯罪、火災の誘発など、地域の生活環境に悪影響を及ぼし重大な懸案事項となっており、危険な空き家の除却は緊急の課題となっています。

このような現状を踏まえ、本町では地域の生活環境の保全と町民が安全で安心できる暮らしの実現を図ることを目的として、空き家所有者による自主的撤去を促すことを基本とする「様似町空き家等の適正管理に関する条例」を平成25年9月に制定し、空き家対策に取り組んでおります。また、空き家対策特別措置法が平成27年5月に施行され、国も本格的に空き家対策に取り組む姿勢を見せております。

現在、本町の空き家戸数は、約160戸余りありますが、その中で入居可能と思われる空き家は約80%となっており、その空き家の老朽度合を正確に把握した中で、移住・定住対策の住資源として利活用を図るための対策が課題となっています。

めざす姿

- 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし、また景観上支障となっている空き家の除却を空き家対策特別措置法や町条例に即した対策を講じます。
- 空き家所在地の実態を把握するとともに、空き家判断基準の明確化を図り、データベース管理を構築します。
- 移住・定住対策の受け皿として、空き家の利活用促進策である「空き家バンク」※の構築を進めます。

第8次総合計画終了時までの目標

- 空き家対策特別措置法や町条例に基づき、老朽化した危険な空き家の除却を継続的に進めます。
- 空き家情報の可視化を図るため、空き家対策状況管理を構築し「空き家台帳」のシステム化を進めます。
- 空き家の危険状況を把握するための「空き家判断基準」を作成し、所有者への勧告等の優先順位を策定します。
- 入居可能な空き家の利活用を促進するための「空き家バンク」の設置に向けて調査・検討を進めるべく、空き家所有者や建設業・不動産業者と連携を図ります。

※空き家バンク 自治体や民間団体が賃貸や売却を希望する空き家物件の間取りや築年数、写真、価格などの情報を集約して自治体のホームページなどで公開し、利用希望者を募り、賃貸や購入の申し込みがあれば、自治体や民間団体などのバンク運営側が所有者と希望者双方に連絡し、両者で契約交渉する仕組み。

2-2 自然の保全

2-2-1 自然環境の保全

現状と課題

アポイ岳の高山植物群落が国の特別天然記念物に指定されてから半世紀以上過ぎた今、高山植物を取り巻く環境は危機的な状況に瀕しています。

アポイ岳の自然保護活動は、平成8年・9年に発生したヒダカソウをはじめとする高山植物の大量盗掘を契機として始まり、「アポイ岳ファンクラブ」※や「アポイ岳保全対策協議会」が盗掘防止キャンペーン、パトロール、登山道整備などに取り組んできました。また、平成13年には「北海道希少野生動植物の保護に関する条例（現、北海道生物の多様化の保全等に関する条例）」が制定され、このなかで、アポイ岳及び幌満岳の「ヒダカソウ生息地」が「生息地等保護区」の第1号に指定されました。

しかし、アポイの高山植物は、盗掘や地球温暖化の影響と思われる植生遷移、急増したエゾシカの採食圧などによって、5分の1以下にまでその面積を減らしているといわれています。このため、平成17年には研究者やアポイ岳ファンクラブ、行政による「カムバック1952アポイ岳再生委員会」※が設立され、高山植物群落の再生手法を検討するため、5合目下にエゾシカ防護柵を設置した再生実験地で、地表処理や種から育てた苗を植えてモニタリングを続けており、平成26年からは、次世代を担う中学生も種から育てた苗を再生実験地に植える「アポイドリームプロジェクト事業」にも取り組んでいます。

また、平成25年から、天然記念物に指定されている「ヒメチャマダラセセリ」の保全を目的に、馬の背下7合目西側の一部でハイマツを伐採した実験地を設定し、ヒメチャマダラセセリの生育環境調査や高山植物の回復状況についてもモニタリング調査をしています。

しかしながら、依然として高山植物群落は減少している状況で、早急に効果的な保護・保全対策が必要となっていることから、平成27年度には専門家によるアポイ環境科学委員会の立ち上げ、より科学的な見地からの保全活動のあり方を検討しています。

さらに、アポイ岳だけではなく、町内には至る所に貴重な自然があることから、その環境保全対策も必要となっています。

※アポイ岳ファンクラブ 「アポイ岳を愛し、アポイがいつまでもアポイであり続けるために」をスローガンとし、各種調査、研究などの活動をしている民間団体で、平成9年9月に発足した。

※アポイ岳再生委員会 アポイ岳高山植物群落が、国の特別天然記念物に指定された1952年当時の状況にアポイ岳が再生することを願って、2005年2月に官・民・研究者で組織された。

めざす姿

- 行政と民間による盗掘防止活動を引き続き推進し、盗掘のないアポイ岳をめざします。
- シンポジウムや学習会などを通じて、アポイ岳の現状を町内外に発信します。
- 他の地域とのネットワークを通じて北海道に対策の強化を訴え、エゾシカ被害を減らします。
- 研究者と行政、民間団体が相互協力し、アポイ岳の保全・再生に向けた対策を検討する組織を立ち上げます。
- 自然公園法などの法令に基づき、アポイ岳特別保護地区内での保全・再生活動を推進するため、日高山脈襟裳国定公園計画の見直しを検討します。
- ユネスコ世界ジオパークの目的の根幹である自然環境の保全を、開発行為との調和を図りつつ推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

- アポイ岳高山植物の保全・再生活動を推進します。
- 町民の自然環境保護に対する意識を醸成し、アポイ岳をはじめとする様似町全体の自然環境や景観を守る活動に取り組みを推進します。

写 真

2-3 子育て支援の充実

2-3-1 子育て支援の充実

現状と課題

子育て支援を目的に平成26年度からハッピー☆バースデー1♡2♡3事業を実施しています。1～3歳までの子どもの誕生月に合わせて、本町の特産品や絵本などをプレゼントし、親子のふれあいを楽しみながら、町のこと及び産業について理解を深めて郷土愛を育むことを目的として行っています。

また、乳幼児から中学生までの医療費無料化を平成23年8月から実施し、医療費自己負担分の全額を助成しています。

さらに子育てサロン「ふれあい広場」などの事業回数の増加により、孤立した子育てをしている親子の交流の機会が増え、育児不安の解消や遊び場の提供ができています。園児の減少に伴い幼児センターの一室を「子育てサロン」として常設し、時間帯を延長したことにより、利用者も増えています。

また、子育て支援グループによる、地域の子育て支援活動への意欲的な取り組みにより、子育て家庭のニーズに広く貢献していますが、充実した活動の幅を広げていくためにも、サポーターの増員が望まれます。

学童保育の取り組みとして、生活指導や健全育成を促す目的で、昼間、家庭に保護者がいない小学校3年生以下の児童を対象とした「放課後児童クラブ」と小学校4年生以上の児童を対象とした「放課後子ども教室」を同一施設内で運用できる放課後児童施設「ひ・ま・わ・り」が完成し、平成27年度から活用が図られています。

開設時間は、月～金曜日は放課後から18：00まで、土曜日及び夏冬休みは8：30～18：00までとなっていますが、学校が休みの時の早朝開設の要望があります。

めざす姿

- 子育てサロン「ふれあい広場」は、利用する親子の要望を考慮し内容の充実を図るとともに、未就園の親子と幼児センターを繋ぐ取り組みを進めていきます。
- 母子に対して支援事業の利用を進めながら、父親の育児参加に繋がる事業を進めていきます。
- 放課後児童施設「ひ・ま・わ・り」については、利用者の要望を考慮し、より利用しやすい形で運営します。

第8次総合計画終了時までの目標

○ハッピー☆バースデー1♡2♡3事業及び子ども医療費無料化事業を継続し、少子化対策の推進を図ります。

○子育てサポーター※登録者数

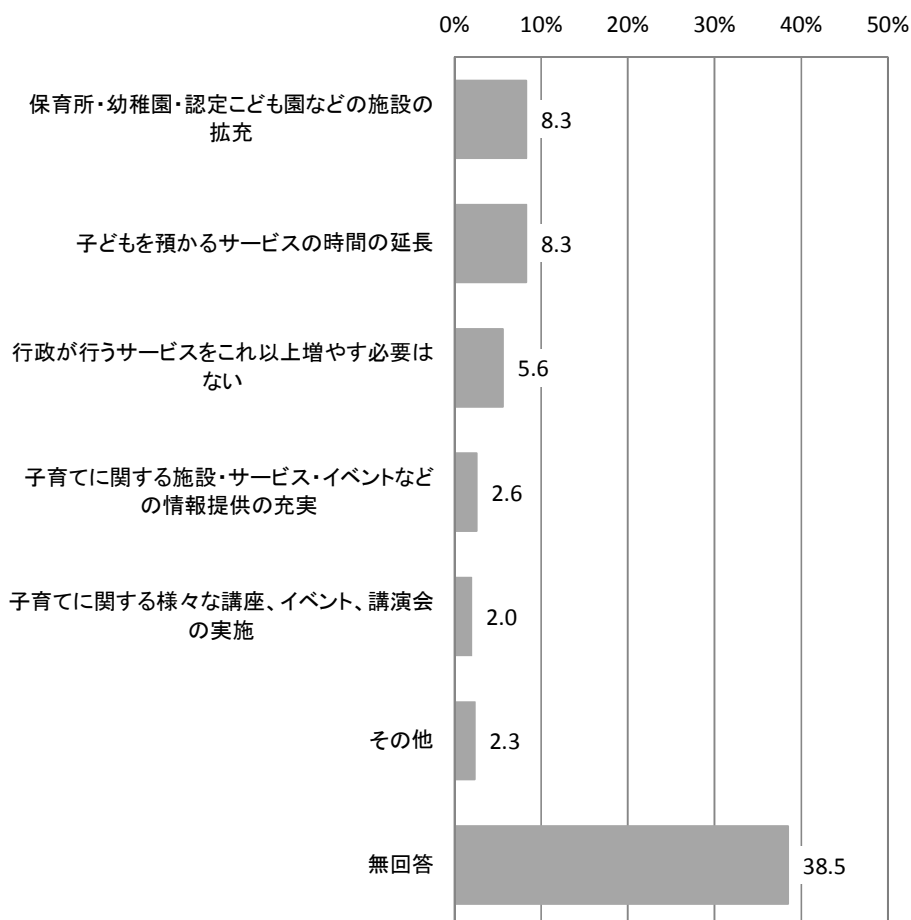
21年度末	10人
26年度末	23人
32年度末	38人
	増加

○子育てサロンの内容充実を図ります。

○放課後児童施設「ひ・ま・わ・り」の内容充実を図ります。

■ 今後、育児・子育てに関するサービスとして、様似町が最も力を入れるべきだと思うのは次のうち、どれですか。

(※H27年度実施 住民アンケートより)



※子育てサポーター 町の開催する講座を受講し、子育てサポーターとして認定された方のこと。

2-4 上下水道の整備

2-4-1 上水道の整備

現状と課題

本町の水道事業は、昭和27年の創設から63年、高度経済成長や生活水準の向上などを背景に普及率も100%近くにまで達し、地域住民に安定した給水を続けています。しかし、時間の経過とともに水道を取り巻く環境も変わり、導水管や浄水場施設の老朽化が進み、一方では人口の減少にも歯止めがかからず、将来に向けて経営の転換点に差し掛かっています。

このような中で水道事業が将来に向けて持続していくには、経営の安定化を図り、施設の老朽化対策や耐震対策及び今後の更新事業を長期的な観点から検討していかなければなりません。

めざす姿

- コスト削減などにより、経営改善を図ります。
- 修繕や更新は、施設や設備の耐用年数・機能劣化の状況を見ながら適切に行い、安定的な給水を図ります。
- 未給水地域の自家用水道施設に係る助言を行い、必要に応じて水質検査を実施します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 浄水場の更新計画を策定します。
- 導水管を更新します。
- 水道技術者を確保・育成します。

2-4 上下水道の整備

2-4-2 下水道の整備

現状と課題

本町の下水道事業は、平成5年度に事業着手して整備に取り組み、平成10年度末に供用を開始、その後も積極的に整備を行ってきました。現在では既に維持管理の時代に入ったともいえます。

下水道施設は、人が暮らし、社会経済活動をする限り、一日たりとも休止できません。そのため、適正な維持管理の下にその機能を適切に継続しながら、さらに施設の延命化、改築更新を図る必要があります。そのために、厳しい財政状況や社会経済状況下ではありますが、安定した下水道経営の実現が不可欠であり、長期的な視点を持って計画的な管理運営を行っていく必要があります。

また、未整備地域やその他の汚水処理については地域の実情、社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しをしていかなければなりません。

めざす姿

- 下水道の経営健全化に向けた取り組みを推進します。
- 下水道施設を効率的に維持管理します。
- 下水道の水洗化率※を高め、河川や海域の汚染防止を図り、自然環境を守ります。

第8次総合計画終了時までの目標

- 下水道長寿命化計画を策定します。
- 整備地域の見直しを図ります。
- 下水道の果たしている重要な役割と正しい使い方を広報します。
- 水洗化率

年 度	水洗化率
21 年度	87.1%
26 年度	90.8%
32 年度	95.0%
	増加

※水洗化率 処理区域内人口に占める水洗化を行った人口の割合。

2-5 衛生対策の推進

2-5-1 適正な廃棄物処理の推進

現状と課題

一般廃棄物については、平成9年度から供用開始したクリーンセンターにおいて処理をしています。最終処分場（埋立処分場）は、平成23年度に供用終了の予定でしたが、埋立量の減少により数年間の供用延長が可能となっています。焼却施設については、各種設備機器類が耐用年数を迎える時期に入り、計画的な改修整備が必要となっています。

また、ごみステーションについても老朽化により支障を来すものの更新を、今後も計画的に進めていく必要があります。

リサイクルについては、現在行っている品目のリサイクル体制を維持するとともに、新たな品目の追加について検討する必要があります。

めざす姿

○一般廃棄物については、人口の減少により総排出量は減少していますが、今後も一般廃棄物の排出抑制を推進するとともに、クリーンセンターで適正処理を行うための施設機能の維持向上と新たな最終処分場を確保し、環境に負荷をかけない処理体制を確立することにより、快適な生活環境づくりを推進します。

○収集運搬の方式や処理体制については、町民の意識の変化等に対応して最適な方策を検討します。

○リサイクルについては、現在行っている品目以外の容器包装プラスチックなどのリサイクルについて検討を進めます。

第8次総合計画終了時までの目標

○一般廃棄物排出量

年 度	種 類 等	
20 年度	一人一日当たり排出量	824g
	総 排 出 量	1,640t
26 年度	一人一日当たり排出量	908g
	総 排 出 量	1,564t
32 年度	一人一日当たり排出量	694g
	総 排 出 量	1,070t
	減少	

○リサイクル率

年 度	リサイクル率
20 年度	30%
26 年度	31%
32 年度	35%
	微増

2-5 衛生対策の推進

2-5-2 公衆衛生対策の推進

現状と課題

本町では、快適な環境を維持するため、各種公衆衛生対策を推進しています。

現在、公衆衛生対策上の課題として浮き彫りになっているのは、主に墓地・葬斎場、し尿処理及び畜犬の管理関係についてです。

墓地・葬斎場については、町内に10カ所ある共同墓地のうち、道路、給水施設等が未整備となっているものがあるため、整備が必要となっています。また、様似共同墓地については、近年、新規に墓石を建立する方が減少しております。また、近年の傾向として、改葬※する遺族も多く見られ、現在、様似共同墓地の残り区間数は、40個余りとなっております。そのような状況から様似共同墓地の造成については、慎重に見極める必要があります。葬斎場については、施設の老朽化が進んでいることから計画的に施設整備を進める必要があります。

し尿処理施設については、日高東部衛生組合※を組織して共同処理を行っていますが、施設の老朽化が進んでおり、今後の処理事業については、MICS事業※（汚水処理施設共同整備事業）方式により、し尿処理を進めることで合意しておりますが、新規し尿処理施設の整備(所在地)について、関係町とじゅうぶんに協議する必要があります。

畜犬管理については、散歩時における糞尿の処理をしない飼い主も少なくなく、その啓発と指導に努めています。また、近年は、ペットの火葬を希望するかたも出てきており、その処理方法のあり方について検討が必要となっています。

めざす姿

- 墓地の公衆衛生環境の向上及びより使用しやすい環境の整備に努めるとともに、墓地の需要数を考慮しながら、墓地の造成計画は慎重に取り進めてまいります。
- 葬斎場は、使用時に不具合が生じないよう計画的な施設整備に努めるとともに、常に施設内の衛生的管理及び清掃美化を図ります。
- 行政と地域住民が連携して公害の監視に努めるとともに、法令等の遵守について事業所等への指導強化を図り、安全で安心して暮らせる生活環境を確保します。
- 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置を促進し、住民の快適で衛生的な生活を確保します。また、公共下水道の普及により年々減少するし尿処理については、関係町と協議する中でその処理費用の高騰化を抑え、より効率的で効果的な事業運営を推進します。

※改葬 一度埋葬した遺骨や墓石などを他の墓（外墓や納骨堂）に移すこと。

※日高東部衛生組合 浦河町、えりも町と本町の3町で組織されており、し尿の汲取り及び処理事業と事務を行っている。

※MICS事業 下水道事業を実施する地域において、農業・漁業集落排水事業（本町は未実施）などの汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同で利用することで効率化が図られ、その施設の整備を下水道事業で行う制度です。

○畜犬の登録、狂犬病予防注射及び野犬掃討については、より確実な実施を図り、住民生活の安全安心の確保に努めるとともに、畜犬の飼い方などについてより指導を徹底し、飼い主のマナーの向上を図ります。また、ペットの火葬については、施設の必要性をはじめ様々な方法を考慮する中で、適切な処理方法が確保されるよう対応します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 駐車場、道路、給水施設等の整備をはじめとした墓地内の環境整備を図ります。
- 墓地の改修工事を実施します。
- 葬斎場施設の計画的整備改修を実施します。
- 新葬斎場建設計画を作成します。
- 浄化槽設置整備事業補助金（年間 5人槽2基・6～7人槽2基）を交付します。
- 畜犬の糞尿の後始末に係る啓発用看板を公園及び散歩道などへ設置します。
- ペットの火葬については、そのあり方などについて調査研究をし、適切な処理方法の確保について探っていきます。
- M I C S事業(汚水処理施設共同整備事業)方式による、新規し尿処理施設の整備に向けて関係町と協議します。



写真

第3部 基本計画

第3章 安全な生活をおくるために

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

3-1 防災体制の整備

3-1-1 防災体制の整備

現状と課題

本町は地形上、住民の多くが津波や洪水、落石などの自然災害が発生しやすい地域に居住しています。

このため、災害発生箇所及び予想箇所を把握し、危険箇所については、河川改修や海岸保全対策・治山事業などを促進するとともに、各種防災マップ（津波ハザードマップ※、様似川洪水ハザードマップ等）を作成し全世帯に配布し住民の防災意識の高揚を図ってきました。

また、老朽化の進んだ防災行政無線固定系の改修工事に合わせて全国瞬時警報システム※（J-ALERT）を接続し、災害情報や、テロ、ミサイル攻撃などの緊急事態情報を瞬時に住民に周知できる環境を整備するとともに、風速・雨量気象観測装置を整備したことにより、豪雨時や暴風時の気象状況の早期把握ができるようになり、防災体制をより迅速に整えることができるようになりました。

一方、過去の災害を教訓に、職員の参集、住民周知、避難者への対応、復旧対策などについて、防災計画の大幅な見直しを行い、防災体制を整えているところですが、住民の中には、災害に対する警戒心や自主防災意識などが希薄となっている状況も見受けられます。また、災害時における災害対策に協力いただける団体・企業等との協力体制の構築について推進するとともに、住民に周知することにより防災意識の向上を図っていく必要があります。

防災行政無線移動系については、さまざまな災害時に現地の情報確認などに使用されていますが、機器の老朽化が進んでおり、更新が必要となっています。

めざす姿

○近年、台風などによる大雨、暴風、高潮などの自然災害をはじめ、落石等の発生により国道が閉鎖されるなど、住民の安全な暮らしが脅かされています。

災害などから住民の生命、身体、財産を守り可能な限り被災を未然に防ぐため、住民が災害を事前に把握し災害発生時において、いち早く機敏な行動をとれるよう情報伝達体制の確保を徹底するとともに、住民に対する防災意識の高揚を図り、地域社会の自主性や連帯性を強化しながら避難などの際に配慮を要するかたの視点並びに本町の地形的な特性を考慮した防災対策を推進します。

○関係機関と連携し、海難事故ゼロをめざすとともに、救難所員の処遇改善を促進します。

○本町のもつ地形の特性など環境に対する理解を深めることを通して、自然災害に備える意識の高揚を図るなど、住民に対する防災教育を推進していきます。

※ハザードマップ ある災害に対して、その地域がどの程度の被害となるのか予測し、地図上に示したもの。

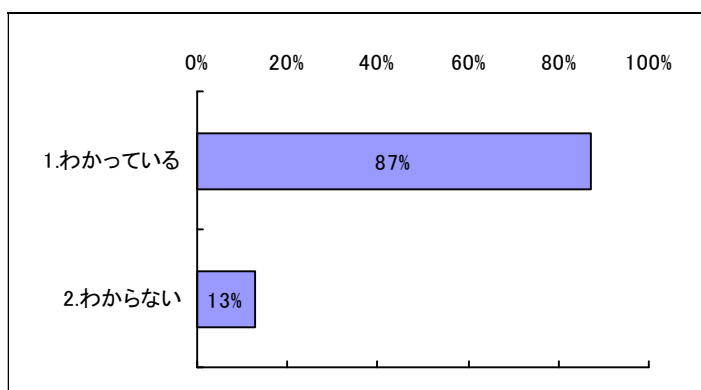
※全国瞬時警報システム 災害情報や武力攻撃の際に、町内の防災行政無線を通して直接国から警報などを発信するシステムのこと。

第8次総合計画終了時までの目標

- 自主防災組織などの災害時の自主活動について、各自治会と協議し活動を促進します。
- 災害対策に協力いただける団体等の把握に努め、可能であれば災害時協定を締結するなど、迅速に対応対応等を実施できる体制づくりを推進します。
- 住民一人ひとりの防災に対する意識の高揚を図るため、関係機関・団体等とも連携し、様々な場面で防災教育を推進するとともに、防災訓練を継続的に実施します。
- 防災資機材の確保と住民へ災害時のための備蓄の必要性を啓発します。
- 老朽化している移動系防災行政無線の更新等、災害時における通信の確保を図ります。

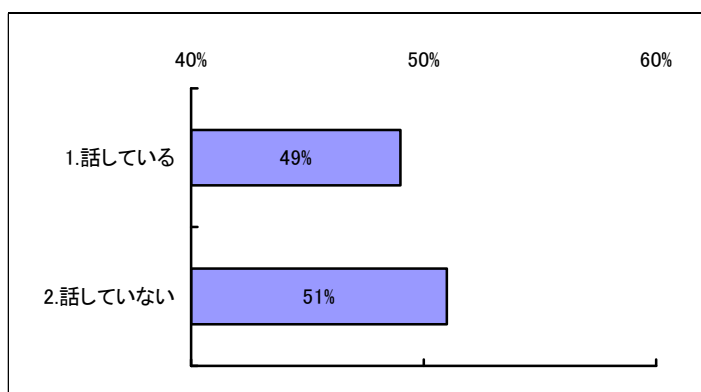
■ あなたの世帯では、近くの津波等避難場所や避難所がどこかわかっていますか。

(※平成20年度実施 住民アンケートより)



■ あなたの世帯では、災害が発生した際に家族が集まる場所などを話していますか。

(※平成20年度実施 住民アンケートより)



3-2 交通安全と防犯対策の推進

3-2-1 交通安全対策の推進

現状と課題

本町における交通事情は、公共交通機関が縮小傾向にあることから、自家用車への依存度が非常に高くなっています。しかしながら、住民への交通安全思想が徐々に浸透し、加えて道路や交通安全施設等の整備が年々進んでいることから、交通事故の発生件数は減少傾向にあります。

町では、様似町交通安全条例に基づく様似町交通安全計画を作成し、国、道の施策と並行して各関係機関の協力を得ながら、交通安全対策を積極的に推進していますが、更に車両の円滑な運行と歩行者の交通安全を確保するためには、交通安全施設の整備をはじめ、高齢者や児童生徒への交通安全教育と思想の普及を図るなど、交通安全対策を総合的に推進する必要があります。

めざす姿

- 様似町交通安全条例の「人命尊重の基本理念」に基づき、町民自らが交通安全に係わり責務を果たすよう交通安全思想の普及のため、交通安全教育の充実や交通安全運動の積極的な展開などを、町をはじめ関係機関、団体、事業所、学校及び地域と連携し、交通事故のない安全で住みよいまちづくりを推進します。
- 交通安全施設を効果的・計画的に整備するとともに、道路交通環境の向上を促進し、特に冬期間の安全で円滑な交通の確保を図ります。
- 交通事故相談の充実や交通災害共済の加入促進などにより被害者救援対策を推進するとともに、交通事故原因の分析究明を行うなど、より効果的な交通安全対策を推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

交通事故死ゼロの日 最高到達記録日数	
21年度時点	1,887日
26年度時点	1,397日
27年7月21日	1,500日
29年2月12日	500日
32年度	増加 2,005日 (H33.3.31)

- 町民が交通事故に遭わない、起こさないよう、住民の交通安全に対する知識の向上と意識の高揚を図ります。
- 交通安全施設の維持管理及び整備を関係機関と連携を図りながら推進します。
- 国及び道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関等との連携を図りながら、交通被害者の支援活動を推進します。

3-2 交通安全と防犯対策の推進

3-2-2 防犯対策の推進

現状と課題

本町における刑法犯罪の発生件数は、平成24年の15件を境に減少傾向にあるものの、未だに年間10件前後の発生が見られ、そのうちの8割強が窃盗犯（侵入盗、車上狙い他）となっています。

また、全国的には振り込め詐欺（恐喝）や悪徳商法などの被害に遭う方が、未だに後を絶たない状況から、本町における被害の発生が懸念されるところです。

このような状況下において、本町では「様似町安全で住みよい町づくり条例」を制定し、犯罪の抑止のため防犯協会が中心となってさまざまな防犯活動を展開しているところですが、町とこれら団体とが緊密な連携・協調を図り、また、住民への協力体制を呼び掛ける中で、更に「犯罪のない安全で明るい地域づくり」を実現するため、住民が一丸となって積極的に防犯活動を推進する必要があります。

めざす姿

- 防犯協会をはじめ町、関係機関・団体、事業者、そして住民が一体となって防犯活動に積極的に取り組み、公共施設などへの防犯カメラの設置及び配置場所の検討を進め、犯罪に強いまちづくりを実現します。
- 犯罪被害者などに対しては、国及び道との適切な役割分担のもと、警察をはじめ関係機関等との連携を密にして経済的、精神的負担などの緩和を図るとともに、地域ぐるみで支え合う支援体制の充実を図ります。

第8次総合計画終了時までの目標

- 防犯協会をはじめとした自主防犯組織の活動を支援し、犯罪の発生を抑止します。
- 防犯協会などと連携し、青色回転灯装備車による防犯パトロールを実施するとともに、地域の防犯診断などを行い、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 暴力追放運動推進協議会などの関係機関と緊密に連携し、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 振り込め詐欺（恐喝）や悪徳商法などについては、警察及び消費者協会等関係機関との連携を密にし、啓発活動などを徹底することで被害の未然防止を図ります。
- 安全で明るいまちづくりのため、街灯整備を各自治会と連携しながら推進します。
- 「犯罪行為の抑止」と「犯罪行為の証拠記録」を目的に公共施設などへの防犯カメラの設置を検討します。
- 犯罪被害者などが被害から回復し、速やかに平穏な生活に戻れるようその支援体制の充実を図ります。

3-3 消防・救急体制の整備

3-3-1 消防体制の充実

現状と課題

本町は消防機械器具について整備はされていますが、第2分団（鶴苔）に配置している小型動力ポンプ付積載車及び支署に配置している水槽付消防ポンプ自動車については、購入後22年が経過するため放水出力の低下などの不安があります。

また、消防水利については、充足率は国の基準の改正により86%となりましたが、まだ無水利地区があり、地域防災の担い手となる消防団員数（定員120人）についても減少傾向にあります。

さらに、現在の庁舎は建設から50年を経過しており、平成元年には事務所を一部増築したものの消防車両の大型化や救急業務の高度化により車庫の狭隘化が顕著に表れています。また、職員増に伴い事務所が手狭となり、無線・通信機器、パソコン等の設置場所に苦慮している現状であり、移転改築が必要となっています。

めざす姿

- 老朽化した小型動力ポンプ付積載車と消防ポンプ自動車の更新を図ります。
- 消防水利の充足率を上げるべく、また、地域住民の災害に対する不安を除去できるよう無水利地区に防火水槽の設置を推進していきます。
- 定員割れしている消防団員数を町内事業所などの理解と協力を得ながら、魅力ある消防団づくりをめざし加入促進を図ります。
- 各種災害に対応できる通信指令装置一式を含めた新庁舎や訓練場の建設を進め、町民が安全に暮らせるまちづくりを推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

①消防水利の充足率

年 度	充足率
22 年度	61%
26 年度	86%
32 年度	88%
	

②消防団員数

年 度	団員数
22 年度	104 人
26 年度	81 人
32 年度	100 人
	

③消防車の更新

年 度	車 名
24 年度	小型動力ポンプ付積載車
25 年度	小型動力ポンプ付積載車
27 年度	消防ポンプ自動車
28 年度	作業車
30 年度	小型動力ポンプ付積載車
31 年度	指令車
32 年度	水槽付消防ポンプ自動車

3-3 消防・救急体制の整備

3-3-2 予防体制の充実

現状と課題

ここ数年、建築物の耐火構造や安全な暖房器具の普及により、火災発生件数及び損害額は総じて減少傾向にあります。

しかしながら、本町においては高齢化も進んでおり、各家庭で使用する燃料も多様化していることから、火災発生の危険性がゼロになることはありません。

また、不特定多数の人が出入りする防火対象物や危険物施設などにおいても、消防用設備等の設置や点検を怠り、様似支署に不備を指導される防火対象物なども後を絶たないのが現状です。

今後、本町を災害のない明るいまちにするためには、子どもからお年寄りを含め一人ひとりに火災予防について周知徹底する必要があります。

めざす姿

- 火災発生ゼロのまちをめざし、既に設置が義務化されている住宅用火災警報器を未だ設置していない世帯に対し、成功事例等の周知を図り未設置世帯に早期設置の働きかけをしていきます。
- 幼年消防クラブをとおして防火啓発パレードや防火アトラクションなどを実施することにより、幼少時より楽しみながら防火・消防に関心が持てるよう推進します。
- 独居高齢者宅の防火査察を職員と女性消防団員で実施し、独居高齢者の不安等の解消を図るとともに、暖房器具等の異常の早期発見を図ります。
- 消防用設備等の不備を指導されている防火対象物や危険物施設などにおいては、住民一人ひとりが安心して利用できる施設であるよう根気強く指導並びに説明していきます。

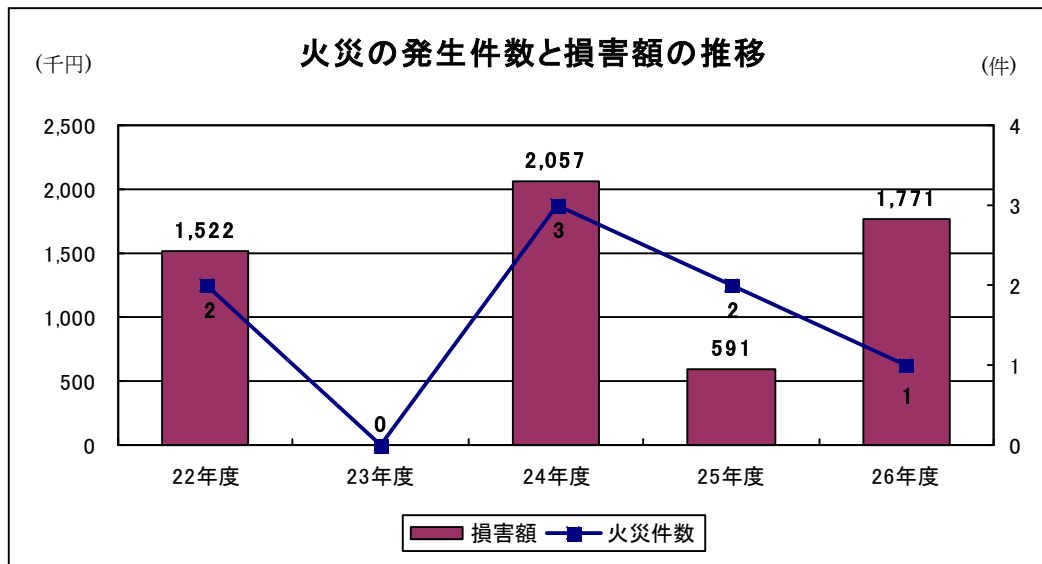
第8次総合計画終了時までの目標

①住宅用火災警報器の設置率

年 度	設置率
21 年度	33%
26 年度	77%
32 年度	100%
	

②違法防火対象物数

年 度	違法防火対象物数
21 年度	春 42
	秋 49
26 年度	春 30
	秋 26
32 年度	春 20
	秋 20
	



	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
損 害 額	1,552	0	2,057	591	1,771
火災件数	2	0	3	2	1

写 真

幼年消防クラブによる街頭啓発

3-3 消防・救急体制の整備

3-3-3 救急体制の充実

現状と課題

本町では高規格救急車※1台（平成24年製）と予備救急車1台（平成14年製）を配備し、各種救急出動に対応し近隣病院に搬送しておりますが、重篤な脳疾患や心疾患の患者は管内の病院では対応できないのが現状です。

このことから、重篤な患者は、ドクターヘリ※や防災ヘリの出動を要請し札幌市内の3次救急医療機関へ搬送する必要があることから、救急隊員においては現場での確な判断が求められます。

また、住民への応急手当の普及を図ることから、普通救命講習会を開催しておりますが、なかなか受講定員に満たない状況となっています。

めざす姿

- 心肺機能停止前の重症患者に対し静脈路確保や輸液の投与、また、低血糖発作の患者に対しては、ブドウ糖溶液の投与が可能となる救急救命士を養成します。
- 重篤患者の管外搬送に際し、ドクターヘリなどで搬送することにより搬送時間の短縮を図り、救命率の向上を図ります。
- 救急隊員を各種講習会、検討会に出席させ幅広い知識を得られるようにします。
- 住民が「私にもできる」と自信が持てるような普通救命講習会（3時間）を開催できるよう推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

①薬剤投与可能な救急救命士数

年 度	累計人数
22年度	2人
26年度	7人
32年度	8人
	

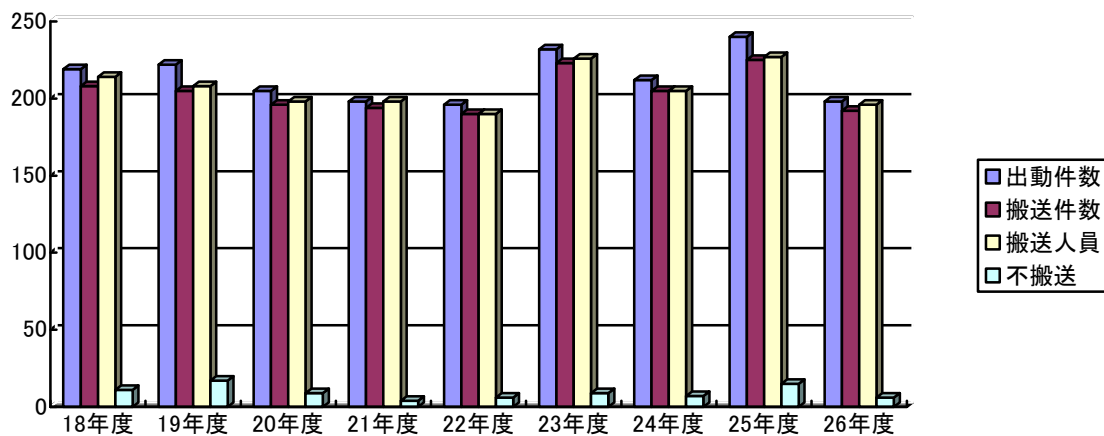
②高規格救急車数

年 度	台 数
22年度	1台
26年度	1台
32年度	1台
	

※高規格救急車 救急救命士が同乗し、高度な救急救命措置ができるよう高度救命機材を設備した救急自動車のこと。
 ※ドクターヘリ 救急専用の医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した専門ヘリコプターのこと。

救急活動実施状況

単位：人



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
出動件数	219	222	205	198	196	232	212	240	198
搬送件数	208	205	196	194	190	223	205	225	192
搬送人員	214	208	198	198	190	226	205	227	196
不搬送	11	17	9	4	6	9	7	15	6

写真

3-4 国土保全対策の推進

3-4-1 河川・海岸保全対策の推進

現状と課題

本町にある河川の多くは未改修河川であり、集中豪雨や台風などの際には急激な増水に伴う土砂の流出や河川の決壊が懸念されています。また、海岸は大部分が潮位の変動などにより浸食傾向にあるとともに、護岸や消波ブロックなどの海岸保全施設も老朽化しているため、高波や高潮の際には越波被害の脅威にさらされています。

これらの状況から地域住民の生命と財産を守るため、河川や海岸保全施設を整備する必要があります。

めざす姿

- 自然災害から地域住民の生命と財産を守るため、関係機関に要望し河川や海岸の整備を促進します。
- 災害に強く、安全な河川環境を構築するため、本町が管理する準用河川※と普通河川※の整備を推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 次のとおり関係機関とともに整備を推進します。

区分	年度	整備内容	
河川	23～32	準用河川・普通河川改修事業	護岸工整備 10 箇所
		様似川護岸整備事業	護岸工整備（左岸）L=170m 築堤整備（両岸）L=1,400m
		海辺川護岸整備事業	護岸工整備（両岸）L=593m
		幌満川堤防整備事業	堤防整備 L=500m
海岸	23～32	様似海岸鶴苔地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=180m
		様似海岸西町地区局部改良事業	消波堤設置 L=120m 【H24 事業実施済】
		様似海岸平宇地区局部改良事業	護岸工嵩上 L=350m
		様似海岸幌満地区局部改良事業	消波工嵩上 L=300m 離岸堤 2 基 L=238m
		様似海岸旭地区局部改良事業	消波工嵩上 L=450m

※準用河川 町が管理する河川で、河川法の適用を受けることができる河川。

※普通河川 町が管理し、河川法が適用されない河川のうち、流域面積が2 km²以上で、河川機能を保持させる必要がある河川。

3-4 国土保全対策の推進

3-4-2 地すべり・治山対策の推進

現状と課題

本町の本町地区及び平宇地区の一部は、昭和39年と63年に建設省が、西平宇地区は昭和39年に農林水産省がそれぞれ地すべり防止区域に指定し、その防止施設が設置されていますが、今後とも、地すべりの状況を的確に監視する必要があります。

また、本町は森林面積が広く、地理的状況からも山地に起因する災害のおそれがあるため、治山事業の実施は、住民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしを実現するうえで重要な役割を担っています。治山事業は、保安林指定が必須条件であり、多額の費用と時間を要することや費用対効果の評価によっては、事業を実施できない場合や実施が遅くなる場合もありますが、本町における危険地区解消のため、森林の持つ多面的な機能に応じた治山事業を実施する必要があります。

めざす姿

- 地すべりについては、調査の実施と地すべり防止施設の整備について関係機関に要望し、災害の未然防止を図ります。
- 崩壊（荒廃）危険地域の監視と災害の未然防止を図ります。
- 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、安全対策等の迅速な対応をします。
- 地域住民、自治会からの治山事業要望には、保安林指定による早期実施を図ります。
- 森林の持つ多面的機能の高度発揮のための治山事業の実施を推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 関係機関に要望し、整備を促進します。

年度	整 備 内 容	
23～32	地すべり防止施設整備事業	地すべり調査 排水工、抑止工、擁壁工等地すべり防止施設整備

- 治山対策については、本町における危険地域の把握と日頃の安全管理に留意し、危険地域の解消と森林の持つ多面的機能の高度発揮のため、関係機関と調整し、他の施策や補助金等の活用を含め、治山事業の早期実施に向け、北海道や国へ要望します。

第3部 基本計画

第4章 健康で幸せな生活をおくるために

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

4-1 健康づくりの推進

4-1-1 感染症対策の推進

現状と課題

本町の主たる感染症対策としては、結核対策、エキノコックス症※対策及び予防接種が挙げられます。

結核対策としては、BCGの接種（結核の予防接種）と結核検診（胸部レントゲン撮影）を実施しています。BCGの接種率はほぼ100%と高い状況にありますが、結核検診の受診者数は横ばい傾向にあります。

エキノコックス症対策としては、北海道全域が実施地域に指定されていることから、引き続き検体の確保や検診を実施する必要があります。

定期の予防接種については、接種率が低下しているという状況は特に見られませんが、対象年齢が通園、通学している年代であり、発症すると集団感染につながるということが考えられるため、今後とも予防接種の励行に努める必要があります。

また、今後定期の接種として追加が検討されている予防接種もあるため、適切に接種の実施が開始できるよう環境整備が必要です。

インフルエンザ予防接種に関しては、高齢者・15歳以下の小児に対し一部助成を、年齢に関係なく低所得者に対しては全額助成を実施しています。

めざす姿

- 結核やエキノコックス症に関する正しい知識や検診の重要性についての普及・啓発及び検診の励行を推進し、疾病への感染予防を図ります。
- エキノコックス症に対しては関係部署と連携し、感染源対策のための環境整備を推進します。
- 予防接種に関する正しい知識の普及・啓発及び対象者が予防接種を受けられる機会を最大限確保するよう努め、疾病への感染予防を図ります。
- 今後、新たな感染症発生時に速やかに対処するため、危機管理体制や助成制度の構築を図ります。

※エキノコックス症 寄生虫により引き起こされる病気の一つで、卵が何らかの機会に人の体内に入ると、腸で幼虫となり主に肝臓に寄生し病気を引き起こす。

第8次総合計画終了時までの目標

○各種予防接種・接種率の目標値

種別 年度	二種混合	四種混合	麻疹、 風しん(MR)	B C G	結核	エキノ コックス
21年度	97.6%		59.8%	97.1%	155人	28人
24年度		80.5%				
26年度	100.0%	80.6%	81.0%	96.2%	69人	9人
32年度	100.0%	90.0%	95.0%	100.0%	200人	50人
	維持	増加	増加	増加	増加	増加

写真

乳児予防接種の様子

4-1 健康づくりの推進

4-1-2 母子保健の推進

現状と課題

本町では、子どもが健やかに生まれ育つことができるよう、マタニティサークル※や離乳食講習会などの健康教育事業をはじめ、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などを実施しています。また、平成21年度より出産前後の妊産婦が管外の医療機関へ通院する際の経済的負担を軽減する周産期医療通院費等補助事業※、平成27年度からは少子化対策の推進を図るため、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減する目的で不妊治療費助成事業を開始しました。

産科医不足など、安心して妊娠・出産・子育てする環境が危ぶまれる時代となり、日高管内においても分娩を扱う医療機関が2施設から1施設となりました。また、児童相談所における児童虐待相談対応件数も増加を続けており、平成23年度には要保護児童対策地域協議会を設置し、早期発見・予防に努めています。

めざす姿

- すみやかな妊娠届の必要性を周知するとともに、妊婦健康診査費用助成や受診勧奨を実施することにより、すこやかに妊娠・出産できるような環境を確立します。
- 通院に係る経済的負担を支援し、ハイリスク妊産婦※・新生児が安心して必要な医療が受けられるようにします。
- 乳幼児健康診査や生後4ヶ月までの新生児・産婦全戸訪問を通じて、新生児の健康・育児不安の軽減を図ります。
- 子どもの健康増進や子育て支援のため、医療機関や児童福祉関係者、幼児センター等関係機関との連携を図ります。

※マタニティサークル 妊婦を対象とし、育児や出産の知識、栄養などについて学ぶ事業。

※周産期医療通院費等補助事業 日高管内には地域周産期医療センターが整備されているものの、機能がじゅうぶんではないため、産婦人科医の判断により日高管外の周産期母子医療センターで出産する様似町に住民登録を有し、かつ実際に居住している妊産婦に対し、交通費及び宿泊費の補助する事業。

※ハイリスク妊産婦 母子の死亡率や先天・後天的に異常が発生しやすい子どもを出産する割合が、正常な妊産婦と比べ高い妊産婦のこと。

第8次総合計画終了時までの目標

○各健診受診率等の目標値

種別 年度	妊娠第11週までの 届出率	新生児訪問率	乳児健康診査 受診率	幼児健康診査 受診率
22年度	75%	95%	95%	90%
26年度	91%	100%	98%	95%
32年度	95%	100%	100%	100%
	増加	維持	増加	増加

写真

乳児健康診査の様子

4-1 健康づくりの推進

4-1-3 成人保健の推進

現状と課題

成人保健活動は、健康増進法に基づく各種保健事業（健康教育、健康相談、健康診査等）の他、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診※、特定保健指導を実施しています。

本町の死亡原因の第1位は悪性新生物（がん）であり、特に肺がん、胃がんによる死亡が多くなっています。また、がん以外の生活習慣病※（高血圧、糖尿病、脂質異常症等）により医療費が高い状況にあります。広報活動などにより、住民の生活習慣病や健康に関する意識は徐々に高まっていますが、健康診査の受診率は低い状況にあり、また、がん検診においては受診者数が横ばいの状況です。そのため、健診体制のさらなる充実とともに若い世代の健康意識の向上を図り、生活習慣病の早期発見、早期治療を促していくことが必要です。

過疎化による若年者の減少と高齢者の増加により、独居または高齢夫婦世帯が増加しています。高齢者は今後も増加の一途をたどることが予測されるため、要支援・要介護状態に陥る前からの介護予防を推進することが必要です。

めざす姿

- 生活習慣病、がん予防のため成人保健活動の充実や正しい知識の普及に努め、健康診査やがん検診の受診率向上、病気の早期発見と早期治療を促します。
- 若い世代の健康意識の向上と各種健（検）診の受診率向上を図ります。
- 高齢者の保健活動の充実に努め、要支援、要介護状態に陥る前からの介護予防の強化、介護予防事業の充実に努めます。

※特定健診 メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を早期に発見し、生活習慣の改善を図ることで生活習慣病の予防・重症化を防ぐための健診のこと。（対象：40歳～74歳の国民健康保険加入者）

※生活習慣病 以前は「成人病」という名称であったが、生活習慣の改善により発症や進行を抑制できるため、各人が病気の予防に主体的に取り組むという認識の醸成をめざして「生活習慣病」という名称に変更された。

第8次総合計画終了時までの目標

○各種健（検）診受診率等の目標値

種別 年度	特定健診受診率	種別 年度	各種がん検診受診率	介護予防教室 参加人員
21年度	28%	21年度	※詳細は下記のとおり	45名
26年度	13%	26年度	※詳細は下記のとおり	53名
32年度	65%以上	32年度	50%以上	45名
	増加		増加	維持

※各種がん検診受診率

年度	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
21年度	20.9%	22.3%	25.5%	31.0%	35.3%
26年度	9.7%	10.1%	12.1%	6.8%	11.7%

写真

4-1 健康づくりの推進

4-1-4 食育と栄養改善の推進

現状と課題

食育及び栄養改善事業は主として母子保健や成人・高齢者保健活動の中に位置付けて実施し、機会あるごとに栄養相談、健康教育及び訪問指導などを実施しています。

社会や経済状況の変化に伴い食生活やそれを取り巻く環境が変わり、栄養の偏り、肥満、生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安心・安全、こ（孤・個）食※、朝食欠食などの不規則な食生活など食に関する問題が社会問題となっています。本町の現状も同様であり、個々のライフスタイルに合った個別指導と住民全体の健康や食に対する意識向上のための集団教育の双方が必要となります。

健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、特に子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは困難であることを考えると、子どもの頃からの食育が重要となってきますので、食について考える機会をつくる必要があります。

また、本町は「食」に直結する水産業や農業が基幹産業となっているまちであり、その地域性を活かした食育推進が必要であり、食育協議会をはじめ、各関係機関との連携・協力を図ることが重要です。

めざす姿

- 住民が各ライフステージ※に沿った望ましい食生活を送れるように支援します。
- 食育推進事業を充実させ、町民の食に関する正しい知識習得や技術の向上を図ります。
- 子どもが「食」について、楽しく学ぶことができる取り組みを積極的に推進します。
- 食育協議会をはじめとした各関係機関の活動を通じて、食育推進運動の普及啓発活動を推進します。

※孤食 家族と暮らしている人が一人で食事をする事。

※個食 家族一緒の食卓で別々の料理を食べる事。

※ライフステージ 人の一生を幼時期、児童期、青年期、中年期、高年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

第8次総合計画終了時までの目標

○「食」に関する実態調査を実施し、あらゆる機会を通じて食育及び栄養改善に対する普及啓発を推進します。

○児童・生徒の目標値

児童・生徒の食に関する実態調査を行い、国の「食育推進基本計画」に定める目標値（肥満児の割合7%、朝食欠食率0%）に近づけるよう、普及啓発活動や指導を推進します。

○成人健（検）診受診者の目標値（21年度の数値は、アンケート結果より）

種別 年度	メタボ予備 軍・該当者	朝 食 欠食率	1日3回食事を している人の割合	うす味を心がけ ている人の割合	食事をよくかんで 食べている人の割合	毎日野菜や海藻を 食べている人の割合
21年度	53.4%	15.6%	81.5%	49.4%	41.5%	65.9%
26年度	43.0%	11.2%	85.1%	52.2%	46.0%	68.9%
32年度	35.0%	10.0%	90.0%	60.0%	60.0%	80.0%
	減少	減少	増加	増加	増加	増加

写 真

4-2 地域医療体制の充実

4-2-1 地域医療体制の充実

現状と課題

本町の医療機関は、1 一般診療所（医師 1 名）、2 歯科診療所（歯科医師 2 名）の医療体制です。

1 次医療圏※（様似町内）に関わる診療であっても 2 次医療圏※（日高管内）へ、2 次医療圏に関わる診療であっても 3 次医療圏※（道央圏）への依存度が高くなっていますが、高齢社会の中、できるだけ町内や日高管内で受診できる体制や在宅医療の充実が必要です。

また、地域センター病院※である浦河赤十字病院は、老朽化が進んでいたため、管内各町から補助を受け改築が行われました。浦河赤十字病院は平成 25 年 4 月に、地域周産期母子医療センター※に認定されましたが、ハイリスク分娩※の際にはまだ苫小牧に搬送しなければならない場合があります。

めざす姿

○町内医療機関へ側面からの支援を行い、現医療体制を維持します。

○浦河赤十字病院の地域周産期母子医療センターがより充実したものになるよう働きかけていきます。

○地域センター病院である浦河赤十字病院に電子カルテシステム等の医療情報の共有化システムを構築し、2 次医療圏内の医療機関に端末を配備することで、患者情報を共有化し、検査の重複や一部医療機関への集中を招かないよう、医療機関同士のネットワーク化の整備を働きかけていきます。

第 8 次総合計画終了時までの目標

○ 1 次医療圏

年 度		種 類 等		年 度		種 類 等	
22 年度	一般診療所	1 箇所		26 年度	一般診療所	1 箇所	
	歯科診療所	2 箇所			歯科診療所	2 箇所	
32 年度	一般診療所	1 箇所					
	歯科診療所	2 箇所					
	維持						

○ 2 次医療圏

地域周産期母子医療センターの充実

※ 1 次医療 地域に密着した身近で頻度の高い医療サービスのこと。

※ 2 次医療 広域的かつ比較的高い専門性の高い医療サービスのこと。

※ 3 次医療 高度で専門的な医療サービスのこと。

※ 地域センター病院 2 次医療圏において、地域の医療需要に対応できる診療機能を備えた地域の中核医療機関のこと。

※ ハイリスク分娩 危険度の高い出産のこと。

※ 地域周産期母子医療センター 産科と小児科を併設し、周産期に関連する比較的高い診療が可能な医療機関のこと。

4-3 地域福祉の充実

4-3-1 地域福祉体制の充実

現状と課題

地域住民の生活課題の複雑化・多様化が進む中で、町保健福祉課と社会福祉協議会・福祉会などの福祉関係機関が連携を図り、福祉サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを利用する人やサービスを必要としている人の視点にたった福祉サービス提供体制の整備や、支援の必要なかたに対する福祉サービスを総合的に調整し提供するケアマネジメント※体制の整備と充実が必要です。

また、関係する法制度の改正などにより、福祉サービスの利用を取り巻く状況は目まぐるしく変わる中で、地域住民同士の支え合いや見守り、助け合いを基本に、地域の福祉課題を解決する「地域の福祉力」を高めるとともに、利用者に対して自分に合ったサービスを主体的に選択するための適切な情報を、多様な手段で提供することが必要です。

災害の発生時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人の安心・安全を守るため、緊急時や各種災害時に備えた支援体制の整備が必要です。

めざす姿

- 高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要するかたの状況やニーズを把握するための実態調査を行い、個々に合った福祉サービスの提供、支援をしていきます。
- 支援の必要な人の状況やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供できるよう行政、福祉関係団体などの関係機関が連携を強化し、必要なサービスが一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- 「誰もが住みなれた地域で安心・安全に暮らし続けるまちづくり」をめざす地域福祉活動を推進する、町社会福祉協議会の支援を図るとともに、町社会福祉協議会・自治会と連携しながら、緊急時や各種災害時における避難等の際に配慮を要するかたの支援体制の整備を図ります。
- 住民が必要とする情報を得られるよう、多様な手段・方法による情報の提供が図られるよう、保健・福祉サービスの各種制度・サービスについて広報紙の活用や冊子の発行とパンフレットなどを整備します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 地域福祉計画を整備するとともに、地域における社会福祉サービスの適切な利用が促進されるよう、地域の特性に応じた福祉を推進します。
- 災害時要援護者避難支援プランに基づく体制の整備を進めるとともに、自治会などと連携し、避難等の際に配慮を要するかたの支援を行います。

※ケアマネジメント 介護を必要とするかたに対して、その状態を的確に把握し、必要とする介護サービス計画を作成するとともに、利用者とサービスを提供する事業者との仲立ちをすることで、その人の日常生活を経過的に支援していくこと。

4-3 地域福祉の充実

4-3-2 高齢者福祉の充実

現状と課題

高齢化率が年々上昇する中で、高齢者がいつまでも健康であることをめざし、家庭や住みなれた地域社会において自分らしく暮らし続けることができるよう、生きがいを持てる多様なサービスを提供する必要があります。

また、要介護状態の発生や悪化を防止する介護予防の推進を図るとともに、介護が必要になった場合でも、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、多様なサービスを提供するための生きがい事業など包括的にサポートする必要があります。

めざす姿

- 高齢者が病気などで介護や日常生活の支援が必要となった場合でも、住みなれた環境の中で生活を続けられるよう、量的・質的に十分な介護サービスの基盤整備を進め、地域全体で支える仕組みを確立することで、理想とする地域福祉社会の実現をめざします。
- 老人クラブの活動を通して、生きがいづくりを実践するための学習、スポーツ、地域活動など社会参加への機会の確保を図ります。
- 培った技能・経験・知識を活かし、高齢者事業団の活動を実践する中で、地域社会のニーズに対応し、高齢者援助サービスなどを通じて地域社会へ貢献します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 生きがいづくりを実践するための就労、学習、スポーツ、地域活動など社会参加への機会を確保するよう努めます。
- 要介護状態の軽減、悪化の防止のための地域密着型サービス※をはじめとする多様なサービスの提供を図ります。
- 認知症の高齢者などへの地域支援や高齢者を介護する家族への支援体制を充実します。

※地域密着型サービス 認知証症やひとり暮らしの高齢者などの増加を考え、要介護者たちが住み慣れた地域の近くで介護サービスが受けることができるように設立されたサービス。

①夜間対応型訪問介護 ②小規模多機能型居宅介護 ③認知症対応型通所介護 ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（入所定員30人未満の有料老人ホーム） ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（入所定員30人未満の小規模特養ホーム）など。

4-3 地域福祉の充実

4-3-3 児童福祉の充実

現状と課題

全国的に増加していると言われる児童虐待については、本町ではほとんど発見されていませんが、この問題は表面化しにくく早期発見が難しいため、本町においても表面化していない事例がある可能性があります。

また、少子・高齢社会と言われている昨今、本町においてもその傾向は否めず、むしろ強く表れている状況にあります。特に、少子化については、年間の出生数が平成22年度を境に30人をきり、現在20人台半ばで推移しているところであり、将来のまちづくりを考えた時、この少子化がもたらす影響が懸念されています。

児童虐待も少子化傾向も、相談できる体制や子育て環境の整備を行うことが重要ですので、町が行っている母子保健活動や子育て支援対策を充実させ、出生時から子育てに至るまでの保護者の経済的、精神的及び身体的負担等を軽減するとともに、国や道と連携し、児童の育成指導対策や保護を必要とする児童に対する対策に積極的に取り組む必要があります。

めざす姿

- 児童が地域活動に参加しそのふれあいを通して社会経験を積むなど、将来の自立に必要な能力を身につけるため、家族と地域が一体となった子育て環境を整備します。
- 保護を要する児童を早期発見し適確な対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の組織の充実強化を図ります。
- 関係機関などとの連携により児童相談に係る体制を強化し、子育てに係る精神的・身体的負担を軽減します。
- 各種給付制度や医療制度等を充実し、子育てに係る経済的負担を軽減します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 子育てに対するきめ細かな相談・指導体制や医療費負担の軽減をはじめとした各種助成・給付制度を充実し、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図ります。
- 要保護児童※については、その早期発見・早期対応を図るため、関係者及び関係機関等との連携体制の整備充実を図ります。
- 次代の担い手となる児童は、地域の宝であることの共通認識を深め、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民が見守り参加する児童の健全育成体制の充実を図ります。

※要保護児童 虐待を受けているなど、保護を必要としている児童のこと。

4-3 地域福祉の充実

4-3-4 介護福祉の充実

現状と課題

平成12年に始まった介護保険制度については、介護・予防サービスを利用するかたも増え高齢者を支える制度として定着してきておりますが、今後、高齢者人口の増加とともに、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加することが見込まれています。

また、介護保険制度についても、介護が必要な状況となっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステム※の構築が求められており、本町においても地域支援事業（包括的支援事業・介護予防事業）を推進するとともに、新しい総合事業※にも取り組み、地域で安心して生活を継続できるよう引き続き支援を進めていくことが必要です。

介護職場では、介護職員の確保が難しくなっており、安定した介護サービスの提供体制を確保していくためにもその対策が求められています。

・要介護認定者数

平成22年度					平成26年度				
総人口 5,259人	要支援1 36人		要介護1	30人	総人口 4,658人	要支援1 58人		要介護1	36人
			要介護2	50人				要介護2	57人
			要介護3	29人				要介護3	34人
65歳以上 1,609人 (第1号被保険者)	要支援2 37人		要介護4	40人	65歳以上 1,688人 (第1号被保険者)	要支援2 50人		要介護4	39人
			要介護5	30人				要介護5	37人
合 計	要支援	73人	要介護	179人	合 計	要支援	108人	要介護	203人

めざす姿

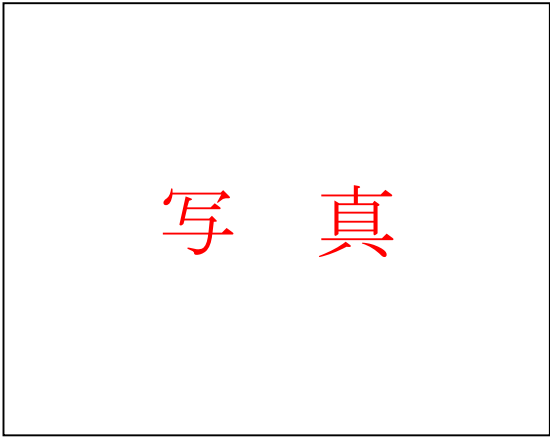
- 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- 要介護・要支援の状態にならないよう予防する介護予防事業や、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業などを行う包括的支援事業を推進するとともに、高齢者が地域において主体的に活動し、支え合う体制の構築を目的とした広報、啓発活動を推進します。
- 将来にわたり介護職員を確保し、安心して安定した介護サービスの提供体制を維持していきます。

※地域包括ケアシステム 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

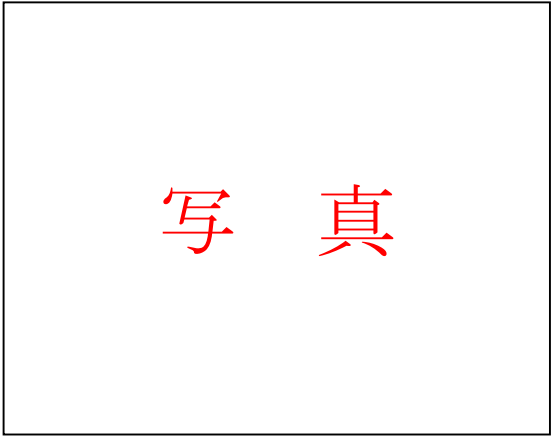
※新しい総合事業 平成27年度に介護保険法の改正で新しくできた「介護予防・日常生活支援総合事業」の略称で、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護給付から地域支援事業の新しい総合事業に移すとともに、ボランティアなどを活用した地域に合ったサービスを提供する事業のこと。

第8次総合計画終了時までの目標

- 介護保険からのサービス提供とともに、介護が必要にならないために新しい総合事業に取り組むとともに、住民主体の多様なサービスの提供体制の構築をめざします。
- 介護が必要になっても、可能な限り住みなれた地域、家庭で生活が継続できる体制づくりに努めます。
- 介護職員確保のため、修学就業資金貸付制度の周知や受入体制の整備を進めます。



写 真



写 真

4-3 地域福祉の充実

4-3-5 障がい者福祉の充実

現状と課題

本町では、障害者自立支援法の施行により、地域社会での自立に必要な事業として国が求める必須事業と町の裁量により実施できる事業を併せて地域生活支援事業として実施しています。

しかし、障がい者が地域で自立した生活を進めていくためには、それぞれの意欲や能力（適正）に応じて働くことができるよう、就労支援の強化が必要です。また、障がい者が地域で生活するための環境整備（住宅整備・交通手段の確保など）、ボランティア活動、社会福祉協議会の活動など、地域が一体となった障がい者福祉活動を促進し、地域福祉環境の整備を図る必要があります。

※障害者手帳等所持者（平成 27 年 3 月 31 日現在）

○身体障害者手帳

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
87 人	40 人	61 人	88 人	30 人	22 人	328 人

○療育手帳

A 判定	B 判定	合計
20 人	29 人	49 人

○精神障害者保健福祉手帳

1 級	2 級	3 級	合計
2 人	14 人	6 人	22 人

めざす姿

○自らの意志に基づき地域生活を送るため、地域の特性に応じた障がい者向けのサービスを提供できるよう各種福祉施設の整備検討や居宅介護サービス※の充実を図ります。

○相談支援体制の充実とノーマライゼーション※理念の普及啓発を図りながら、障がい者の自立を支援するために、福祉サービスを充実させるとともに、地域の実情に応じた誰もが障がい者を支援できる地域福祉体制を確立します。

※居宅介護サービス 障がい者のかたが自宅で入浴や排せつ、食事の介助などの身体介護や家事の援助を受けるサービス。

※ノーマライゼーション 障がい者など社会にハンディキャップのある人が、あるがままの姿で他の人々と同じように生活し、活動することができる社会をめざすこと。

第8次総合計画終了時までの目標

- 住まいや日中活動の場の確保など地域生活に必要なサービスの充実や人材の育成を図るとともに、サービス提供基盤を充実します。
- 地域の就労移行支援事業者※を中心とした関係機関の連携強化と雇用促進に向けた就労支援を充実します。
- 判断能力に不安のある障がい者（知的・精神など）が適切に福祉サービスなどを利用し、地域での生活が継続できるよう支援体制を充実します。（日常生活自立支援事業※・成年後見制度※の利用支援など）

写 真

日高管内身体障害者スポーツ大会（平成19年）

- ※就労移行支援事業者 就労を希望する障がい者などに一定の期間、それぞれの適性に合った訓練や就職活動等の支援を行い、就労へ移行するためのサポートをする事業の運営をする社会福祉法人、社団法人及びNPO法人など。
- ※日常生活自立支援事業 認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活を営むのに支障があるかたに対し、福祉サービス利用の援助や日常的金銭管理サービス、預貯金の通帳など大切な書類などの預かりサービスが利用できる。
- ※成年後見制度 財産管理や身上監護に関する契約などの法律行為全般を行う制度。本人の判断能力が著しく低下していたり、重要な法律行為（不動産の処分や遺産分割、相続放棄など）を行う時や特別養護老人ホームへの入所契約など本人の身上を配慮しなければいけないときは、成年後見制度を利用する。

4-3 地域福祉の充実

4-3-6 アイヌの人たちの福祉の充実

現状と課題

本町におけるアイヌの人たちは、平成25年度の「北海道アイヌ実態調査」によると147世帯、365人となっており、平成18年度の数値と比較すると世帯において143世帯49%の減、人口においては270人42.5%の減となっています。

国・道のアイヌ福祉対策により、アイヌの人々の生活水準は着実に向上しつつありますが、未だに格差は是正されたとはいえない状況にあり、このため「第4次北海道ウタリ福祉対策」に引き続き「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」※（2009年～2015年）を推進し、是正を図っているところです。

特に、本町が実施している住宅改良資金貸付事業は、有効に活用されているものの、償還金の未納があり、償還促進のためにも更に生活環境や生業基盤の安定と充実を図る必要があります。

また、アイヌ民族独自の文化や伝統の保存、伝承を図るためには、アイヌ語や古式舞踊等の教室をはじめとした「文化伝承事業」に取り組む必要があります。

めざす姿

- 生活向上と職業安定を図るため、アイヌ生活指導員及びアイヌ生活相談員による生活相談の充実や技術習得機会の拡充に努めるとともに、農林漁家経営を改善・向上していくため、基盤整備及び近代化施設整備事業などを促進します。
- 住宅の確保と改善のための貸付制度などの充実を図るとともに、住みよい生活環境の維持・整備及び老朽化が著しい生活館の改修整備を図ります。
- 子どもの教育や就学のため、進学奨励事業の活用促進を図ります。
- アイヌ協会の活性化を促進する中で、アイヌ民族の文化や伝統の保存、継承を図ります。

第8次総合計画終了時までの目標

- アイヌの人たちの生活水準のさらなる向上のため、国や道の施策を積極的に推進する中で生活基盤の整備、拡充を図ります。
- アイヌ民族独自の文化や伝統を保存、継続するため、アイヌ協会の活動を支援し、これら知識の普及啓発を図ります。

※アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）

アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るため4次にわたり推進してきた「北海道ウタリ福祉対策」に引き続き推進されている総合的施策。

4-3 地域福祉の充実

4-3-7 低所得者福祉の充実

現状と課題

本町の生活保護の受給状況は、被保護世帯、人員及び保護率ともに平成20年度以降増加傾向にありましたが、平成24年度以降から減少傾向となっています。

生活保護受給者は、世帯類型でみると高齢者、母子、傷病者及び障がい者世帯が多く、一般的に生活基盤の弱い世帯が大部分を占め、このような傾向は今後も続くものと予想されることから、生活保護世帯の処遇の向上と自立していくための適切な対応策が求められています。

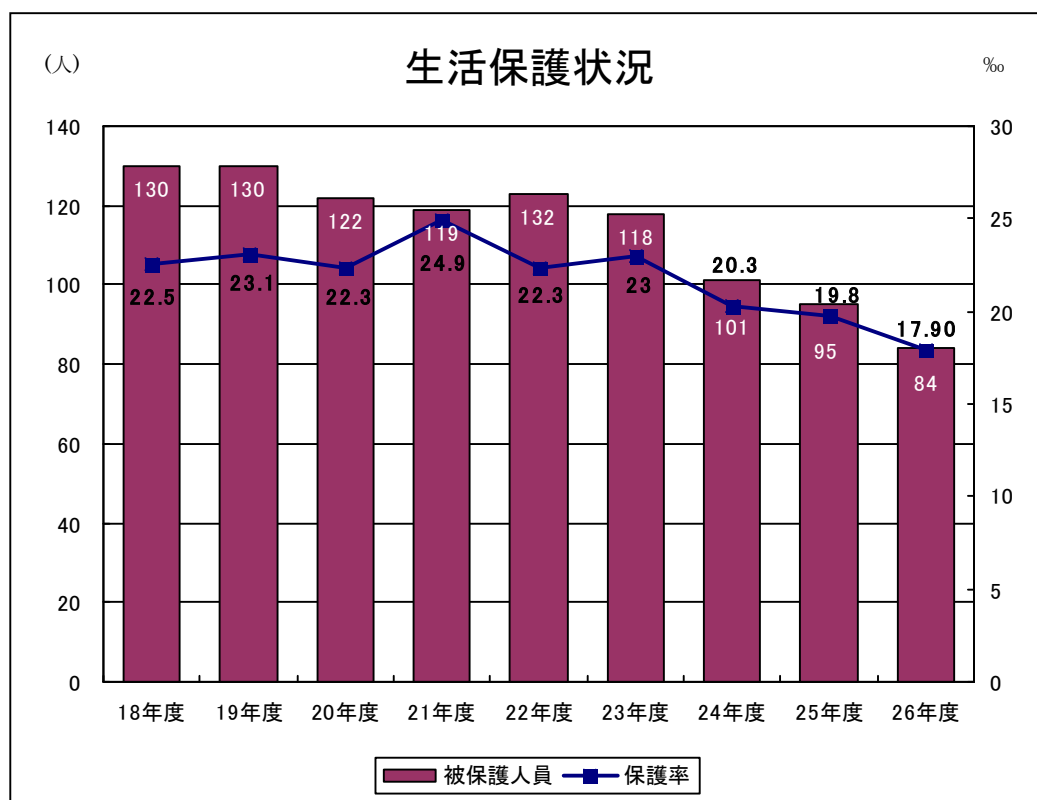
また、生活保護に準ずる低所得世帯においても、生活基盤が弱い状況にあることから、社会経済情勢はもちろん、まちの産業活動が不振な場合などに影響を受けやすいため、生活不安を解消することが課題となっています。その生活向上を図るため、民生委員・児童委員や関係機関との連携により相談体制を充実・強化する中で、就労の斡旋や自立に必要な資金援助制度などを充実し、経済的自立と生活意欲の助長に努める必要があります。

めざす姿

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携を緊密にし、生活保護世帯の生活指導や相談の充実に努め、自立意欲の高揚を図ります。
- 生活保護世帯の実態をよりの確に把握し、公的扶助の適正化を図ります。
- 関係機関及び民生委員・児童委員などと連携し、公的相談などをはじめ自立のための援助活動を推進します。
- 低所得者世帯の経済的自立と就労意欲を助長するため、民生委員・児童委員との連携を緊密にし、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の活用などの指導助言をします。

第8次総合計画終了時までの目標

- 関係機関などと連携し、生活保護者及び低所得者の自立のための相談体制や指導援助を充実します。



4-4 国民健康保険制度の充実

4-4-1 国民健康保険制度の充実

現状と課題

本町の国民健康保険事業は、人口の減少とともに被保険者数が年々減少し、現在1,500人弱の小規模事業（保険者）となっています。

本事業会計は、小規模事業であることや被保険者の高齢化、低所得者層の占める割合が増加したことなどさまざまな要因もあり、また、制度が抱える構造的な脆弱性から、長い間財政収支が累積赤字となっていました。国及び道のさまざまな支援施策の充実もあって、平成20年度にようやく累積赤字が解消され、平成26年度末においては約10,500万円の繰越金を生じることとなりました。

安定した財政運営を確保するため、健康診査や保健指導などにより疾病の重症化を防ぐなど医療費の抑制に努め、また、国民健康保険税等の安定した財源の確保に努めておりましたが、国保財政の基盤を強化するため、市町村国保の財政運営の主体を平成30年度から都道府県とする国保法の改正が予定され、保険者は都道府県と市町村の共同で運営する方向で進められております。

今後は、国保の都道府県への移管※に向け、単年度ごとに収支の均衡を図っていくとともに、健康診査等の保健事業により疾病の重症化を防ぐ取り組みが求められます。

めざす姿

- 「健康の大切さ」の意識を高める被保険者教育を推進します。
- 疾病の重症化を防ぐため、早期発見、早期治療を促進する健診事業を強化します。
- 特定健康診査、保健指導の受診率の向上を図ります。
- 高齢者に対する訪問指導を実施し、重複、多受診予防を推進します。
- レセプト※の点検体制の維持に努め、不必要な医療費の支出を抑制します。
- 国民健康保険税の収納率の向上に努め、都道府県への移管に対応していきます。

第8次総合計画終了時までの目標

- 健康診査や保健指導を実施し、疾病の重症化を防止することで医療費の支出抑制を図ります。

※国保の都道府県移管 現在のところ、市町村の役割として資格・保険料の賦課徴収・保健事業運営などが検討されております。

※レセプト 病院や診療所が医療費の保健負担分の支払いを公的機関に請求するために発行するもの。診療報酬請求明細書の通称のこと。

第3部 基本計画

第5章 心豊かな人間性を養うために

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

5-1 幼児教育・保育の充実

5-1-1 幼児教育・保育の充実

現状と課題

幼児センターでは、子どもが豊かに育つために生活と遊びの環境づくりなどに努め「自分で考え主体的に行動できる力」が育ってきている反面、近年の社会変化の中で、多くの子どもについて、「基本的な生活習慣がしつけられていない」「食生活が乱れている」「自制心や規範意識がじゅうぶんでない」「運動能力が低下している」「コミュニケーション力不足」などといった問題や、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されています。本町においても例外ではなく、これらの傾向が顕著に認められるようになってきています。

本町の子どもの豊かな人間性を育成するためには、家庭や地域、関係機関とさらに連携して、子育てを推進していくことが重要であるとともに、職員の資質の向上や保育・教育内容のさらなる充実に努めていく必要があります。

特に、英語力を身に付けさせるためには、幼児期が効果的と言われており、定着に向けて取り組む必要があります。

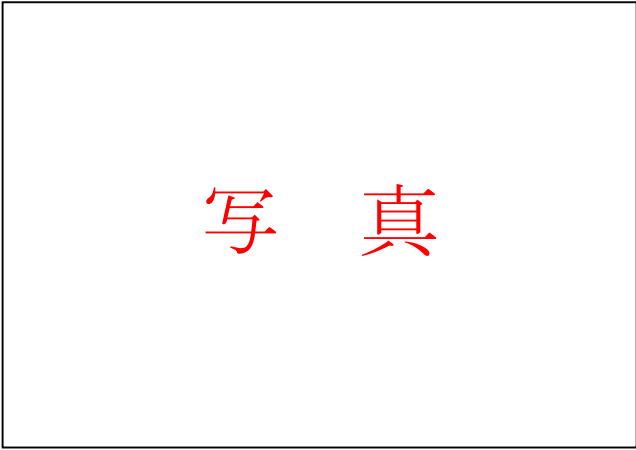
めざす姿

- 子どもの発達過程を踏まえるとともに、他機関と連携を図り、幼児期にふさわしい保育・教育の推進と充実を図ります。
- 家庭や地域とともに「子どもの育ち」を支援します。
- 地域への開放などを推進し、「子育ての喜び」などを親に伝えながら家庭や地域を巻き込んだ「幼児センターづくり」を推進します。
- 幼保連携型認定子ども園幼児センター※として、子どもの健やかな成長と幼児教育の充実を図ります。

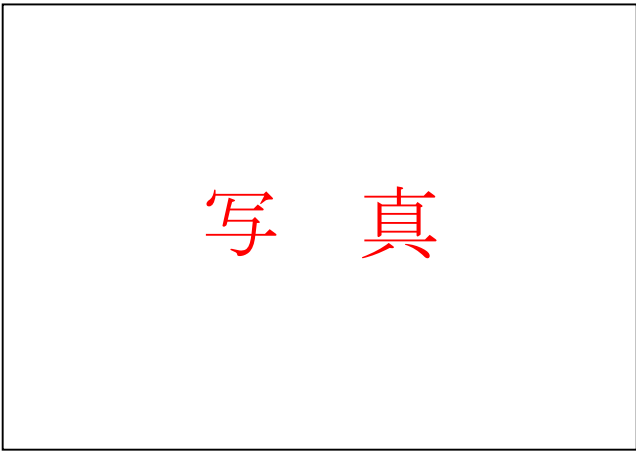
※幼保連携型認定子ども園 保育所及び幼稚園などにおける小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。都道府県知事が条例に基づき認定する。本町の幼児センターは、平成22年4月1日から「認定子ども園（幼保連携型）」の認定を受けて運営している。

第8次総合計画終了時までの目標

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえ幼児教育の充実を図るとともに、幼児センターと小学校との連携や交流機会を充実させ、小学校へのスムーズな移行に努めます。
- 幼児センターと家庭が相互に連携して保育・幼児教育の充実を図ります。
- 子育て支援と預かり保育（一時保育・一時預かり）の充実を図ります。
- 様似町の自然（アポイ・観音山や園周辺）の草花を、日常保育・教育の中で知るための学習の充実を図ります。
- 外国語指導助手などの活用により、英語に慣れ親しむ教育の充実を図ります。



写 真



写 真

5-2 義務教育の充実

5-2-1 義務教育の充実

現状と課題

平成18年12月に教育基本法が改正され、その後、学校教育法の改正により、知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能・思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、学校教育ではこれらを調和的に育むことが必要である旨が法律上規定されました。

本町における学校数は少子化の影響から現在、小学校、中学校それぞれ1校のみとなり、今後においても児童生徒数の減少による学級数減が見込まれる状況です。

児童生徒の実態は、総じて明るく素直な児童生徒が多く、全体的には落ち着いていますが、日常生活におけるけじめや基本的生活習慣の定着が不十分な部分も見られるとともに、自主学習や家庭学習の習慣が身につけていないところも見られるなど、個人差が広がっている状況となっています。

めざす姿

教育基本法及び学校教育法並びに北海道教育推進計画を基本とし、次の事項について具体化を図ります。

- 小中一貫（連携）教育を推進し、生きる知恵につながる確かな学力を育み、自立した生き方を支える教育を進めます。
- 社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力を育む教育を推進します。
- コミュニティ・スクールを活用した豊かな人間性と感情を育む教育を推進します。
- 心身の健やかな成長を促す教育を推進します。
- 魅力ある学校づくりを推進します。
- 教職員に対する信頼性の向上に努めます。
- 英語力を高める教育を推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 児童生徒が1日の多くを過ごす学校教育の充実を図ります。
- 教員をはじめ児童生徒がそれぞれの学校の教育目標の下、一人ひとりの個性や創造性を伸ばし、生きる知恵につながる確かな学力やコミュニケーション能力、規範意識などの倫理観、思いやりのある心を育成できる教育内容とします。
- 生涯を通じて健康に過ごせるよう基礎的な体力の向上を図るなど、心身ともに健康に過ごすことができる力を育成できる教育内容とします。
- 様似町の将来を担う子どもたちがジオパークの理念などを取り入れながら、ふるさとについて学び、郷土への愛着や誇りを育みます。
- 外国語指導助手の有効活用により、小学校教育の中でどの学年でも日常的に英語とふれあえる環境を作ります。

5-2 義務教育の充実

5-2-2 教育施設の整備充実

現状と課題

様似小学校については、平成25年度及び平成26年度の2年間で改築が行われ、快適な学習環境が整いました。また、様似中学校においても平成26年3月で閉校となった旧様似高校校舎への移転に伴い、大規模改修により設備更新を行ったほか、中学校の学習環境に合わせた改修を行いました。このことにより学校施設の耐震化を完了することができている。しかしながら、校長及び教頭住宅をはじめ教員住宅においては老朽化した住宅が多く残っており、栄町の住宅では昭和40年代半ばに建設されて約45年経過し、また、緑町においても昭和40年代を中心に建てられ入居困難な住宅も多く、加えて中学校の移転に伴い学校施設管理の観点からも新たに校舎横への建設が望まれています。

また、学校給食については、その整備を検討しなければならない状況にあります。

めざす姿

より質の高い教育環境を整備するために次の環境を整備します。

- 確かな学力の確立に向けた学習環境を整備します。
- 豊かな心を育成するための環境を整備します。
- 健やかな体を育むための環境を整備します。
- 環境問題などの「今日的課題」に対応するための環境を整備します。
- 教員住宅の整備を進めます。
- 完全給食に向けたあり方を検討し、整備を進めます。

第8次総合計画終了時までの目標

- 質の高い教育を実現するため、各種学習活動を支え、健やかな心と体を育むための学習環境づくりを進めます。
- 指導力のある教員確保の観点からも快適な住環境の確保は重要なポイントでもあることから、校長及び教頭住宅をはじめ教員住宅の建て替えを進めます。
- 本町にあった学校給食のあり方を検討し、整備を進めます。

5-3 社会教育の推進

5-3-1 社会教育の推進

現状と課題

個人の自由意思に基づき生涯にわたって行う学習活動として「生涯学習」※を奨励してきた結果、様々な学習活動が町内で展開されています。また、現代社会は、家庭や地域の教育力が低下していると言われますが、都会と比べると本町ではまだ地域のつながりが残っており、社会教育団体の活動も自主性をもって行われています。

しかし、子どもに基本的な生活習慣が身についていなかったり、大人が徐々に団体活動を避ける傾向にあることは、本町でもみられるところです。また、少子高齢化や情報化などの社会変化に対応した地域づくりや社会教育活動も求められています。

今後は、個人的な興味による活動だけではなく、「地域づくり」につながるような学習活動を住民が主体的に行っていくことが重要であり、そうした活動の支援を他部局や町内団体とも連携をとりながら行っていく必要があります。

めざす姿

- 社会教育委員機能も活かし、住民参画による社会教育を推進します。
- ふるさと学習など、「地域づくり」につながる学習活動を奨励し支援します。
- 地域の人材を活用し、ともに学び教えあう社会の構築を図ります。
- 学校・家庭及び地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進します。
- 人と過ごすのが楽しいと思えるような青少年を、体験事業を通じて育みます。
- 情報機器も活用し、学習情報の提供や相談機能の充実を図ります。

第8次総合計画終了時までの目標

- 社会教育事業において、住民による発案や参画による割合を増やします。
- ジオパークの理念などを取り入れながら、本町の素晴らしさをより多くの方に感じてもらえるよう事業を推進します。
- 地域人材を活用するとともに、学習情報を整理保存し提供します。
- 学校・家庭・地域の連携体制を整え、子ども達がよりのびのびと学べる環境づくりを推進します。
- 集団による宿泊体験などの少年事業を、地域の協力も得ながら継続します。
- 施設やインターネットでの学習情報の提供を工夫し、住民の生涯学習の利便性を高めていきます。

※生涯学習 学校での教育や学習のみならず、自らの意思と選択によって人生のあらゆる成長過程で、さまざまな学習を続けていくこと。

5-3 社会教育の推進

5-3-2 社会教育施設の充実

現状と課題

公民館は、社会教育の中核施設として、住民に親しまれ利用されています。普段はサークルや団体による利用が主ですが、行事では幅広い層の住民が訪れます。分館はありませんが、中心部以外の地域では地区集会施設が公民館的な役割を果たしています。

中央公民館は、徐々に施設が老朽化しているため、必要に応じて修繕が必要です。

施設使用料減免の見直しについては検討しましたが、他施設との整合性が難しく結論には至っておりません。

めざす姿

- より幅広い層の利用促進を行い、社会教育施設としての集会や学習機能を重視します。
- 町内の団体が公民館を中心に活発な団体活動をすることを支援します。
- 社会教育施設の利用規則や有効活用について、住民と行政がともに考えていきます。
- 必要に応じた修繕を行い、住民が快適に施設利用できるようにします。

第8次総合計画終了時までの目標

- 新規の利用促進を行い、課題解決型の学習等の利用を呼びかけます。
- 町内の団体が利用しやすいように、利用相談や広報を行っていきます。
- 住民による話し合いの機会を設け、施設の利用規則や有効活用について合意形成をします。
- 施設の使用料について、有料となる団体と免除の対象となる団体を明確にし、住民周知を図ります。

5-3 社会教育の推進

5-3-3 図書館事業の推進

現状と課題

地域社会の「知の拠点」「情報センター」として、住民の日常生活や学習、そして仕事などを支援できるよう図書館システムの導入による資料提供や情報提供を行いながら、読書環境の充実に努めておりますが、本町における少子化や高齢化が進む中で、利用者はここ10年の間に下降線をたどり、図書自体の利用もやや減少傾向を示しています。

これからは、潜在的な利用者を掘り起こしていく努力はもちろんのこと、長期的な展望のなかで学校との連携が重視され、蔵書規模の拡大とICT※を活用したデジタル資料の提供をすすめ、子どもからお年寄りまで安心して読書の喜びが感じられるよう専門職員の充実や施設の環境整備を図っていく必要があります。

めざす姿

- 利用者の資料要求に応じられるよう図書資料やデジタル資料を充実（ハイブリッド型図書館）※します。
- 少子高齢化社会にあって、子どもを持つ親の交流の場や高齢者が集う場など気軽に安心して利用できる活動の場をめざし、サポート体制を確立します。
- 読書ボランティア※など町民自らの活力を活かし、学校・地域・図書館での幅広いサービスを図ります。

第8次総合計画終了時までの目標

- 資料の文化的・歴史的価値を考慮し、次の世代にも継承できるよう効率的に資料を収集します。
- 地域に関わる特色ある資料（高山植物・ジオパーク・郷土資料）の充実を図ります。
- DVDやブルーレイなど新しいメディアを収集し、提供します。
- 地域資料をデジタル化し、ホームページを通じ公開していきます。
- 高齢者向けに大活字本や録音資料を収集し、普及に努めます。
- 子どもの読書活動の充実に向けた事業を推進します。

※ICT Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報・通信に関する技術を総称。従来から使われている「IT」に代わる言葉として使われている。

※ハイブリッド型図書館 従来の冊子体資料をベースとした図書館が、電子図書館としての機能も併せ持つ図書館のこと。ハイブリッド図書館では、インターネット上の情報と図書・雑誌・その他の資料を組み合わせ提供することができ、相談者に的確なアドバイスを提供することができる専門職を配置することにより、情報検索能力を従来型の図書館と比べて飛躍的に伸ばすことが可能となる。

※読書ボランティア 主に児童への読み聞かせボランティアのことをいう。

5-4 文化活動の推進

5-4-1 芸術文化の振興

現状と課題

本町における文化活動は、文化協会や各種サークルなどが主体となっています。特に近年は、児童によるダンス活動が盛んですが、多くの団体ではメンバーの固定化と高齢化が進んでいます。

文化の推進にあたっては、さまざまな機関や団体から提供される絵画展やコンサートの開催をするともに、幼児や児童生徒に対しては劇や音楽などの生の芸術にふれる芸術文化鑑賞事業を毎年開催していますが、よりいっそうの鑑賞機会の提供が求められています。

また、本町の歴史や産業など、自分たちが持っている文化を見つめ直し、表現していくことがまちづくりを進めるうえでも欠かせないものとなっています。

めざす姿

- 町内外の施設や機関と連携した各種文化情報を、ホームページなどを活用して提供します。
- 絵画展やコンサートなど、他機関と連携するなかで、生の芸術文化にふれる機会を多く提供します。
- 文化協会や各種サークルの活動を支援します。
- 自分たちの歴史や文化を理解するための学習機会を提供します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 住民向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。
- 幼児や児童生徒向けの芸術文化鑑賞事業を毎年開催します。

写 真

5-4 文化活動の推進

5-4-2 文化的財産の保護・保存と活用

現状と課題

本町は、国が指定する特別天然記念物であるアポイ岳高山植物群落、天然記念物である幌満ゴヨウマツ自生地と高山蝶ヒメチャマダラセセリ※のほか、様似町がユネスコ世界ジオパークとして認定される大きな要因となった世界的地質遺産である幌満かんらん岩体など、素晴らしい自然に恵まれています。また、国が指定する重要文化財である等澍院古文書や重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踊、町が指定する文化財である等澍院護摩堂や様似山道など、優れた歴史資料が数多く存在するほか、現時点では未指定となっているものの希少性や歴史的経緯などから、今後の調査などを必要とするものも多くあります。

これらの文化的財産は、本町だけではなく国全体の財産といっても過言ではありません。自然環境の変化や経年劣化などにより傷んでいるものもあるため、今後適切な保護※・保存※策をとるとともに、これらを活かしたまちの活性化策などについても検討する必要があります。

郷土館については、老朽化が著しいうえに、展示スペースが限られることから効果的かつ戦略的な展示が困難な状況となっています。現在は、展示方法の工夫により有効活用を図っているところですが、重要な文化的財産の保存・活用施設であり、外に発信する情報拠点という観点もあることから、移転や改築を検討していく必要があります。

めざす姿

- 国の宝であり地域固有の財産であるアポイ岳高山植物群落などの保護・保存に取り組むとともに、活用を図りながらその重要性を多くの方が認識できるようにしていきます。
- 新たな文化的財産の調査・研究を進め、必要に応じて文化財などとして指定していきます。
- 本町の歴史や文化的財産に関する情報発信拠点として、郷土館を移転・改築します。

第8次総合計画終了時までの目標

- アポイ岳の高山植物群落の保護活動を推進します。
- 歴史資料の保存と研究を進め、町内外に向けて情報発信をしていきます。
- 郷土館について、現状で可能な限り設備を充実するとともに、展示内容を工夫し、郷土館を訪れ郷土史に親しむかたの増加を促します。
- 本町にある数多くの文化的財産について、関係機関と連携しながら保護・保存と活用を図ります。

※ヒメチャマダラセセリ 羽を広げた大きさは約2.5cmのセセリチョウ科の一種で、羽は茶褐色に白い斑点があり、日本ではアポイ岳周辺でしか発見されていない。昭和50年に国の天然記念物に指定されている。

※保護 外からの危険などに対し、気をつけてかばい守ること。

※保存 そのままの状態を保つようにして、とっておくこと。

5-5 社会体育・スポーツの推進

5-5-1 社会体育・スポーツの推進

現状と課題

昭和58年に生涯スポーツの町を宣言してから32年が経過し、生涯スポーツの重要性やその考えは浸透し、スポーツ競技を楽しむ志向から健康づくりのための手段として体育・スポーツ活動をする志向へ目的意識は変化しています。

また、人口減や少子高齢化により、スポーツに親しむ住民は減少していることから、現状を的確に把握し、各年代層が気軽に活動できる環境づくりを推進する必要があります。

本町のスポーツ団体としては、体育協会（16団体）、スポーツ少年団（5単位団）、スポーツ振興会（10地区）が活動していますが、体育協会は少子高齢化による会員数の激減により弱体化に歯止めがきかず、スポーツ少年団は少子化の影響が顕著にあらわれ、スポーツ振興会は地区別の人口割に大きな差が生じ運営が機能していない状況となっております。

そのため、本町のスポーツ振興を図るうえで大きな役割を担うこれらの団体に関し、従来の考え方や組織のあり方を見直すことが必要になってきています。

また、本町には屋内施設として、スポーツセンター、第2体育館、生涯スポーツ研修センター（柔道場含む）、屋外施設には観音山スポーツ公園、ふれあいゲートボール場があり、多くの町民のみならずスポーツ合宿などで町外からも広く利用されております。

しかし、各施設ともに老朽化が激しく安全面的においても不安要素も多く、大会運営に支障をきたすことも考えられることから、障がい者への配慮も含めた施設整備が必要となっております。

めざす姿

○各年代層が活動しやすい環境を整え、健康づくりのきっかけとなる事業を推進します。

また、社会の変化・現状に対応できる健康づくり指導者養成を図ります。

○各団体が本町の将来を見据えた組織運営ができる体制づくりを推進します。

○少年団本部を核に、本町の子どもたちが楽しく明るく活動できる環境づくりを推進します。

○スポーツ振興会は、現状の生活環境に即した活動しやすい組織整備を推進します。

○効率的な施設利用・運営を図り、健常者にも障がい者にもやさしい施設整備を推進していきます。また、危険要因である耐震対策を推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 現有施設の利用調整・有効活用を図ります。
- インターネットの普及に伴い、様似町ホームページ等を活用した情報などの発信を積極的行います。
- 指導者の発掘・育成と本町の子どもたちが必要とする新規少年団の結成を図ります。
- スポーツ振興会の人口格差や地域別特徴を精査し、統合を協議します。
- 各スポーツ施設は計画的に改修（新築及びバリアフリー化含む）整備をし、スポーツ合宿誘致などによる交流人口の増加につなげる取り組みを進めます。

写 真

アヒルロードレース

写 真

町民ソフトボールのつどい

第3部 基本計画

第6章 豊かな暮らしを生み出すために

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

6-1 農業振興対策の推進

6-1-1 農業振興対策の推進

現状と課題

本町の農家戸数は高齢化と後継者不足などを要因に年々減少し、粗生産額は「肉用牛」や「いちご」の導入により、伸びがみられる部門もありますが、農業所得全体としては軽種馬部門の落ち込みが大きいため減少が続いています。さらに、エゾシカなどによる鳥獣被害が近年増加傾向にあり、農作物の生産収量の減少と生産意欲の減退を招いており、農家個々の経営はもとより本町農業の問題となっています。

また、高齢化や軽種馬生産の不振に伴い、生産条件が悪く収益性の少ない農地の遊休化が懸念されており、遊休化を未然に防止するための取り組みとして、本町の地域性や気象条件などにあった新たな作物の導入・定着に取り組んでいくとともに各種助成制度充実へ取り組んでいく必要があります。

農業協同組合は、合併による事務効率向上などの利点を活かした経営が進められており、今後も緊密な連携を図りながら、農業及び地域振興対策を共に進めていく必要があります。

[軽種馬]

軽種馬については、生産農家や生産頭数が減少傾向にあり、需要動向に即した生産馬の確保が必要となり、経営の改善が求められています。

[水稻・畑作等]

水稻、園芸作物については、田代地域を中心に面積が集約されています。

水稻の作付面積については現状維持となっていますが、生産農家戸数については減少が続いています。

また、稲作生産の農業所得については低迷が続けており、農業所得の安定を図るために水稻との複合作物として導入された「いちご」は専門化が増え、重要な基幹作物へと成長しており、施設整備などについても補助金の活用やリースハウス事業の実施による整備を推進し、生産農家戸数、生産量のさらなる増加を図るとともに、増産に伴ういちご選果場の整備についてもひだか東農業協同組合と連携し進めて行く必要があります。

[畜産]

乳用牛については、飼養管理技術の向上・乳質改善により1頭あたりの生産乳量は増加傾向にありますが、頭数の減少により生産乳量、生産額が減少傾向にあります。

肉用牛は、新富地区の肉用種業者が特徴のある一貫経営を行っています。

また、平成16年からは新たに軽種馬と和牛生産の複合経営をはじめていますが、現在は専門化しており、農業支援事業などの実施により規模拡大等の充実を図ります。

めざす姿

〔全体として〕

- 鳥獣被害防止対策計画を推進するため、各種の補助事業などを活用し被害の減少化を図ります。
- 有畜農家と連携し、堆きゅう肥を投入した土づくりを進め、肥料コストの低減や減農薬栽培を促進します。
- 家畜排せつ物の適正な処理を行い、ほ場副産物※や家畜ふん尿を有効活用し、貴重な有機物資源としての利用を促進します。
- 農業支援事業や優駿サポート（草地新規更新農作業受委託組織）を活用した新規草地更新の促進を図ります。
- 新たな担い手となる新規参入者等の就農促進を行うため、農業支援事業を含めた各種助成制度の整備のさらなる充実を図ります。

〔軽種馬〕

- 各種関係機関や農業団体と連携を図り、生産者の意識改革を促し、経営システムの導入による経営分析や生産牧場のグループ化を推進し、経営体質の強化と安定化、コスト低減を図ります。
また、昼夜放牧などに対応できる放牧地を確保するため、狭隘な放牧地の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換などによる放牧地の造成、牧柵等の整備を促進します。
- 不採算馬の淘汰による繁殖牝馬の資質向上を促進します。
- 生産段階での初期調教施設の充実と有効活用を促進し、生産馬の付加価値を高め経営の安定を図ります。
- 地域経済と基幹産業を守るため「ホッカイドウ競馬」の維持発展を促進します。

〔水稻・畑作等〕

- 集落営農の組織化・法人化を促進し、担い手の確保による高齢化対策を図ります。
- 旧水田の高度利用化を進めるため、生産性の高い転作営農やほ場整備と団地化を促進し、コストの削減と生産効率の向上を図ります。
- 「エコファーマー」※「YES! clean」※制度への認証を促し、安全・安心な作物づくりとブランド化の推進を図ります。
- 転作地及び周辺草地を中心とした排水不良の改善を行い、生産収量の向上と良質な牧草生産を促進します。
- 夏秋取りいちごなどの栽培技術の向上と品質管理に努め、ブランド化を進めるため、高設栽培施設の整備充実を図ります。
- いちごの増産に伴い、浦河町所在の選果場が狭隘となるため、様似町に新たな選果場の整備促進を図ります。

※ほ場副産物 「実」を収穫後、その他にも活用できる作物のこと（例～米と稲わら）

※エコファーマー 堆肥を利用し微生物農薬を使用するなどした持続性の高い農業生産方式を導入した活動。

※「YES! clean」 有機物の施用などによる土づくりと化学肥料（5割減）や化学合成農薬（5割減）の使用を必要最小限に抑えた栽培の取り組みで環境との調和に配慮しつつ、安全・良質な農産物の生産を進める農業で「クリーン農産物」を栽培する取り組み。

〔畜産〕

- 生乳需給事情に配慮した計画的生産に取り組み、飼養管理技術の向上と乳質改善に努め、安全・安心で良質な生乳生産を促進します。
- 酪農ヘルパー事業※の有効活用を行い、生産効率の向上と合理化を図ります。
- 生産コストの削減を図るため、町有牧野の有効活用を促進します。
- 乳牛能力検定による淘汰の実施や優良雌牛の確保を行い、経営の合理化を促進します。
- 優良繁殖牛の増頭及び資質向上への取り組みと経営規模拡大を促進します。
- 「グリーンサポートひだか東」※との連携を図り、技術指導や各種研修会の開催、預託肉用委託管理の導入を促進します。

第8次総合計画終了時までの目標

〔軽種馬〕

種 別 年 度	生産牧場数	生産頭数
22 年度	28 牧場	380 頭
26 年度	24 牧場	330 頭
32 年度	22 牧場	300 頭
	減少	減少

〔水稻・畑作等〕

種 別 年 度	水稻生産者 戸 数	水稻作付 面 積	イチゴ生産 農家戸数	馬鈴薯生産 農家戸数	トマト生産 農家戸数	牧 草 作付面積	青刈トウモロ コシ作付面積
22 年度	11 戸	22.7ha	11 戸	2 戸	1 戸	966ha	13ha
26 年度	9 戸	22.7ha	15 戸	2 戸	1 戸	966ha	13ha
32 年度	6 戸	22.7ha	29 戸	0 戸	1 戸	966ha	13ha
	減少	維持	増加	減少	維持	維持	維持 (飼料作物)

※酪農ヘルパー事業 酪農という年中仕事に拘束され、行動や判断の自由を制限されるという経営の特殊性に対処し、安定的な酪農経営が継続できるよう、定期的な休日の確保や突発的な事柄が発生した場合に農家によって作業を行う制度。

※グリーンサポートひだか東 J A ひだか東が出資している農業法人で、肉用牛（黒毛和種）委託事業やいちごハウス団地の貸付事業、グリーンアスパラガス作付け奨励事業を実施している。

[畜 産]

種 別 年 度	乳 用 牛 生産者戸数	乳 用 牛 生産乳量	黒毛和種 生産者戸数	黒毛和種 生産頭数	アンガス種等 生産者戸数	アンガス種等 生産頭数
22 年度	3 戸	634,000kg	3 戸	61 頭	1 戸	110 頭
26 年度	3 戸	527,000kg	3 戸	110 頭	1 戸	30 頭
32 年度	3 戸	523,000kg	3 戸	140 頭	1 戸	30 頭
	維持	減少	微増	増加	維持	維持

写 真

田植え体験学習の様子

写 真

6-2 林業振興対策の推進

6-2-1 林業振興対策の推進

現状と課題

本町の森林面積は町全体の92%を占める33,382haで、その構成は、道有林が62%、町有林が10%、私有林が28%であり、道有林については日高管内で最も広い面積を有しております。

一般民有林（町有林と私有林）12,808haのうち、人工林は3,330ha（26%）、天然林は9,315ha（73%）、無立木地※は163ha（1%）となっており、人工林の樹種別の構成はトドマツ、カラマツ類が大半を占めており、35年未満の幼齢林が大半となっています。

本町の林業は、今まで重要な基幹産業としての役割を担っていましたが、近年の木材価格の低迷と輸入材の増加の影響などにより、経済的な産業から「山づくり」という環境保全面を重視し、地球温暖化防止に貢献するといった環境的産業へと変わりつつあります。

また、ここ数年のエゾシカ生息数の急増は、生息地である森林地帯の樹木への「角こすり」や食害による被害の増大を招き、大きな問題となっております。

今後とも、環境保全としての役割も含めた林業を持続的に維持して行くためには、担い手の育成と労働力の確保をはじめ、児童生徒や住民に対し、木とのふれあいを通じた「木育」※を推進し、林業への理解を深める活動が必要となります。

また、未整備森林となりがちな不在町所有者への啓発活動と、伐採後の放置森林の解消への働きかけを町と森林組合などが一体となって取り組み、本町の森林資源を将来へ引き継ぐための活動を推進する必要があります。

めざす姿

- 町森林整備計画を基に、森林の持つ多面的機能※と地域の特性に応じた森林資源の持続化を図るため、新植や保育※・間伐※などの各種施業（整備作業）を進めます。
- 鳥獣被害対策計画を推進するため、各種の補助事業を活用し被害の減少を図ります。
- 森林組合や関係事業所などにおける従事者の安定的雇用の推進を図ります。
- 森林資源の持つ魅力や役割を「木育」を通じた学習活動などへ情報発信をします。
- 不在町所有者などによる未整備森林や伐採後の放置森林等の解消のため啓発活動を展開します。

※無立木地 伐採後に植林がされていない山林。

※木育 子どもから大人までが「木とのふれあい、木に学び、木と生きる」取り組みを身近に行い、人と木と森との関わりを通じて豊かな心を育む活動。

※森林の持つ多面的機能 森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供など極めて多くの多面的機能を有しているということ。

※保育 森林を育てるために行う作業のこと（下刈り、つる切り、除伐、枝打ち、間伐）。

※間伐 林の立木密度を下げるために行う間引きのこと。

第8次総合計画終了時までの目標

各種補助事業の活用を図り、本町の森林の特性に即した森林整備の推進を通じて、後世へ美しい森林を引き継ぐための「山づくり」を推進します。

○未立木地（植林などがされていない森林密度の低い山林）面積

年 度	面 積
22 年度	177ha
26 年度	163ha
32 年度	96ha (達成目標値 58%)

○公共施設などへの木材使用の促進

町公共施設などへの木材使用を積極的に推進します。

○木質系バイオマス発電用チップ生産の促進

木質系バイオマス発電用の原料となる未利用材や林地残材の有効利用を積極的に推進します。

写 真

「観音山御神木」苗木里帰り植樹（平成 22 年 6 月）

6-3 水産業振興対策の推進

6-3-1 水産業振興対策の推進

現状と課題

水産業の現状は、漁業生産量の減少や消費低迷の影響による魚価安、また、世界的な原油価格の下落にもかかわらず円安からくる漁業用燃油の高止まりや漁業用資材の高騰が続き、漁家経営を厳しく圧迫している状況にあります。そのため活魚出荷や消費者の「安全・安心志向」に伴う輸入水産物との差別化とブランド化など付加価値向上のための取り組みが求められています。

コンブ漁においては、総生産量が年々減少を続けており、安定生産に向けた対策が求められています。

また、漁家数は減少を続けており、このことは水産業への新規就業者数が極めて少なく、高齢化が進行するとともに後継者がいないことによる廃業が大きな要因となっています。

労働力不足による生産量の低下も危惧されることから、後継者の育成・確保のため新規就業対策の促進や漁業経営安定のための生産性の向上と収入の安定を図る必要があります。

漁業基盤である漁港については、今後とも計画的な整備や改修の必要を要望するとともに、老朽化する付帯施設についても、漁業協同組合との連携を図りながら整備を促進する必要があります。

漁業協同組合は合併による事務効率向上などの利点を活かした経営が進められており、今後とも資源管理型漁業の推進や担い手の育成などの漁業者対策のみならず、漁村の活性化と地域社会の中核的役割を果たすことも期待されていることから、さらに緊密な連携を図りながら、水産業及び地域振興をともに進めていく必要があります。

めざす姿

- 商業や観光などの関連産業と連携し、直販や町内の飲食店への供給拡大などによる地産地消を推進するとともに様似産水産物の良さをPRし、販路の拡大を図ります。
- サケ（銀聖）やマツカワ（王蝶）、真ツブなどのブランド化の推進などを図り、単価の維持・向上を促進します。
- 日高昆布の知名度アップや販路拡大を促進します。
- 「コンブ生産安定対策会議」を通して関係機関と連携を図りながら、生産性の向上による収入安定対策の取り組みを推進し、コンブの生産力向上を促進します。
- 後継者や新規就業者の育成・確保を進めるため、各関係機関と連携し、受け入れ体制の整備や体験実習、研修会・講習会などの機会を設け、漁業への理解を深めるとともに、技術習得のための研修派遣を促進します。
- 児童生徒などによる漁業の体験学習や料理教室などの機会を充実し、後継者の育成を図ります。

- 生産性の向上と収入の安定のため魚礁等の設置を進めるとともに雑海藻駆除※やヒトデ駆除を実施し、漁場環境保全の取り組みを推進します。
- 栽培漁業において、マツカワやウニ、ハタハタなどの種苗生産及び種苗放流を計画的に実施し、効果的な資源増殖事業を促進します。
- 生産の拠点となる漁港の整備について、漁業者の要望を生かした整備を計画的に進めるとともに、漁業基盤としての漁港整備を促進します。
- 水産業振興の中心となる漁業協同組合と密接な連携を図りながら、各種取り組みを推進し、水産業の振興を図るとともに地域振興を共に推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

■漁獲高の推移（単位：千円）

区分	平成 16 年	平成 21 年	平成 26 年	平成 32 年	伸長率
様似支所	1,877,054	1,583,486	1,726,839	1,900,000	110.0%
冬島支所	1,077,154	807,308	882,218	1,050,000	119.0%
合計	2,954,208	2,390,794	2,609,057	2,950,000	113.1%

※ 伸長率＝目標値（平成 32 年）÷平成 26 年漁獲高により算出

■漁家経営体数の推移（単位：戸）

区分	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 32 年度	伸長率
様似支所	149	106	112	97	86.6%
冬島支所	156	134	128	112	87.5%
合計	305	240	240	209	87.1%

※雑海藻駆除 雑海藻（昆布以外の海藻）が増えると昆布の生える場所が無くなるため、雑海藻を人の手や機械により駆除すること。

6-4 商業振興対策の推進

6-4-1 商業振興対策の推進

現状と課題

本町の商業は、小売業を主として飲食業、卸売業、製造業などで構成されていますが、大半を占めているのが小規模な商店です。

商業は雇用の創出や経済の活性化など住民生活の豊かさに大きな役割を担ってきましたが、長引く不況や消費税の値上げによる国内経済低迷の影響を受けるとともに、消費者の大型店及び量販店志向の強まりや町内消費人口の減少などによる売上の停滞が町内商店の経営を悪化させています。

また近年、消費者の価値観やライフスタイルの多様化がすすみ、小売店へ足を運び商品を手にする従来の買物から、インターネットの普及による通信販売や宅配サービスを利用するなど購買方法にも変化が見られています。

このような状況から、今後も商業の伸びは期待できない状況にあります。ユネスコ世界ジオパークによるまちづくりを見据えた積極的な商業活動を展開し、消費者ニーズ・購買行動の変化に対応した経営の近代化、合理化による経営基盤の充実を図るため、商工会がすすめる「経営発達支援計画」※の具現化をめざす必要があります。

めざす姿

- 商工会がすすめる「経営発達支援計画」の具現化をめざし、経営の近代化や合理化による経営基盤の安定を図るとともに、町外に流出する購買力を食い止めるため、商店街活性化事業に取り組みます。
- 商業者が安心して経営できるように、金融支援対策や設備投資資金に対する利子補給などの適切な措置を講じ、経営基盤の安定を図ります。
- 商業は他産業の状況に左右されやすく影響力が大きいことから、地場資源の増大対策をはじめ、観光産業や六次産業化、各種イベントなど複合的な産業振興と地域の活性化を図ります。
- 交流人口の拡大に対応した特産品や土産品の開発をすすめ、インターネットなどを活用した世界ブランドのPR活動を展開し、町の知名度アップや商品PRによる販路の拡大を図ります。

第8次総合計画終了時までの目標

○商店・事業所数

年 度	22 年度	26 年度	32 年度
	76 商店・事業所	70 商店・事業所	66 商店・事業所
	減少	維持	減少

※経営発達支援計画 全国の商工会が取り組む小規模事業者の持続的発展を支援する事業で、平成 28 年度から 5 カ年間の支援計画を作成する。

6-5 工業振興対策の推進

6-5-1 工業振興対策の推進

現状と課題

本町の工業は、カンラン岩や石灰石などの地下資源を活用した事業、地場資源を活用した水産加工や木材加工業など、町内のほとんどが中小企業ですが、本町の経済を支え、雇用の場として大きな役割を果たしています。

本町の強みでもある品質の良さや原材料などの安定的確保、人材や技術者の確保が課題となっており、商工会がすすめる「経営発達支援計画」の具体化を支援するとともに、新規企業の誘致を促進するための条件整備と情報収集に努めなければなりません。

めざす姿

- 公害防止や自然保護との調和を図りながら、地場企業の育成に努め、長期低金利資金の確保により経営体質の改善強化を推進します。
- 新製品の開発と高次加工の研究、その販路の開拓・拡大及び販売促進を支援します。
- 新規企業の誘致を促進するための条件整備と情報収集に努めるとともに、人材や技術者の養成・確保を図ります。
- 地場資源の付加価値を高めるため、特産品開発や六次産業化に取り組むとともに、世界ブランドを活用した販路の拡大と第2次産業の振興を推進します。

第8次総合計画終了時までの目標

○工業系事業所数

年 度	22 年度	26 年度	32 年度
	21 事業所	19 事業所	19 事業所
			

6-6 観光振興対策の推進

6-6-1 観光振興対策の推進

現状と課題

平成20年12月に「アポイ岳ジオパーク」が日本ジオパークに認定されて以来、観光振興の柱として関連施設などを整備し、知名度アップや観光客誘致を図ってきました。平成27年にはユネスコ世界ジオパークに認定されたことから、世界ブランドによる観光客誘致を進めるとともに、受入体制や宿泊施設の充実を図ることが望まれます。

また、本町に点在する公園、景勝地はジオサイトやフットパスコースにもなっており、滞在型観光客を誘致するための効果的なPR活動を行うとともに、観光ガイドの養成や施設・設備の充実が必要です。

さらに日高管内全体の知名度、ブランド力の向上のため広域的な観光に積極的に取り組んでおり、両隣の町はもちろんのこと、国道236号線が走る十勝圏域・広尾町までをも含めた広域的な観光ルートの活用が必要です。

めざす姿

- 「アポイ岳ユネスコ世界ジオパーク」をツール※とした魅力的で体験的な観光プラン（ジオツーリズム※、グリーンツーリズム※）を開発し、近隣町との連携により、通過型の本町観光の転換を図ります。
- ホームページやSNS、ガイドブック、パンフレット、看板など、観光宣伝媒体の充実とその多言語化を推進します。
- 様子町の大地の成りたちや自然・文化とのかかわり、地域の歴史や文化財を楽しくわかりやすく案内できるジオパークガイドの発掘と育成を図ります。
- 観光客のニーズや動態を把握するため、モニター調査や入り込み調査を実施します。
- 観光関連団体や宿泊施設など、受入体制の整備を図ります。

※ツール 観光客を呼び込むためのひとつの道具、手段。

※ジオツーリズム 地質学や地形学、景観、地形などの自然現象に対して興味を持ち、知識と理解の獲得をめざす観光。子どもの教育や大人の生涯学習に資する観光でもあり、さらにその観光を通じて地域経済の発展につなげていくことも目的としている。

※グリーンツーリズム 農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家や漁家などにホームステイして農業や漁業などの作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

第8次総合計画終了時までの目標

○観光客入込数

年 度	22 年度	26 年度	32 年度
全 体	201,000 人	206,000 人	260,000 人
町 外	101,000 人	108,000 人	120,000 人
		増加	増加

写 真

アポイの火まつりの様子

写 真

ウニまつりの様子

第3部 基本計画

第7章 発展の基盤づくりのために

第8次様似町総合計画



町民と歩む 個性あふれる 元気なまちづくり

7-1 道路・交通網の整備

7-1-1 国道・道道・町道の整備

現状と課題

本町の道路網は、国道336号を基幹軸として道道や町道が整備され、国道は地形や地域の発達など地理的な関係からほぼ海岸沿いに主要地域間を結び、町道は国道や道道から分岐して、各地域間の生活道路や産業道路としての役割を果たしています。幹線道路の国道は、西町から栄町間の国道拡幅を終え、車両通行の円滑化と歩行者の安全確保、さらには沿道景観も向上し、道道においても2路線ともに改良・舗装が100%となり道路網の整備は進められていますが、岩盤崩落や高潮災害などの自然災害が危惧され、さらに道路整備が求められます。町道はこれまで改良や舗装など整備の推進に努めてきましたが、住民の日常生活のうえで重要な役割を果たすことから、今後とも計画的な整備が必要となっています。

また、国道336号の塩釜トンネルは、依然として交通事故が発生しており、抜本的な安全対策が求められています。

めざす姿

- 国道、道道については、幹線道路として災害に強く安全で快適に地域間を結ぶ道路網の整備に関係機関に要望していきます。
- 町道については、日常生活の利便性や快適性の確保と点検・補修など計画的な維持管理に努めていきます。
- 塩釜トンネルの安全対策については、問題点を徹底究明し抜本的な事故防止対策を講ずるよう関係機関に要請していきます。

第8次総合計画終了時までの目標

○次のとおり関係機関とともに整備を推進します。

年度	整備内容	
23～32	国道336号災害防除事業	落石対策工、越波対策工
	国道336号交通安全対策事業	塩釜トンネル改良事業 歩道整備（鶴苫～西町、大通～平字）【H25・26事業実施済】
	道道道路改良事業	新富様似停車場線
	町道道路改良事業	町道路線改良舗装（幌満大泉線ほか） 町道道路排水溝改良
	橋梁保全対策事業 （国道・道道・国道）	橋梁点検、橋梁補修

7-1 道路・交通網の整備

7-1-2 公共交通等の確保

現状と課題

本町の公共交通は、鉄道と路線バスが担っています。

鉄道は、JR北海道の日高線が本町を始発として苫小牧まで運行されており、路線バスはジェイ・アール北海道バスが本町にある営業所を拠点に、浦河方面とえりも方面に運行しています。また、同社が札幌へ向けての都市間バスも運行しています。

本町及び近隣町の人口減少や車社会への変革により、公共交通の利用者は減少し、本町公共交通の将来は非常に厳しい状況となっています。

日高線については、現在不通が続いており、その復旧について国・道・JRの3者で協議を進める中、復旧後の利用者の増につながる地域振興策について、日高管内での取り組みをJRに提案し、運行再開を要請している状況となっています。

めざす姿

- 本町には、通学や通院などで近隣町へ通うかたも多いため、近隣町を結ぶ公共交通が維持できるよう支援し、将来にわたって“住民の足”を確保します。
- 高齢社会に対応するための「コミュニティバス」※「乗合タクシー」※などについて、常に情報収集を行っていきます。
- 地域振興策による利用者の増を図り、路線の維持、継続が図られるよう、各種施策を展開していきます。

第8次総合計画終了時までの目標

○公共交通数

年 度	種 類 等	
21 年度	鉄道	1 路線
	路線バス	1 路線
32 年度	鉄道	1 路線
	路線バス	1 路線
	維持 	

※コミュニティバス 住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。市街地などの交通空白地帯において公共交通サービスを提供するもののほか、主要施設や観光拠点などを循環する路線などのさまざまなタイプがある。

※乗合タクシー おおむね10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。用途としては、交通空白地帯の解消及び高齢者等交通弱者の公共施設等への移動手段として使用されることが多い。

7-2 地域情報化の推進

7-2-1 地域情報通信基盤の整備

現状と課題

現在、最も身近な生活情報を得るためのテレビ放送は、平成21年度末から町内でも地上デジタル放送が開始され、平成26年度末には受信普及率は100%になりました。また、インターネット環境については、平成22年から町内で光サービスが開始されるなど、町内の多くの地区で電気通信事業者によるブロードバンドサービス※が提供されています。一方、電話については、ほとんどの世帯に固定電話若しくは携帯電話が普及しています。

このように町内の情報通信基盤は、都市部と大きな差がない程度のサービスが提供できていますが、携帯電話やブロードバンドサービスは、電気通信事業者のサービスエリア外※となるため、利用できない地域があります。

めざす姿

- 携帯電話やブロードバンドサービスの拡大については、町としての費用対効果と民間企業としての戦略もあり、より多くの方がサービスを受けられるよう、関係機関と連携し取り組んでいきます。
- 情報通信基盤は短い周期で変わっていきますので、常に最良の情報通信基盤を本町に導入できるよう、情報収集に努めるとともに関係機関と連携していきます。
- 近年、パソコンやタブレット端末をインターネット環境に繋いで利用するためのW i - F i（ワイファイ）※の活用が注目されており、町の公共施設においても観光客が訪れた時に利用できるよう整備を進めてまいります。

※ブロードバンドサービス 「広帯域」にわたる、光ファイバーなどの無線通信技術による高速インターネット接続サービスのこと。

※サービスエリア外 電気通信事業者による携帯電話やブロードバンドサービスなどのサービスが提供されていない地域のこと。

※W i - F i 「電波を発信する元」と「電波を受信する機械」が相互に無線で通信することでインターネットに接続すること。

第8次総合計画終了時までの目標

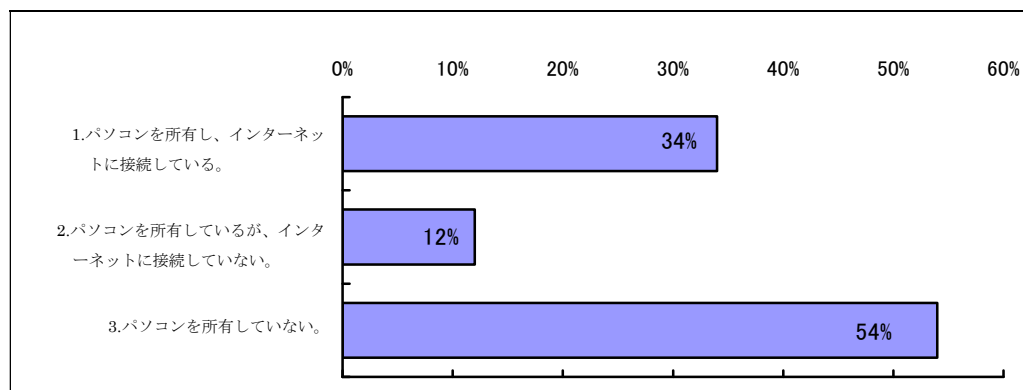
①インターネット普及率

年度	普及率
21 年度	34% (住民アンケートより)
32 年度	 80%

②地上波テレビ放送受信率

年度	普及率
21 年度	100% (アナログ放送含む)
26 年度	100%
32 年度	 100%

- あなたの世帯では、パソコンを所有し、インターネットに接続していますか。
(※平成 20 年度実施 住民アンケートより)



7-3 土地利用の推進

7-3-1 土地利用の推進

現状と課題

本町の総面積は364.30㎢となっていますが、その9割以上が森林となっています。宅地は、中心市街地の原野から少しずつ進んでおり、農用地は主に様似川や海辺川の流域に広がっています。

本町の土地条件から、新たな用地を造成することは非常に難しい状況です。しかし、近年は人口の減少に伴い市街地にも空き地が増加してきており、事業所などの移転により生まれた大規模空き地も出てきています。また、公共施設跡地等の遊休地※も生ずることから今後のまちづくりの方向性も考慮した中で、最も有効な土地利用について土地所有者も含め検討していく必要があります。

めざす姿

- まちづくりの主旨や方向性を考慮しつつ、本町の景観を損なわないまま、住民が住みよさをより実感できる土地利用を推進します。
- 各法令を厳正に適用し、無秩序な乱開発行為を防止して、自然環境や漁業資源などに影響を及ぼさないようにします。

第8次総合計画終了時までの目標

- 国道拡幅事業や学校の移転などによって生じた遊休地については、当面、イベントなどで活用していく中で、更なる有効活用を検討します。
- 各地域に点在する空き地などについては、土地所有者の理解を得ながら地域の活性化につながるような利用を促進します。
- 土地取引の届出法令などを厳正に適用し、土地の乱開発防止などに努めます。

※遊休地 住宅や農地や駐車場をはじめとしたどのような用途でも使われておらず、有効活用されていないような土地のこと。遊休している土地のこと。

7-4 公共施設の有効活用の推進

7-4-1 公共施設の有効活用の推進

現状と課題

本町には、中央公民館やスポーツセンター、各地域にある生活館など誰でも活用できる施設のほか、役場庁舎やクリーンセンター、下水道終末処理場など特定の用途に使用している公共施設があります。その多くの施設が建設後20年以上経過し老朽化してきているため、計画的に補修するとともに、必要性などを再考し、建替えや大規模改修を行い、老朽施設は適切に解体していく必要があります。

特に生活館などは、老朽化が著しい施設が増えてきているとともに、人口の減少から有効活用しきれない施設もあることから、集約化についての検討をしていく必要があります。

また、公共施設の命題である施設の利用率の向上と適切な受益者負担の徴収についても検討していく必要があります。

めざす姿

- 計画的な補修などにより、現在の公共施設を長く利用できるようにします。
- 生活館等の集約化を検討し、地域活動などを低下させずに町財政への負担を軽減できるように公共施設を維持・活用します。

第8次総合計画終了時までの目標

- 公共施設の補修と、老朽施設の解体を計画的に推進します。
- 公共施設等総合管理計画を策定し、集会施設の集約化について検討します。
- 公共施設利用に関する受益者負担が適切かどうか、定期的に検討します。

～裏表紙（イラスト）～

ひらかわ しょうじろう 氏



様似町出身。テレビアニメーターを経験した後漫画の世界に入る。神奈川県在住。

●日本漫画家協会会員

●日本漫画家会議会員

第 8 次様似町総合計画

発 行／北海道様似町

〒058－8501 北海道様似郡様似町大通 1 丁目 2 1 番地

T e l (0146) 36 － 2111

F a x (0146) 36 － 2662

編 集／様似町総務課

印 刷／

平成 2 3 年（2 0 1 1 年）3 月発行

平成 2 8 年（2 0 1 6 年）3 月発行